

国史跡 安德台遺跡保存活用計画

国史跡 安德台遺跡保存活用計画

令和4年3月 那珂川市教育委員会

令和4年3月
那珂川市教育委員会



序

安徳台遺跡はこれまでの発掘調査により、弥生時代中期を中心とする住居跡群や副葬品をもつ甕棺墓が見つかるなど全国的にも注目を集めてきました。その成果は奴国の拠点集落やその有力者の存在を示すとともに弥生時代中期を考える上で、なくてはならない史跡として位置付けられています。そして、平成31年2月26日に国史跡の指定をうけ、その後、「国史跡安徳台遺跡保存活用計画」を策定する運びとなりました。

また、那珂川市は平成30年10月1日に単独での市制施行を果たし、令和3年4月には那珂川市として初めての「那珂川市総合計画」を策定し、「笑顔で暮らせる自然都市なかがわ～これからも住み続けたい協働のまちを目指して～」をまちづくりの将来像としています。文化・芸術については、施策大綱5「地域の資源を活かした活力あふれるまちづくり」のなかで、「歴史遺産の保存とまちづくりへの活用」が必要であり、その主な取り組みとして「歴史・文化の保護と継承」、「文化財を活用したまちづくりの推進」を掲げています。今回策定した「国史跡安徳台遺跡保存活用計画」では、本史跡の価値の適切な保存、継承に資する活用・整備、さらには保存活用を円滑に進めていくための運営体制についての基本方針や方法について示しており、本市のこれからの進化するまちづくりを支える要素の一つとして活せる計画となるものと確信しております。

本計画により、本市の貴重な歴史遺産である安徳台遺跡が全国的に誇れる価値を有していることを改めて認識するとともに、本史跡を後世まで確実に引き継いでいくことが、これからも住み続けたい協働のまちの実現にもつながると信じております。

最後に、今回の計画策定にあたり、関係機関等多くの方々にご指導、ご協力をいただきました。ご多忙の中、委員会において活発な議論をしていただきました西谷委員長をはじめ各委員の皆さま、ご指導をいただきました文化庁、福岡県教育委員会、九州歴史資料館、そして、様々なご意見やご提案をいただきました皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

那珂川市教育委員会
教育長 安川 正郷

例言

- 1 本書は、福岡県那珂川市に所在する、国史跡安徳台遺跡の保存活用計画書である。
- 2 本計画の策定事業は安徳台遺跡保存活用計画策定委員会を設置し、文化庁文化財第二課史跡部門、福岡県教育庁教育総務部文化財保護課の指導のもと、那珂川市教育委員会が行った。
- 3 事業は令和2年度、令和3年度の2ヵ年で実施し、文化庁の国宝重要文化財等保存整備費補助金の交付を受けて、安徳台遺跡保存活用計画策定事業として実施した。
- 4 計画策定に係わる事務は、那珂川市教育委員会文化振興課が担当し、関連業務の一部を株式会社エスティ環境設計研究所に委託した。

目次

第1章 計画策定の経緯・目的

1-1. 計画策定の経緯.....	1
1-2. 計画策定の目的.....	2
1-3. 委員会等の設置・経緯.....	3
(1) 検討体制	
(2) 策定委員会の開催経過	
(3) 検討委員会の開催経過	
(4) 地権者・住民からの意見聴取	
(5) ポスター展示及びポスターセッション等の実施・フリーペーパーの発行	
1-4. 関係法令と関連計画.....	8
(1) 関係法令	
(2) 関連計画	
(3) 那珂川町文化財保存整備基本計画「なかがわまちエコミュージアム」	
(4) 国史跡 安徳大塚古墳保存活用計画	
(5) 関係法令及び関連計画と本計画の位置づけ	
1-5. 計画の実施.....	22

第2章 史跡の概要

2-1. 那珂川市の概要.....	23
(1) 沿革	
(2) 人口	
(3) 産業	
(4) 交通	
(5) 主要施設の分布	
2-2. 位置と環境.....	28
(1) 地理的環境	
(2) 地形・地質的環境	
(3) 自然環境	
(4) 歴史的環境	
(5) 関連遺跡について	
(6) 那珂川市における文化財	
2-3. 指定に至る経緯.....	41
2-4. 指定状況.....	42

2-5. 指定地の状況	46
(1) 史跡地及び周辺の地形	
(2) 土地利用及び現況写真	
(3) 史跡地及び周辺の災害危険性	
(4) 地籍と地目	
(5) 土地所有区分	
(6) 植生	
(7) 史跡地及び周辺の眺望景観	
(8) 活動団体	
2-6. 発掘調査の履歴と調査成果	61
(1) 調査履歴	
(2) 調査成果	
2-7. 周辺エリアとは	71
第3章 史跡の価値	
3-1. 安徳台遺跡の価値構造	72
3-2. 本質的価値	73
(1) 遺跡の選地から見た地形地理的価値	
(2) 遺構遺物の学術的価値	
(3) 奴国の拠点集落としての歴史的価値	
3-3. 本質的価値に準ずる価値	74
(1) 古墳時代後期の横穴墓	
(2) 飛鳥時代（7世紀代）に推定される掘立柱建物群	
(3) 室町時代の居館跡	
3-4. 副次的価値	75
(1) 地域と関わり続けてきた空間としての価値	
(2) 新たに生み出していく価値	
3-5. 史跡及びその周辺を構成する要素	76
3-6. 周辺エリアの歴史重層性を構成する要素	82
第4章 現状・課題	
4-1. 保存管理	84
4-2. 活用	86
4-3. 整備	88
4-4. 運営・体制	89

第5章 大綱・基本方針	
5-1. 基本理念	91
5-2. 基本方針	92
第6章 保存管理	
6-1. 基本的な方向性.....	93
6-2. 地区区分	94
(1) 地区区分の考え方	
(2) 対象地の地区区分及び保存管理方針	
6-3. 具体的な方法	98
(1) 日常的な維持管理の方法	
(2) 災害発生時の対応と予防措置	
(3) 現状変更に関する取扱い方針及び取扱い基準	
(4) 調査研究	
(5) 追加指定	
(6) 公有化	
第7章 活用	
7-1. 基本的な方向性.....	104
(1) 本質的価値を伝えていくための活用	
(2) 史跡地により多くの来訪者を呼び込むための活用	
7-2. 具体的な方法	105
(1) 史跡の公開・見学	
(2) 史跡の有する価値の伝達	
(3) 広域活用	
(4) 情報発信	
(5) 学校・社会教育との連携	
(6) 地域と連携したイベントの実施	
(7) 来訪コンテンツの充実による誘客促進	
第8章 整備	
8-1. 基本的な方向性.....	110
(1) 保存のための整備	
(2) 活用のための整備	
8-2. 具体的な方法	111
(1) 保存のための整備	
(2) 活用のための整備	

第9章 運営・体制	
9-1. 基本的な方向性.....	114
(1) 地域住民・市民	
(2) 行政（庁内・関係自治体）	
(3) 各種団体・企業・大学等	
9-2. 具体的な方法.....	115
(1) 保存活用事業の運営・体制の構築	
(2) 地域や市民の参画機会の創出	
(3) 庁内体制の強化	
(4) 調査研究体制の強化と構築	
(5) 周辺自治体との連携	
(6) 多様な参画の仕組みづくり	
(7) 資金調達仕組みづくり	
第10章 施策の実施計画の策定・実施	
10-1. 実施項目.....	119
10-2. 実施期間、実施計画.....	119
第11章 経過観察	
11-1. 方向性.....	121
11-2. 方法.....	121

第1章 計画策定の経緯・目的

1-1. 計画策定の経緯

福岡県那珂川市に所在する史跡安徳台遺跡（以下「本史跡」という。）は、福岡平野の最奥部、阿蘇IV火砕流堆積層が那珂川の浸食によりつくられた標高約 60m、周辺との比高差約 30mの台地一帯に広がる遺跡である。

この台地は『日本書紀』巻九神功皇后仲哀9年夏4月3日の条に「迹驚岡」、『筑前国続風土記』に「御所原」として登場する。さらに、『平家物語』に記される安徳天皇の仮御所の故地との言い伝えがあり、現在の安徳台の地名の由来もこの言い伝えからと考えられている。また、斉明天皇が筑紫に下った際に構えた「磐瀬行宮」の候補地との説もある。

このような歴史を持つ場所でありながら、これまで確認調査や発掘調査が一度も行われたことがなく、大規模な開発計画が持ち上がるたびに中止されてきた。こうした中、地元から、台地上の遺跡の有無についての調査の要望が教育委員会に出され、平成9年度より国庫補助を受けて確認調査が行われることとなった。そして、平成9年（1997）から平成22年（2010）の14年間に及ぶ発掘調査等により、弥生時代、古代、中世の時期の遺構・遺物の存在が明らかになった。そのうち特に弥生時代の遺跡は、福岡平野において弥生時代中期の集落及び墓域の変遷を追うことができる重要な遺跡であるとして、平成31年（2019）2月26日に本市で2番目となる国の史跡に指定された。

平成9年度から開始された発掘調査では、遺跡の概要を究明することが主であったことから、今日まで史跡の保存活用については十分な検討がなされていない。近年、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要であるという観点から、地域における文化財の計画的な保存活用の促進が求められるようになり、平成31年（2019）4月に文化財保護法が改正され、保存活用計画の策定が同法に明文化された。このような状況をふまえ、令和2年度から「国史跡安徳台遺跡保存活用計画」（以下「本計画」という。）の策定に着手した。



図1-1：安徳台遺跡空撮

1-2. 計画策定の目的

本史跡は、平成 31 年（2019）に国史跡に指定されたが、保存管理や整備に向けての基本的な方針を有しておらず、今後の史跡の保存活用を進めていく上で、総合的な視点に基づく保存活用計画の策定が急がれていた。そのため、指定から間を置くことなく、本計画の策定に着手することとなった。

本計画は、本史跡の価値の適切な保存、継承に資する活用・整備、さらには、保存活用を円滑に進めていくための運営体制についての基本方針や方法の策定を目的としている。

なお、価値については、これまでの調査成果や土地利用、景観といった空間構造を再確認することで、その価値構造を含めて明らかにしていくこととしている。

また、保存管理について、本史跡は広大な指定範囲の大部分が私有地であることや現在も営農が続けられていること、今後保護を要する範囲の追加指定が必要とされることなど多くの課題が内包しており、このような状況をふまえ、日常管理のあり方、現状変更等の基準を整理していく。

そして、活用・整備については、平成 29 年度に策定した『国史跡安徳大塚古墳保存活用計画』と本史跡を含めた広域連携についても視野に入れた計画とする。さらに、本市は平成 30 年（2018）に単独での市制施行を果たしており、本市の新しいまちづくりにおいても、市民の共有財産としての認知を高め、新しい時代における史跡のあり方を提示していくことも視野に入れて計画を策定するものとした。

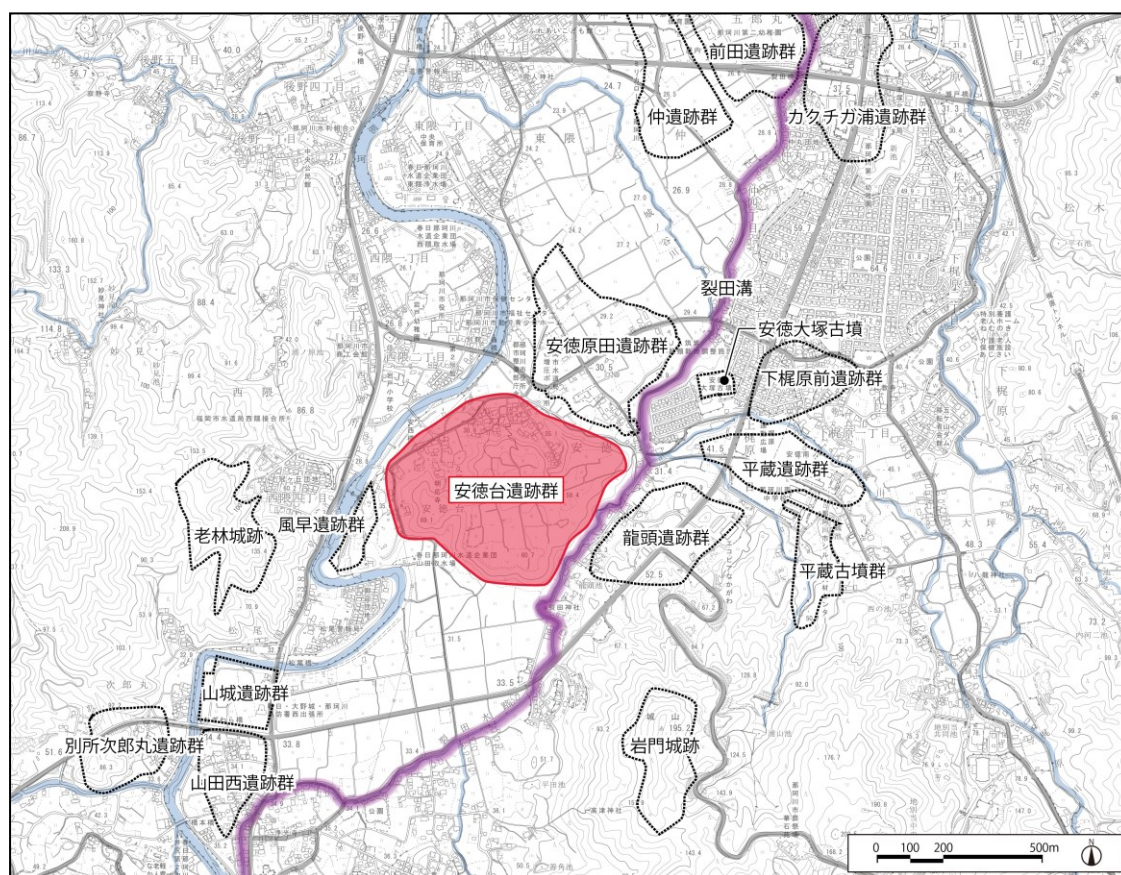


図 1-2：安徳台遺跡とその周辺

1-3. 委員会等の設置・経緯

計画の策定にあたっては、史跡の恒久的な保存と活用・整備に関する方針への助言を求めるために、安徳台遺跡保存活用計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、保存及び活用・整備等にかかる基本方針に関する事、保存活用計画の策定に関する事などについて、2ヵ年計画で多面的な検討・審議を行った。

策定委員会の委員は、考古学、古代史、都市計画、緑地保全学の学識経験者に委嘱した。事務局は、文化庁及び福岡県教育委員会文化財保護課の指導のもと、那珂川市教育委員会文化振興課が担当した。

また（3）（4）に示すように、まちづくりの観点から関連計画との整合性をとり、庁内における方向性の共有を図っていく場として、安徳台遺跡保存活用計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を、地権者及び地域住民に対して、多くの意見を直接伺うための場として「安徳台遺跡の保存活用を考える地域座談会」（以下「座談会」という。）を開催し、これらの意見を計画に反映させていくこととした。

さらに、（5）では、広く市民に対して、本史跡の周知と将来的な活用に対する意見収集を行うために、「ポスター展示及びポスターセッション」、「フリーペーパーの発行」を実施した。

（1）検討体制

策定委員会委員及び事務局は以下に示すとおりである。

表 1-1：策定委員会 委員名簿

	氏名	専門分野	所属
委員	西谷 正	考古学	九州大学 名誉教授
	磯村 幸男	古代史	那珂川市文化財専門委員会委員（元文化庁主任調査官）
	河野 雅也	都市計画	西日本工業大学 教授
	重藤 輝行	考古学	佐賀大学 教授
	朝廣 和夫	環境学	九州大学 准教授
オブザーバー	浅野 啓介		文化庁文化財第二課史跡部門 文化財調査官
	入佐 友一郎		福岡県教育庁教育総務部文化財保護課 参事補佐兼文化財保護係長（令和2年度）
			九州歴史資料館 文化財企画推進室 参事補佐（令和3年度）
	坂元 雄紀		福岡県教育庁教育総務部文化財保護課 技術主査
事務局	吉岡 賢生		那珂川市教育委員会文化振興課 課長
	岸川 直樹		那珂川市教育委員会文化振興課 文化財担当係長（令和2年度）
	岩満 聡		那珂川市教育委員会文化振興課 文化財担当主査技師（令和2年度）
			那珂川市教育委員会文化振興課 文化財担当係長（令和3年度）
	山田 則幸		那珂川市教育委員会文化振興課 文化財担当（令和3年度）
	松本 利香		那珂川市教育委員会文化振興課 文化財担当（令和2年度）
	吉川 由子		那珂川市教育委員会文化振興課 文化財担当（令和3年度）

(2) 策定委員会の開催経過

策定委員会の開催経過と各回における議事は以下に示すとおりである。

第1回 国史跡安徳台遺跡保存活用計画 策定委員会

開催日：令和3年3月11日（木）13:30～

内 容：①計画策定のスケジュール ②本史跡の概要
③計画策定における課題 ④基本理念



図 1-3：第1回策定委員会の様子

第2回 国史跡安徳台遺跡保存活用計画 策定委員会

開催日：令和3年7月8日（木）13:30～

内 容：①計画策定のスケジュール ②大綱・基本方針
③保存管理
④庁内検討委員会・地域座談会報告



図 1-4：第2回策定委員会の様子

第3回 国史跡安徳台遺跡保存活用計画 策定委員会

開催日：令和3年9月22日（水）13:30～

（オンラインでの実施）

内 容：①計画策定のスケジュール②活用
③整備 ④運営・体制
⑤ポスターセッション企画報告



図 1-5：第3回策定委員会の様子

第4回 国史跡安徳台遺跡保存活用計画 策定委員会

開催日：令和3年12月24日（金）14:00～

内 容：①計画策定のスケジュール ②本史跡の概要
③計画策定における課題 ④基本理念



図 1-6：第4回策定委員会の様子

(3) 検討委員会の開催経過

関連計画との整合性を図りながら計画策定を進めるうえで、総合的に取り組むまちづくりへの展開を庁内で共有し、推進するために検討委員会を以下のように開催した。

表 1-2：検討委員会 名簿

	氏名	所属
委員	下田 勝史	財政課 財政担当係長（令和2年度）
		行政経営課 財政担当係長（令和3年度）
	富川 裕介	経営企画課 課長補佐兼企画担当係長（令和2年度）
	西山 伸和	行政経営課 企画担当係長（令和3年度）
	萬 信彦	環境課 参事補佐兼生活環境担当係長（令和2年度）
		環境課 生活環境担当（令和3年度）
	古川 桂介	安全安心課 防災・防犯担当係長
	玉水 陽子	健康課 健康担当係長（令和2年度）
		健康課 健康推進担当係長（令和3年度）
	森山 亮之	産業課 産業振興担当係長
	岩橋 慶信	都市計画課 土地活用・計画担当係長
	高木 孝二郎	地域づくり課 観光・まちづくり担当係長
	吉嗣 哲郎	学校教育課 課長補佐兼学校教育担当係長（令和2年度）
	神代 英治	学校教育課 学校教育担当係長（令和3年度）
	吉岡 賢生	那珂川市教育委員会文化振興課 課長
岩満 聡	那珂川市教育委員会文化振興課 文化財担当主査技師（令和2年度）	
	那珂川市教育委員会文化振興課 文化財担当係長（令和3年度）	
事務局	岸川 直樹	那珂川市教育委員会文化振興課 文化財担当係長（令和2年度）
	山田 則幸	那珂川市教育委員会文化振興課 文化財担当（令和3年度）
	松本 利香	那珂川市教育委員会文化振興課 文化財担当（令和2年度）
	吉川 由子	那珂川市教育委員会文化振興課 文化財担当（令和3年度）

■会議名称：第1回庁内検討委員会

■開催日：令和3年3月31日（水）13:00～15:00

■場 所：那珂川市役所

■概 要：本計画の概要を説明後、各課の立場から保存活用へのアイデアをトークセッション形式で自由に話し合った。



図 1-7：検討委員会の様子

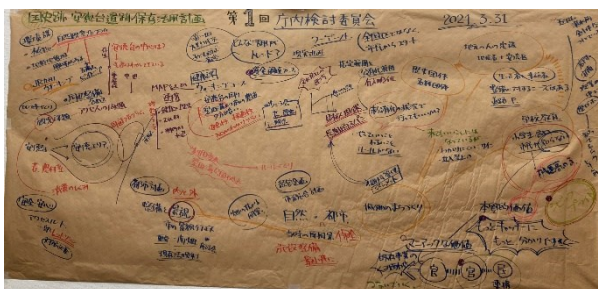


図 1-8：ワークシート（第1回）

■会議名称：第2回庁内検討委員会

■開催日：令和3年10月18日（月）15:00～17:00

■場 所：那珂川市役所

■概 要：本計画の進捗と具体的な活用事例について説明後、各課の立場から保存活用方法の可能性についてトークセッション形式で意見を出し合った。



図 1-9：検討委員会の様子

(4) 地権者・住民からの意見聴取

計画策定においては、本史跡地内での営農等に配慮し調整を行うため、地権者や農業を営む住民等を対象とし座談会を行った。

- 第1回安徳台遺跡の保存活用を考える地域座談会
- 開催日：令和3年3月31日（水）10:00～12:00
- 場 所：安徳公民館
- 参加者：16名（安徳地域住民）
- 概 要：本計画の概要を説明後、計画書策定全般の質問や、安徳台の将来像・ターゲット・要望について座談会形式で話し合った。



図 1-10：第1回地域座談会の様子

- 第2回安徳台遺跡の保存活用を考える地域座談会
- 開催日：令和3年6月8日（火）13:00～15:00
- 場 所：安徳公民館
- 参加者：7名（安徳地域住民）
- 概 要：主に営農について、必要な行為や日頃の作業、今後の営農意欲についてヒアリング及び意見交換を行った。

- 第3回安徳台遺跡の保存活用を考える地域座談会
- 開催日：令和3年10月21日（木）10:00～12:00
- 場 所：安徳公民館
- 参加者：9名（安徳地域住民）
- 概 要：主に営農について、維持管理の現状や、今後の管理や活用方針について話し合った。



図 1-11：第3回地域座談会の様子

- 第4回安徳台遺跡の保存活用を考える地域座談会
- 開催日：令和4年2月26日（土）13:30～15:30
- 場 所：安徳公民館
- 参加者：14名（安徳地域住民）
- 概 要：本計画のパブリックコメント期間中に、計画の概要説明と意見交換を行った。

(5) ポスター展示及びポスターセッション等の実施・フリーペーパーの発行

計画策定において、市民に本史跡の価値を周知し、市民意見の収集のためにポスター展示およびポスターセッションを行った。また展示の内容の概要をまとめたフリーペーパーを発行し配布した。

- 『国史跡安徳台遺跡』を知ろう!ポスター展示 and talk
- 開催日：令和3年10月12日（火）～31日（日）
- 場 所：博多南駅ビル1階ギャラリー
- 概 要：ポスターと写真等で、本史跡の価値や史跡地および周辺で活動を行う人のインタビュー記事を展示した。



図 1-12：ポスターセッションの様子

1-4. 関係法令と関連計画

本史跡の保存活用を図っていくためには、関係法令の枠組みの中での開発行為等に対して、十分な措置がなされていない事項を把握し、本計画における現状変更の取扱い基準の中で対応措置を講じることが必要である。さらには、史跡指定地の周辺部における史跡地景観の保全を図っていくための景観コントロール等の措置も考えられる。

また、活用・整備においては、本史跡の位置づけを明確にして、県、市の関連計画との整合を図りながら、まちづくりの将来像のシナリオを想定し、文化財やその周辺環境が担うべき役割や目指すべき方向性を導き出していく必要がある。

本史跡とそれを取り巻く市の姿や、市民の暮らしとの共存・共生を実現させるために、総合計画や都市計画マスタープラン、那珂川町*文化財保存整備基本計画といった上位関連計画との整合を図っていく。さらには本史跡の活用・整備が那珂川市全体のまちづくりにおいて、どのような効果をもたらすかを見定め、史跡とその周辺地域、ひいては那珂川市全体の将来像の共有に基づくまちづくりへの展開を図っていくものとする。

* 平成30年（2018）市制施行前の策定のため、本節においては原文のとおり「那珂川町」と記載しており、「那珂川市」と読み替えるものとする。

(1) 関係法令

本計画の策定にあたって考慮すべき関係法令を以下に示す。

1) 文化財保護法

本計画の対象である安徳台遺跡は、文化財保護法第109条に基づき指定された国指定史跡である。そのため、史跡に指定された土地は文化財保護法の規制を受け「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は文化財保護法第125条に基づき文化庁長官等の許可（国の機関である場合は法第168条の同意）が必要となる。

また、文化財保護法第129条の2では、「史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。」とされている。

さらに、史跡指定地外についても、本史跡の周辺は周知の埋蔵文化財包蔵地であることから、開発行為等の土地の現状変更を行う際は、文化財保護法第93条第1項及び第94条第1項に基づき事前に福岡県教育委員会への届出または通知が必要である。

なお、文化財保護法第113条に基づき、那珂川市は本史跡の管理団体に指定されている。

2) 都市計画法に基づく規制

那珂川市の都市計画区域は市北部に行政区域の約25%が指定されており、そのうち約30%が市街化区域となっている。さらに、市中心部に準都市計画区域が指定されている。

市街化区域内においては、これまでの市街地整備によって良好な市街地環境を備えている。一方、市街化調整区域や都市計画区域外においては、団地開発地や集落が自然環境豊かな地域の中に点在する状況にある。令和3年（2021）4月30日には道善・恵子地区が市街化区域に編入された。

本史跡は、市街化調整区域に位置している。

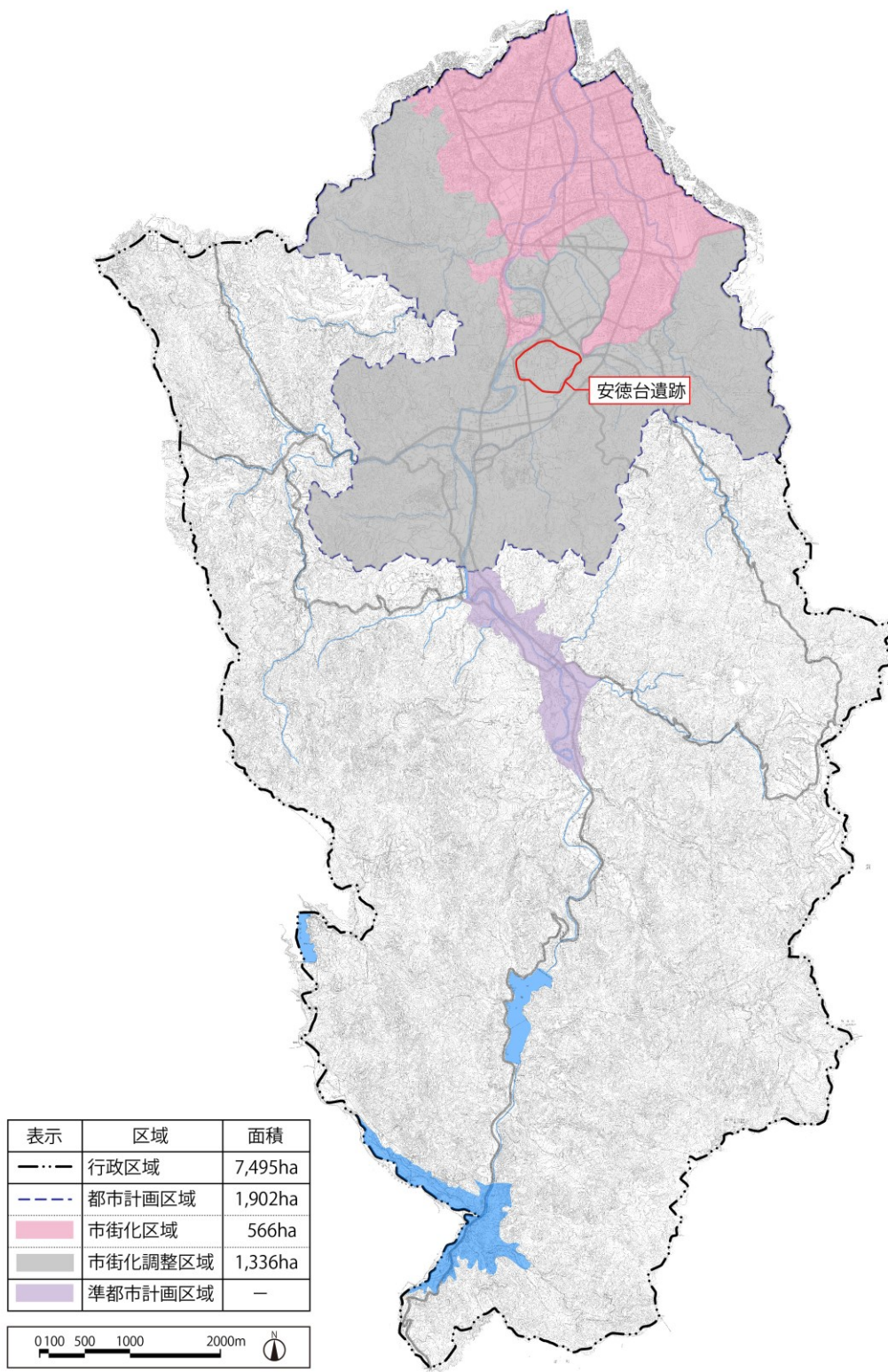


図 1-13 : 都市計画区域等の範囲

3) 農業振興地域の整備に関する法律による規制

那珂川市では、昭和 45 年度に「農業振興地域の整備に関する法律」の適用を受け、農業振興地域整備計画を策定した。農業振興地域内にある土地の農業以外の目的（住宅、商業施設、駐車場、資材置場等）への転用は、農振法および農地法によって厳しく制限されている。本史跡は農業振興地域内である。

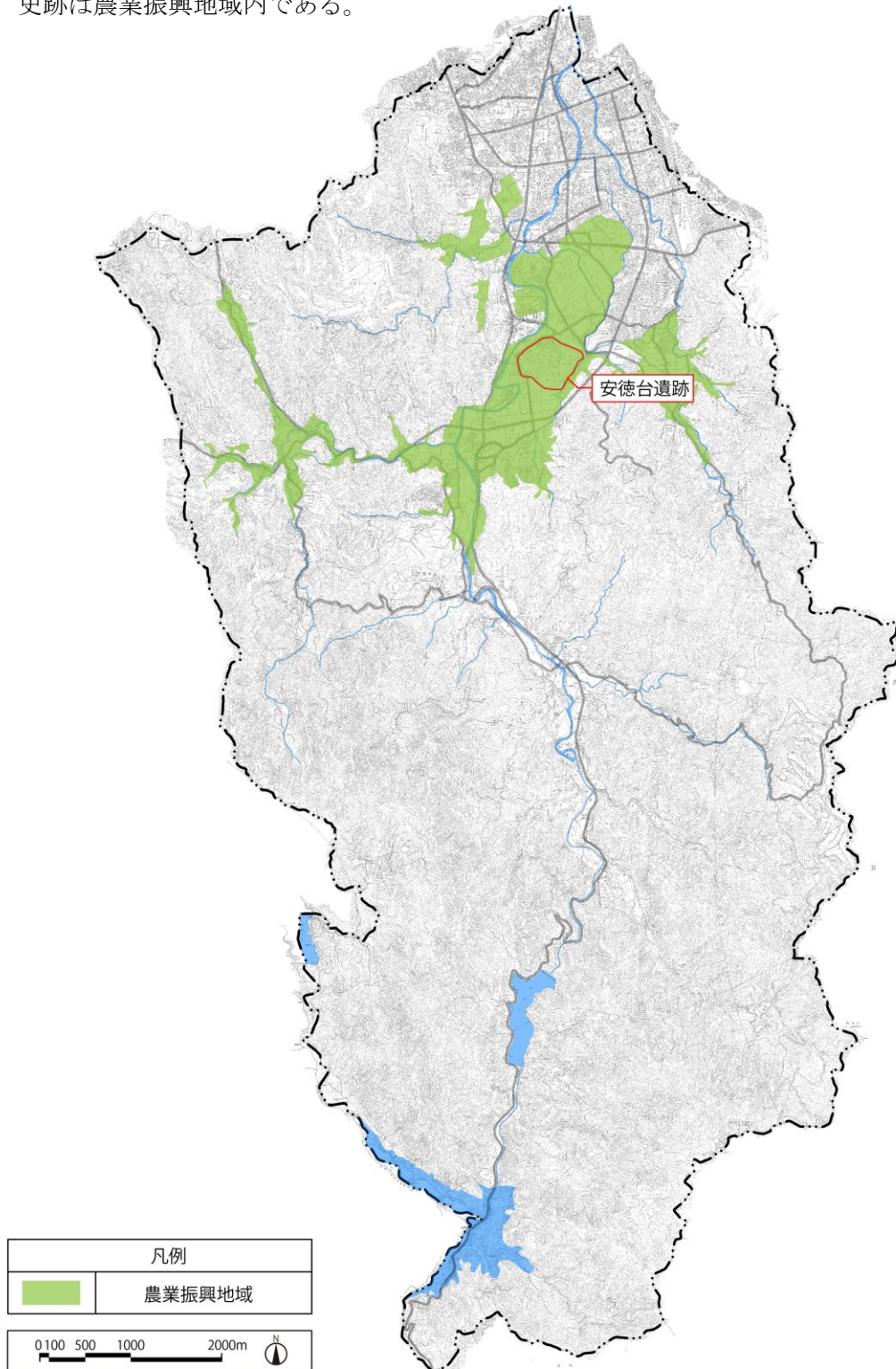


図 1-14：農業振興地域範囲

(2) 関連計画

本計画の策定にあたって整合を図るべき関連計画を以下に示す。

1) 那珂川市総合計画（令和3年3月策定）

○施策の方向（本計画に関連する箇所を抜粋）

施策大綱3：自然と調和した快適に暮らせるまちづくり

基本施策1（都市基盤） 施策1（賑わいある都市空間の形成）

- ①市街地の緑化、景観法に基づく制度の活用を検討
- ④案内サインなどの整備

基本施策2（道路交通） 施策2（公共交通網の整備）

- ①公共交通体系の検討、拠点間の交通ネットワークの強化

基本施策3（生活環境） 施策2（憩いとやすらぎの場の確保）

- ②自然とふれあう場の整備

施策大綱4：自然の豊かさを感じるまちづくり

基本施策1（自然環境） 施策1（森林環境の保全）

- ①森林の公益的機能の保全
- ②森林乱伐・乱開発の防止

基本施策3（農林業） 施策1（農業の振興）

- ②所有者の移転、利用券の設定などによる農地集積
- ③有害鳥獣対策の強化
- ④荒廃農地の解消
- ⑤収益性の高い作物への転作、特産品のPR・販路拡大
- ⑥農福連携の検討
- ⑦地産地消の推進

施策大綱5：地域の資源を活かした活力あふれるまちづくり

基本施策1（商工業・観光） 施策3（地域資源を活かした観光の開発）

- ②体験テーマ型ツーリズムの実施
- ③五ヶ山クロスを核とした滞在型観光の推進
- ④周辺自治体との広域連携による観光の検討

基本施策2（文化・芸術） 施策2（歴史遺産の保存とまちづくりへの活用）

- ①歴史・文化の保護と継承
- ②文化財を活用したまちづくりの推進
- ③那珂川市の歴史への誇りの醸成

基本施策3（交流） 施策1（「農ある暮らし」の拠点形成と市外からの交流の促進）

- ①農業体験を通じた定期的な市外者との交流活動の開催

2) 第2期那珂川市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略（令和2年3月策定）

○計画の理念・方針

平成28年3月に策定した「那珂川町まち・ひと・しごと創生—人口ビジョン・総合戦略」の取り組みを切れ目なく推進していくことと、SDGs（持続可能な開発目標）や Society5.0 の実現等の新しい時代の潮流や多様な人材の活躍を紐づけた、令和2年度から令和6年度までの計画（地方版総合戦略）である。

人口ビジョンでは、那珂川市における人口の現状分析、将来推計を行い、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す。効果的な施策を企画立案するための重要な基礎検討として位置付けている。

総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けるものである。令和3年度から10年間を計画期間とする「那珂川市総合計画」が那珂川市の総合的な振興・発展等を目的とするのに対し、総合戦略は長期的な視点に立って、人口減少・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、那珂川市の特性を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目的とする。

○施策の方向（本計画に関連する箇所を抜粋）

基本目標2：地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

【施策2-1：都市圏からの新しい人の流れをつくり地域資源を活かした観光を開発する】

- ・観光による休日滞在人口の拡大のため、グリーンピアなかがわを含む五ヶ山クロスを起点に自然などの地域資源を活かしたアウトドアツーリズムを推進し、観光客の滞在時間の延伸と観光消費の拡大を目指した観光産業の振興を図ります。
- ・自然資源を活かした観光の拡大により、都市圏から那珂川市を訪れるリピーターを増やし、地域と来訪者とのつながりを深めることで、関係人口となる那珂川ファンを拡大します。
- ・Society5.0の到来を見据え、最新技術を活用した観光資源の付加価値向上、情報発信機能の強化を検討します。

【施策2-2：地域資源を活かした「農ある暮らし」の拠点形成、市外からの交流の促進】

- ・農業体験などの定期的な交流活動を通じて、市外者とのつながりを深め、「関係人口」を増やすことで、市外からの新たなひとの流れをつくります。

3) 那珂川市都市計画マスタープラン（令和3年3月策定）

○計画の理念・方針

都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、本市の最上位計画である「那珂川市総合計画」や県が定める「福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定める。計画期間は、那珂川市総合計画と同じく、令和3年度から令和12年度までの10年間である。

目指すべき都市のすがたとして下記3点をあげる。

- ①拠点の明確化と連携によるコンパクトな賑わいのあるまち
- ②少子・高齢社会に対応したまち
- ③誰もが安心して快適に暮らせるまち

質を高める+αの視点として以下の3点をあげる。

- I 水とみどり、歴史・文化を活かしたまちづくり
- II 環境に配慮したまちづくり
- III 市民協働で実現するまちづくり

○施策の方向（本計画に関連する箇所を抜粋）

第4章都市計画の分野別の方針

第6節景観形成の方針

- ・裂田溝や安徳台遺跡、安徳大塚古墳周辺では、田園と一体となった景観を保全・整備するため、景観法に加えて、歴史まちづくり法の活用を検討する。

第5章地域別構想（安徳地域）

■水とみどりのネットワーク

- ・「なかがわ見聞録」の各コースや「那珂川遊歩道整備基本構想」における遊歩道整備検討エリアを軸として、周辺に分布する歴史資源、自然資源などの回遊性の向上を検討する。
- ・裂田溝、安徳台遺跡や安徳大塚古墳などが位置する文化・歴史ゾーンについて、周辺の田園景観を含めた一帯を、本市の歴史の流れを物語る風景として積極的に保全を図る。また、史跡のもつ価値や魅力を広く伝えて将来に継承していくため、学習や交流、地域振興の場としての利活用の取り組みを検討する。

■景観

- ・文化・歴史ゾーンやその周辺の農地の景観について、文化・歴史資源と一体となった景観の保全・形成を検討する。

4) 那珂川市地域森林計画（令和2年3月策定）

○計画の理念・方針

森林法第5条により、地域森林計画の策定を行い、対象となる森林の区域、整備及び保全の目標その他森林の整備保全に関する基本的な事項、伐採立木材積その他森林の立竹木も伐採に関する事項を定めることとされている。那珂川市においても令和2年（2020）3月に地域森林計画を策定した。

○施策の方向（本計画に関連する箇所を抜粋）

その中の森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進対策において、「文化機能森林」の森林整備及び保全の基本的な考え方を以下のように示している。

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

5) 那珂川市地域防災計画（令和3年4月策定）

○計画の理念・方針

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条、及び那珂川市防災会議条例第2条の規定に基づき、那珂川市防災会議が作成する計画である。市・県及び関係機関や公共的団体その他市民がその所有する全機能を発揮し、市域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。

○施策の方向（本計画に関連する箇所を抜粋）

風水害対策編

第2章 災害予防計画

第2節 災害に強いまちづくり

【第5：建築物及び文化財等災害予防計画】【2. 文化財災害予防対策】

文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備を図る。

(1) 文化財に対する市民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動を行う

(2) 所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する

(3) 火災予防体制の確立等、次の事項についての指導を行う

- ①防火管理体制の整備
- ②環境の整備
- ③火気の使用制限
- ④火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施
- ⑤自衛消防隊の組織の確立とその訓練
- ⑥火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施

(4) 防火施設等、次の事項の整備の推進及び環境保全とそれに対する助成措置を行う

- ①消火施設
- ②警報設備
- ③その他の設備

(5) 倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止を図る

(6) 各種文化財の点検整備を行う

第3章 災害応急対策計画

第18節 文教対策

【第5：文化財の保護】

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害により文化財に被害が発生したとき、その状況を本部班に通報する。所有者、又は管理者が市のときは、市教育委員会がその被災状況を調査し、市域の被害状況をまとめて県教育委員会に報告する。

地震対策編

第3章 災害応急対策計画

第19節 文教対策

【第5：文化財の保護】

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害により文化財に被害が発生したとき、その状況を本部班に通報する。所有者、又は管理者が市のときは、市教育委員会がその被災状況を調査し、市域の被害状況をまとめて県教育委員会に報告する。

6) 那珂川市水源地域振興基本構想（令和2年3月策定）

○計画の理念・方針

平成30年度に開園した五ヶ山水源公園やグリーンピアなかがわ等の山間部における水源地域振興基本構想を策定することで、本市の豊かな自然環境を活かした観光資源を擁する水源地域の持続的な振興を図る取り組みにつなげていくことを目的とする。計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とし、5年ごとに見直しを行うものとされている。

○施策の方向（本計画に関連する箇所を抜粋）

4. 基本方針

4-2. コンセプト：都心から近いアーバンアウトドアの聖地

- ・水源地域のメインターゲットである福岡都市圏在住の30～40代ファミリー層やサブターゲット層に対して、「都心から短時間で来訪可能であり、手軽に安心して山・河川等の自然に触れ合うことができる」といったポジショニングを訴求することが有効と考えられる。
- ・上記の立ち位置を端的に表す表現として、これまで五ヶ山クロスのホームページ等で発信してきた「都心から近いアーバンアウトドアの聖地」というコンセプトを謳う。

5. 施策

5-2. 情報発信の強化

②地域の情報発信・共有による立ち寄り場所の拡大

事業名：広域・地域内観光ルートの情報発信

- ・東脊振インターチェンジ、東脊振トンネルを活用した吉野ヶ里方面からのルートの発信
→那珂川市・吉野ヶ里町の観光資源をつないだ、国道385号の広域周遊ルートの発掘
- ・歴史文化・自然・食等の旅のテーマ別、来訪目的別のモデルルートの作成
- ・那珂川市・吉野ヶ里町と共同で観光ガイド本やHP等のメディアを作成し、広域ルートを発信
- ・佐賀市内で発信力を持つ個人・団体との連携等により、佐賀市方面から福岡を訪れる際のルートとしての情報を発信

7) 那珂川遊歩道整備基本構想（平成30年3月策定）

○計画の理念・方針

美しい那珂川を未来の子どもたちにつなぐため、福岡市との市境から、橋本橋までの6.6kmの区間について、遊歩道等の整備を行うことを目的に策定された。

○施策の方向（本計画に関連する箇所を抜粋）

①連続性の確保

遊歩道の設置が困難な区間（家屋のすぐ横である、橋梁の設置が必要等）は代替えルートを設定して、連続性を確保する。

②周遊ルートの構築

テーマごとに4コースを設定する。

③利用者への配慮

- ・遊歩道利用者の目線で施設を配置する
- ・「利便性」、「景観性」に配慮する

(3) 那珂川町*文化財保存整備基本計画「なかがわまちエコミュージアム」(平成15年1月策定)

平成14年度に策定された「那珂川町文化財保存整備基本計画」は、文化財整備の将来像を策定し個々の整備指針とするとともに、町の将来像の実現に向け、文化財を活かしたまちづくりを推進するためのマスタープランとして策定された。計画では個々の文化財の保存整備に止まらず、まちづくりの視点にたって計画づくりを進め、住民の文化財に対する啓発を行っていくものとしている。

さらに、住民との協働で計画を推進し、住民の理解を得ながら魅力ある那珂川町を目指す位置づけられており、町全体に散りばめられている文化財を本来の場で保存活用し、ハード面の施設整備だけではなく、文化財を見る楽しみ、学習する喜びを地域の人や来訪者に提供できるようなソフト面の充実を目指し、将来にわたり那珂川町の宝、顔として守り育てていくための指針となっている。

1) 計画目標の設定

那珂川町の歴史を見ると、町内全域にわたり各時代の様々な文化財が今日に受け継がれている。中でも「肥前・筑前街道～脊振坂越」と「さいふみち」という2つの主要な路沿いには比較的多く見うけられ、この2つを支える特徴的な要素は「水」・「路」・「景観」であり、そこに人々の生活が関わり「史跡」・「祭り」等の文化財が生まれている。

文化財を身近な存在とし、理解を深めていくためには文化財への啓発活動をはじめ、保存活用への積極的な住民参加、学校教育との連携、生涯学習プログラムづくり、情報機器を活かした文化財探訪等多様な取り組みが必要であり、これらの取り組みを通じて、「なかがわまちエコミュージアム」を目指していく。

2) なかがわまちエコミュージアムの基本概念

「なかがわまちエコミュージアム」とは、従来の博物館のように建物の中に資料を集めて展示するだけではなく、テリトリー全体を展示室として、地域の遺産・記憶を本来の場で活用しようとする概念である。

エコミュージアムの主体は住民であり、その住民がアイデンティティを感じるテリトリーの中で大切にしたいという記憶を、住民さらには来訪者(観光客)にも理解できるように工夫した活用・整備へと展開していくことを目指している。

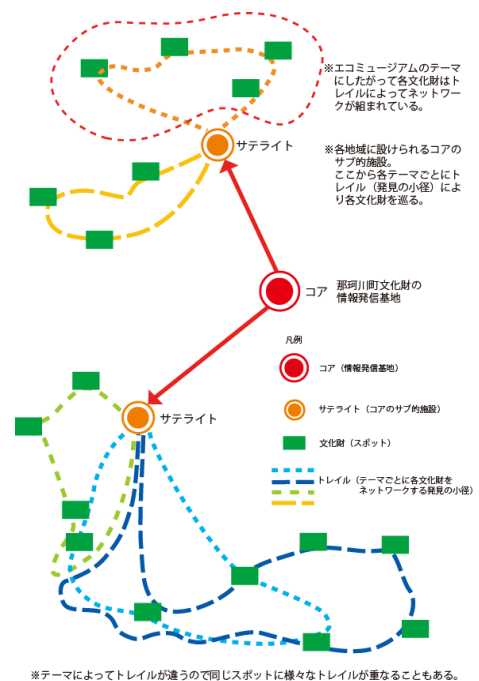


図 1-15：エコミュージアムの構造概念

3) 基本方針

那珂川町文化財**をエコミュージアムの概念に基づいて保存・整備、活用していく。「なかがわまちエコミュージアム」の実現に向けては、那珂川町文化財の情報発信基地（コア）を設け、各文化財を繋ぐテーマを設定して発見の小径（トレイル）で結ぶ。多様なテーマの中から自由に選んでトレイルに沿った学習を通じ、地域住民に対して文化財への理解を深める。また、保存・活用への参加を促し文化財によるまちづくり、新しいコミュニティづくりを目指していく。そのために、計画目標の設定に沿って、文化財を「知る」、「楽しむ」、「育む」という3つの視点で以下のように基本方針を設定している。

①文化財を「知る」指針づくり

- 文化財の整備指針を作成する
- 文化財の所在
 - ・アクセスを知らせる
 - ・案内サインの充実
 - ・I T の活用
 - ・パンフレット等の広報誌の充実
 - ・文化財の情報発信
 - ・ネーミング
- コアによる文化財の情報発信を行う
 - ・地域情報センター（歴史博物館）の設置

②文化財を「楽しむ」テーマづくり

- サテライトとトレイルによる明確なストーリーを設ける
 - ・『水』、『路』、『風景』、『史跡』、『祭り』等

③文化財を「育む」ひとづくり

- 住民参加による文化財を活かしたまちづくりに関与する
 - ・イベントとの連携
- 生涯学習の一環として活用する
 - ・学校教育との連携
 - ・社会教育との連携

* 平成 30 年（2018）市制施行前の策定のため、本節においては原文のとおり「那珂川町」と記載しており、「那珂川市」と読み替えるものとする。

** 「那珂川町文化財」とは「那珂川町文化財保存整備基本計画」の中で、「後世に継承していきたい那珂川町の遺産である」と定義している。文化財保護法の規定に準拠しながら、文化財の意味を幅広く解釈し、那珂川町の永い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきたもので、那珂川町にとって大切にしていきたいものを含めて文化財として捉えている。

(4) 国史跡 安徳大塚古墳保存活用計画（平成30年3月策定）

○計画の理念・方針

平成28年3月に那珂川市におけるはじめての国史跡である安徳大塚古墳について、多面的な価値を将来にわたって保存し、さらには活用を図っていくための基本的な事項を策定したものである。

○施策の方向（本計画に関連する箇所を抜粋）

2-7. 安徳エリア***の設定

安徳大塚古墳が築造された当時の風景を今に残し、史跡らしい景観を形成する範囲、及び周辺の安徳台遺跡群、安徳原田遺跡群、裂田溝等と一体となり、縄文時代から中世にかけての歴史の流れが見える風景を形成する範囲を「安徳エリア」と定義し、史跡地の緩衝地帯としての保全を図っていく。

5-1. 基本理念

【安徳大塚古墳を取り巻く3つの風景：風景が語りかける安徳大塚古墳の価値】

①この地を治めた首長の眼で眺める風景

墳丘の上から広がる平野と東西の丘陵という地形特性が、この地に権力の象徴が築かれた意味を語りかけてくる。築造時の古墳の様相とその周囲に広がる地形を重ね合わせて感じることができる風景である。

②歴史の流れが見える風景

安徳台遺跡群と眼下に広がる豊かな水田、その水田を潤し続ける裂田溝の水の流れ、そして安徳大塚古墳を含めた歴史重層性が、本史跡を含む安徳エリアの大きな特性である。これらの構成要素を辿りながら歴史変遷を知ること、安徳エリアにおける時間の積み重ねてきた風景を感じることができる。

③これから創り出していくふるさとの風景

古墳との関わりを生み出していき、いわばまちづくりの取り組みこそが、安徳大塚古墳で過ごした思い出の風景となっていく。

7-1. 活用の方向性

(4) 安徳エリアにおける景観の保全

田園風景や豊かな自然環境が残る安徳エリア全体の景観を保全し、歴史重層性を体感しうる史跡地らしい景観の創出を図る。そのために、庁内各課で連携を図り、各課が担当する計画や法規制を十分に活用する必要がある。具体的には、都市計画課と連携した史跡地周辺の開発許可や景観形成、産業課と連携した山林や農地の保全が考えられる。

***「安徳エリア」については、エリア内に含まれる各行政区に対する特定のイメージを与えることを避けるために、本計画においては「(仮称)史跡地周辺エリア」(以下、「周辺エリア」という。)としている。

(5) 関係法令及び関連計画と本計画の位置づけ

本計画の策定にあたっては、「那珂川市総合計画」、「那珂川市 まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」、「那珂川市都市計画マスタープラン」、「那珂川町文化財保存整備基本計画」をはじめとした関連計画との整合・連携を図る。さらに、史跡を取り巻く様々な環境を一体的に保存活用していくために、景観保全の具体的な施策や市の文化財全体の位置づけを明確にし、活用を図っていくための文化財保護法第 183 条の 3 に定められた文化財保存活用地域計画の策定等を視野に入れながら、検討を進めていくこととする。

また、なかがわまちエコミュージアムの中での本史跡の位置づけを再構築し、将来的な展開において果たすべき役割を踏まえた活用・整備の方向性を示す。

さらに、今後の事業展開においては、国、県の補助制度の活用が必要不可欠であることから、文化財保存活用地域計画をはじめとした認定計画の策定を行い、各種制度の活用を積極的に図っていく。

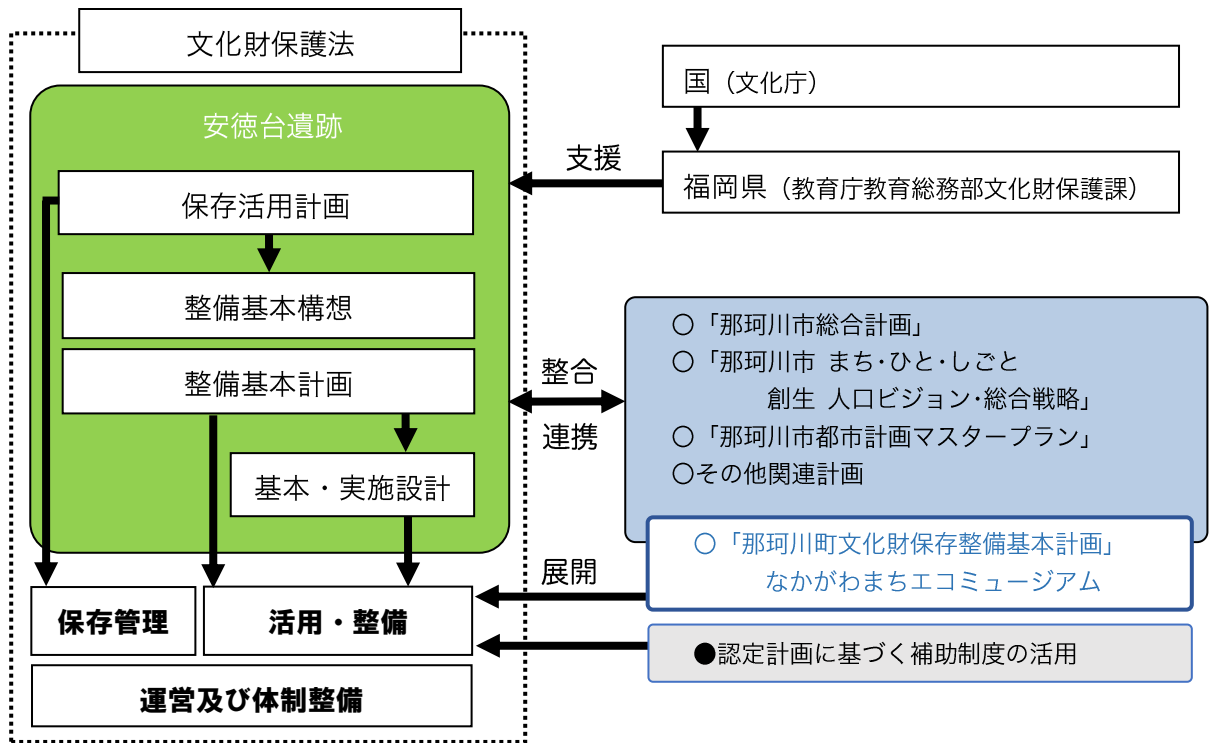


図 1-16：計画の位置づけ及び関連計画との関係

1-5. 計画の実施

本計画は、令和 4 年（2022）4 月 1 日より施行する。

なお、計画期間は令和 14 年（2032）3 月 31 日まで（10 年間）とし、周辺地域の状況、社会情勢の変化等への対応を考慮し、必要に応じて計画の内容を見直ししながら、中長期的な将来目標に向けて、引き続き検討を進めるものとする。

第2章 史跡の概要

2-1. 那珂川市の概要

(1) 沿革

昭和31年(1956)4月1日、町村合併促進法により、南畑村、岩戸村、安徳村の3村が合併して那珂川町が誕生した。那珂川町発足当時の人口は、8,948人であった。昭和45年(1970)12月、新都市計画法により市街化区域(550ha)、市街化調整区域(1,350ha)の線引き決定がなされ、翌昭和46年(1971)2月には、町の今後のまちづくりの方向性を定めた基本構想(第1次マスタープラン)が策定された。昭和49年(1974)からは岩戸地区、安徳地区において土地区画整理事業工事が着手されるなど、福岡都市圏のベッドタウンとしてのニーズに対応した住宅地基盤の整備が進められ、翌昭和50年(1975)には国勢調査の人口増加率が56.9%で県下一となり、この2年後には人口が2万人を突破する。国勢調査の人口増加率は、この後昭和60年まで3回連続で県下一となる。

平成2年(1990)4月にはJR博多南線が開業し、福岡都市圏とのアクセスが飛躍的に向上した。平成6年(1994)2月開館のミリカローデン那珂川を始めとした公共施設の整備や、恵まれた自然環境や福岡市の都心部から至近の距離にあることなどが手伝って、平成27年(2015)国勢調査で市政施行要件である人口5万人を突破した。平成30年(2018)3月に博多南駅前ビルが「ナカイチ」としてリニューアルし、平成30年(2018)10月1日には市政施行され、那珂川市となった。その後、五ヶ山地区の那珂川上流に五ヶ山ダムが竣工し、翌31年(2019)3月にはダム周辺にアウトドアの拠点「五ヶ山クロス」としてキャンプ場等が整備されるなど、本市に所在する施設の整備が進んでいる。

令和2年(2020)3月には那珂川市総合計画が策定され、「笑顔で暮らせる自然都市なかがわ」という将来像が掲げられている。同年6月には、「裂田溝」が日本遺産「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～」の新たな構成要素として、追加認定を受けた。

(2) 人口

那珂川市は、地方中枢都市に位置付けられる政令指定都市の福岡市に隣接している。この福岡市の人口増加を契機として那珂川市の人口は、昭和50年(1975)頃から近年まで急速に増加してきた。市域面積の約8割以上は山林や農地であるが、近年までの急速な人口集中・増加に対応するために市街地が開発され、定住人口も増加してきた。

下図に示すように、昭和45年(1970)頃に1万人程度であった人口は、昭和50年(1975)頃から急速に増加してきた。平成20年(2008)の初め頃から鈍化し始めるが依然として増加傾向は継続し、平成27年(2015)には5万人を超えた。令和4年2月時点での人口は50,148人である(那珂川市ホームページ参照)。

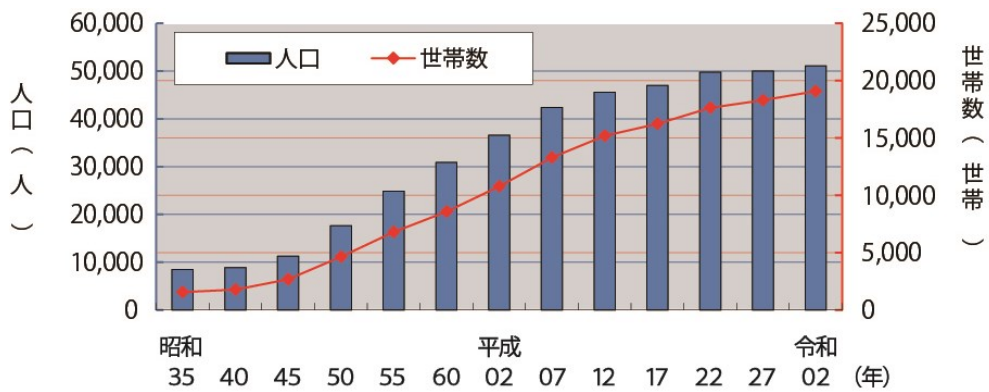


図 2-1：人口と世帯数の推移 資料：国勢調査参照

(3) 産業

労働力人口と産業別就業者数の推移(平成2年～平成27年)をみると性別にかかわらず、ともに増加傾向にある。平成27年(2015)において、産業別就業者数は約2万3千人を超える。

また、産業別就業者数の推移をみると、第1次産業では平成7年(1995)をピークに減少傾向にあり、また第2次産業においても平成12年(2000)をピークに減少傾向がみられる。第3次産業は、平成2年(1990)以降、安定した増加傾向にあり全体の約70%が第3次産業に就労している。一方で、第1次産業就労者は全体の約2%、第2次産業就労者は約20%となっており、第3次産業の産業別就業者数に占める割合が突出して高いことがわかる。

表 2-1：労働力人口と産業別就業者数 資料：国勢調査参照

年代		平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
労働力人口							
労働力人口総数 (15歳以上労働人口)	総数	27,747	33,430	36,697	38,707	40,675	41,214
	男	13,360	16,229	17,836	18,861	19,523	19,633
	女	14,387	17,201	18,861	19,846	21,152	21,581
産業別就業者数							
第1次産業	総数	564	573	462	413	369	388
	第2次産業	4,688	5,501	5,627	5,200	4,943	4,997
	第3次産業	11,152	13,959	15,544	16,486	16,897	16,685

(4) 交通

市のほぼ中央を国道 385 号が縦貫し、北は福岡市、南は佐賀県吉野ヶ里町へと延びており、市の交通体系における骨格を形成している。福岡市内の福岡都市高速野多目ランプへは、市の北端から約 1.5 km の距離である。

公共交通機関としては、JR 博多南線が博多駅・博多南駅間を 8 分程度で結んでいる。また、駅や市内の商業施設や公共施設等への交通手段として西鉄路線バスおよび市内のコミュニティバスであるかわせみバスが運行しており、住民の生活に必要な交通手段となっている。

周辺市町を含めた広域図を図 2-2 に、本史跡周辺のバス停等を図 2-3 に示す。

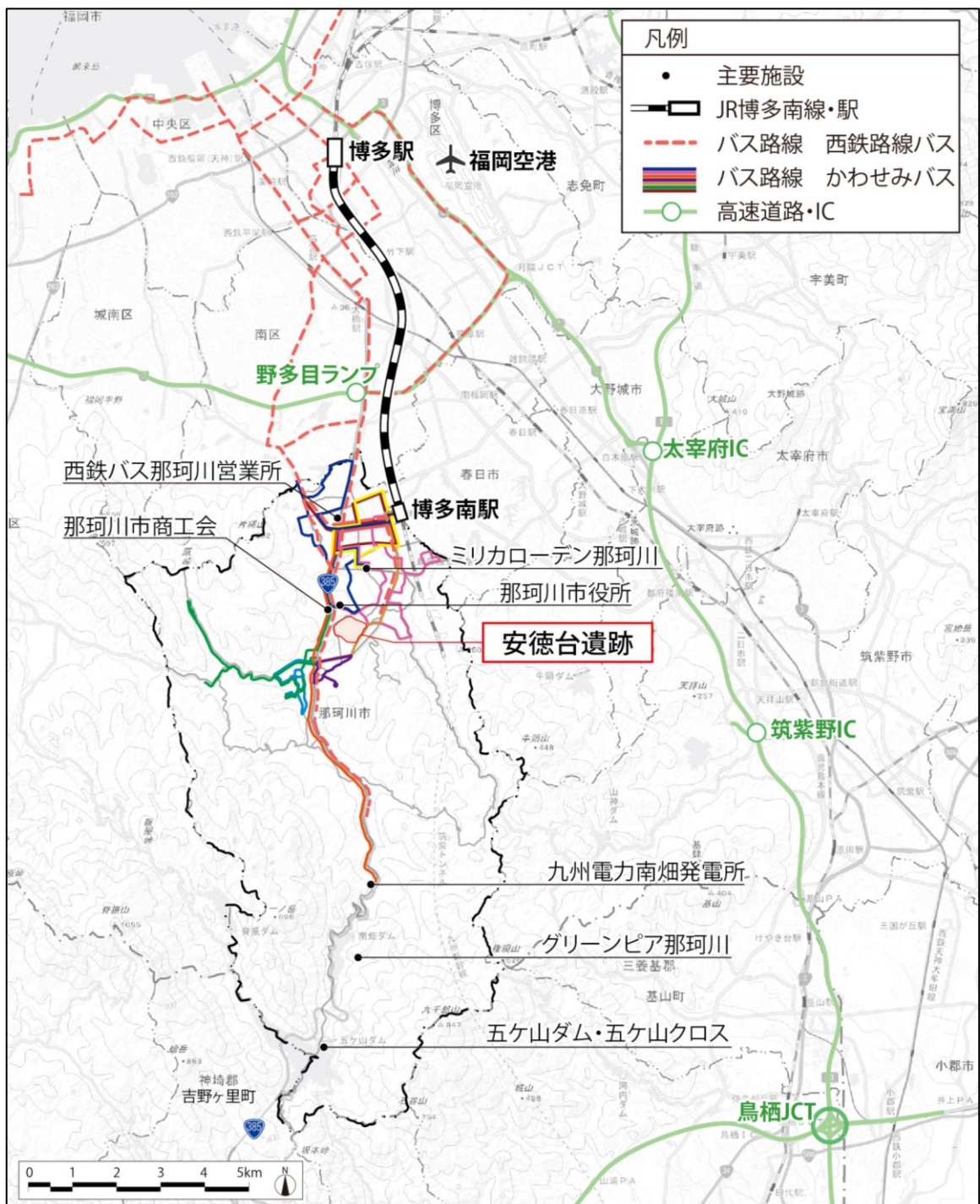


図 2-2：那珂川市および周辺の交通網

本史跡までの交通手段は、バスまたは車が考えられる。西鉄路線バスからは、最も入口から近いバス停「西隈・市役所入口」から歩いて15分程度、かわせみバスの場合は周辺に4路線10ヶ所のバス停があり、本史跡入り口まで「安徳台入口」バス停から400m、歩いて7分程度、「安徳」バス停から300m、歩いて5分程度の距離である。

車の場合は、史跡指定地外のかわせみ公園にある普通車5台分（うち1台分は身障者用）の駐車場に止めることができる。

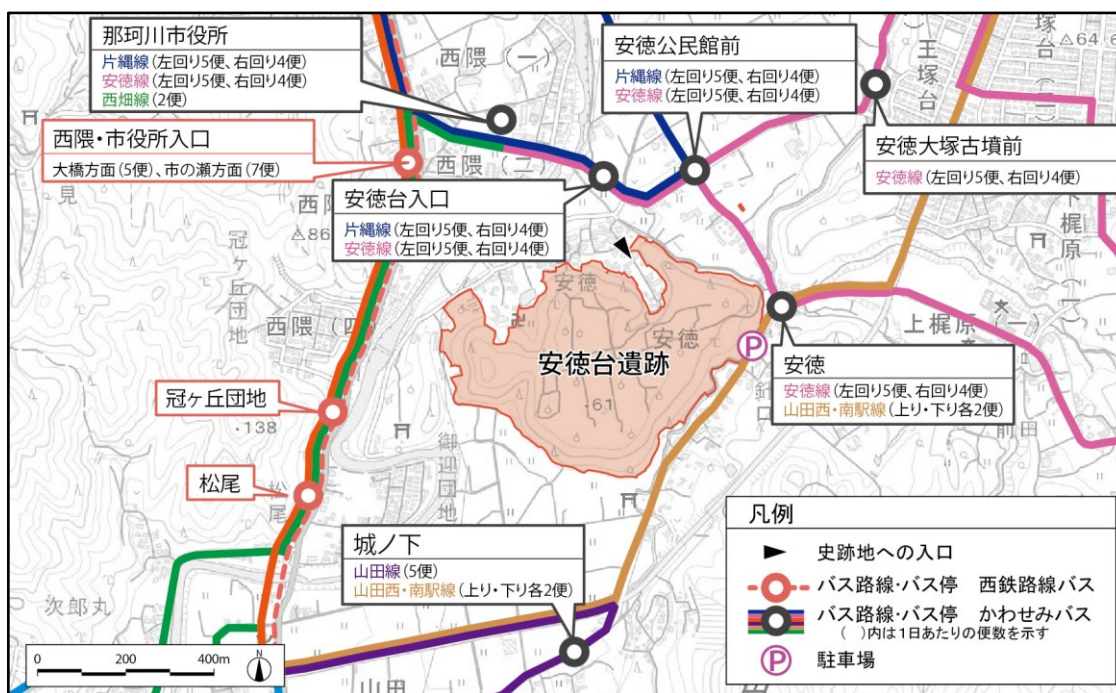


図 2-3：本史跡周辺のバス路線およびバス停

資料：那珂川市かわせみバス利用案内（令和3年3月13日[改訂版]）

(5) 主要施設の分布

学校施設をはじめ、主要施設は市の北部に集中している。

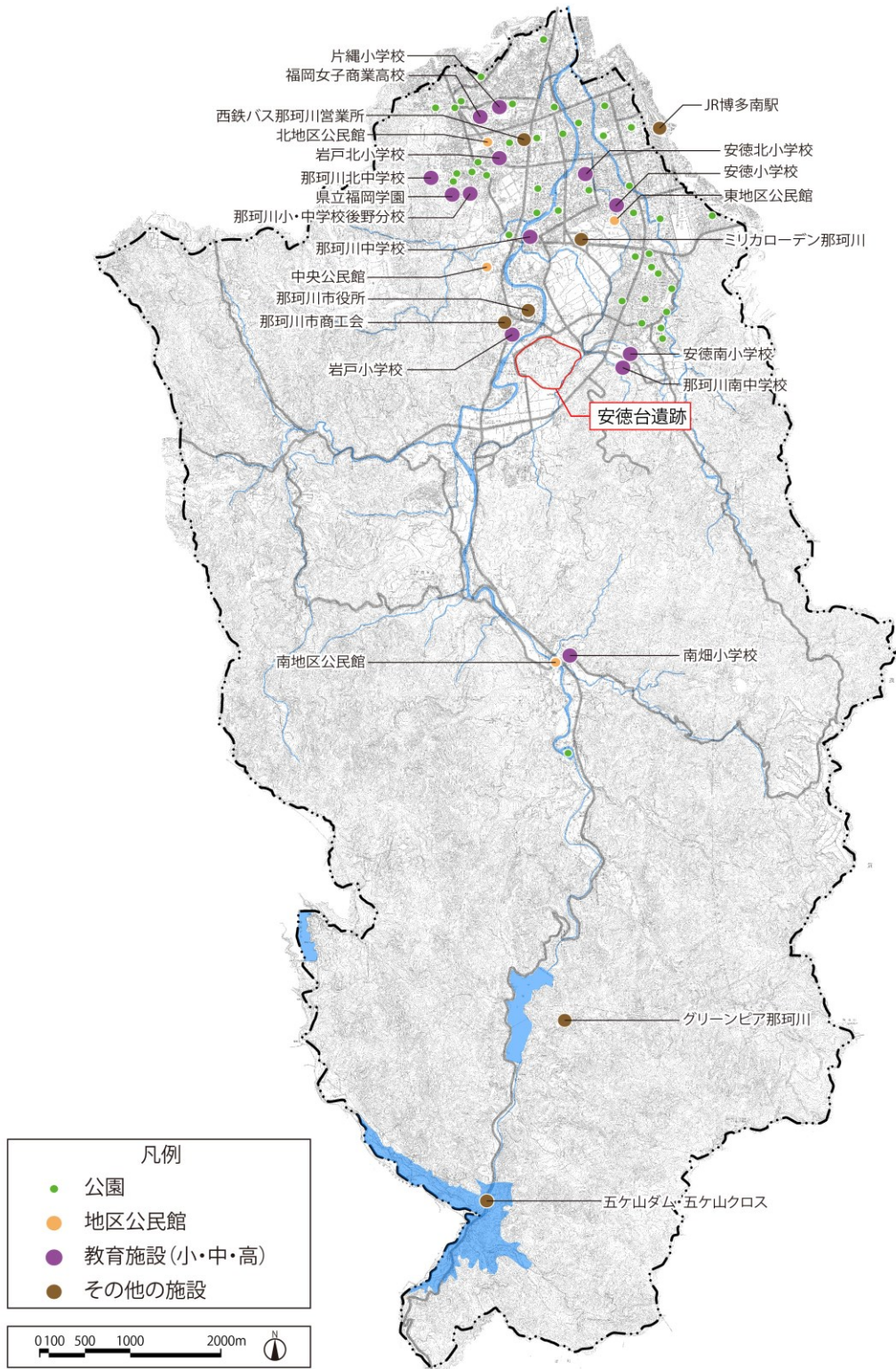


図 2-4：主要施設の分布

2-2. 位置と環境

(1) 地理的環境

本史跡が所在する那珂川市は、福岡県の西部にあって、九州最大の都市である福岡市の都心部から南に13 kmに位置し、南北14.5 km、東西6.2 km、総面積は74.95 km²となっている。東部は春日市、大野城市、筑紫野市、南部は佐賀県、北部・西部は福岡市に接している。

市域の大半を占める南部の山地は、脊振雷山県立自然公園に指定されるなど、その豊かな自然環境は市民にとってまちの住み良さを象徴する資源となっている。一方、北部は平野部が広がり、福岡市や春日市に連なる市街地を形成している。南部に向かうにしたがって市街地から農地に移り、次第に標高が高くなり脊振連山へと連なっている。南部の山地から北部の平野部に向けて那珂川が市の中央部を貫いて博多湾にそそぐとともに、その支流の梶原川が南東部の山地から北部の平野に向けて流れ、市の北端で那珂川と合流する。

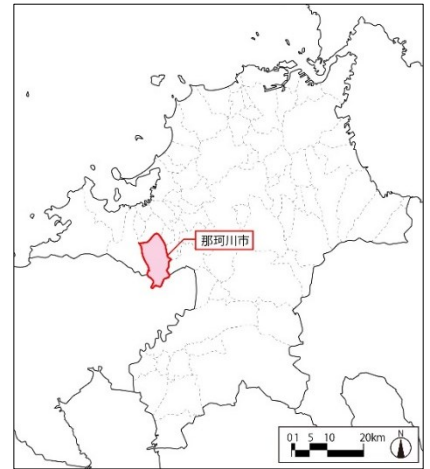


図 2-5：那珂川市の位置

(2) 地形・地質的環境

那珂川市の地形は概ね楕円形で、南高北低の渓谷型をなし、山林がその約75%を占めている。ほぼ中央を南北に国道385号と那珂川が走り、市の背骨を形成している。市の玄関口である片縄（標高約20m）と佐賀県との県境に位置する坂本峠（標高約530m）との高低差は510mとなっている。

那珂川の中流域から上流域は、山並みが幾重にも重なり、急峻な景観を呈している。主要な山として、脊振山（1,055m）、九千部山（848m）、一ノ岳（646m）、権現山（626m）、油山（592m）、成竹山（580m）、牛頭山（448m）、矢岳（385m）、片縄山（293m）が、また河川としては、那珂川、梶原川、西畑川が代表的な河川である。

地質は白亜紀の花崗岩類からなる山地が大部分を占め、那珂川の形成した大きな河谷が南北に延びて第四紀の砂礫からなる谷底平野を形成している。谷底平野は安徳台によって狭められて、天然の「堰」を形成しているため、那珂川は別所・西隈と山田・安徳の間の狭窄部を流れている。この影響が上流と下流の地形と地質の違いとなっている。本史跡の位置する丘陵部は、東側の安徳台を含めて阿蘇4火砕流（Aso-4）堆積物からなる火砕流台地である。

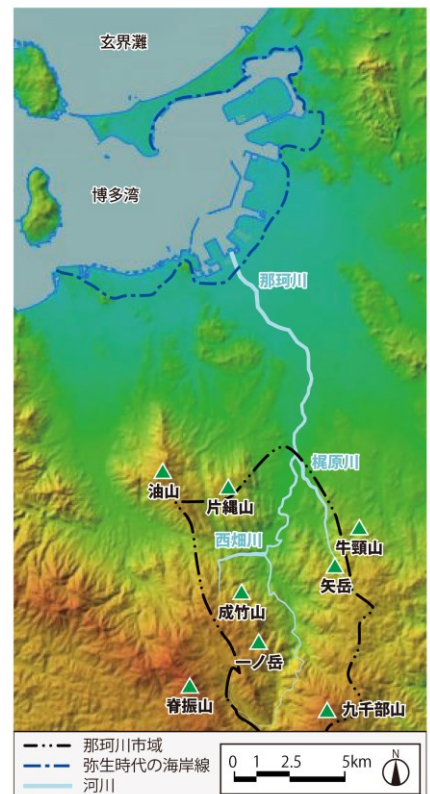


図 2-6：那珂川市周辺の地形

那珂川市をつくる地質の区分

地層形成時期	地層時代	地層単元	堆積物および岩類	含まれる火山灰
1万年前～現在	新生代 第四紀 更新世	沖積地堆積物	泥・砂・礫	K-Ah(6300年前) アヲキヤ火山灰
1.5～3万年前		低位(新期)段丘 下位面堆積物	砂・礫	AT(2.5万年前) 給良Tr火山灰
5～8万年前		低位(新期)段丘 上位面堆積物	砂・礫・軽石	Aso-4(9万年前)
9万年前		阿蘇4火砕流堆積物	軽石質火山灰	
12～16万年前		中位(中期)段丘 堆積物	砂・礫	Ata-Th(25万年前) 阿多・鳥浜火山灰
20～60万年前	高位(古期)段丘 堆積物	砂・礫		
9000万年前	中生代 白堊紀 前期	花崗岩類	花崗岩	
1.2億年前			花崗閃緑岩	

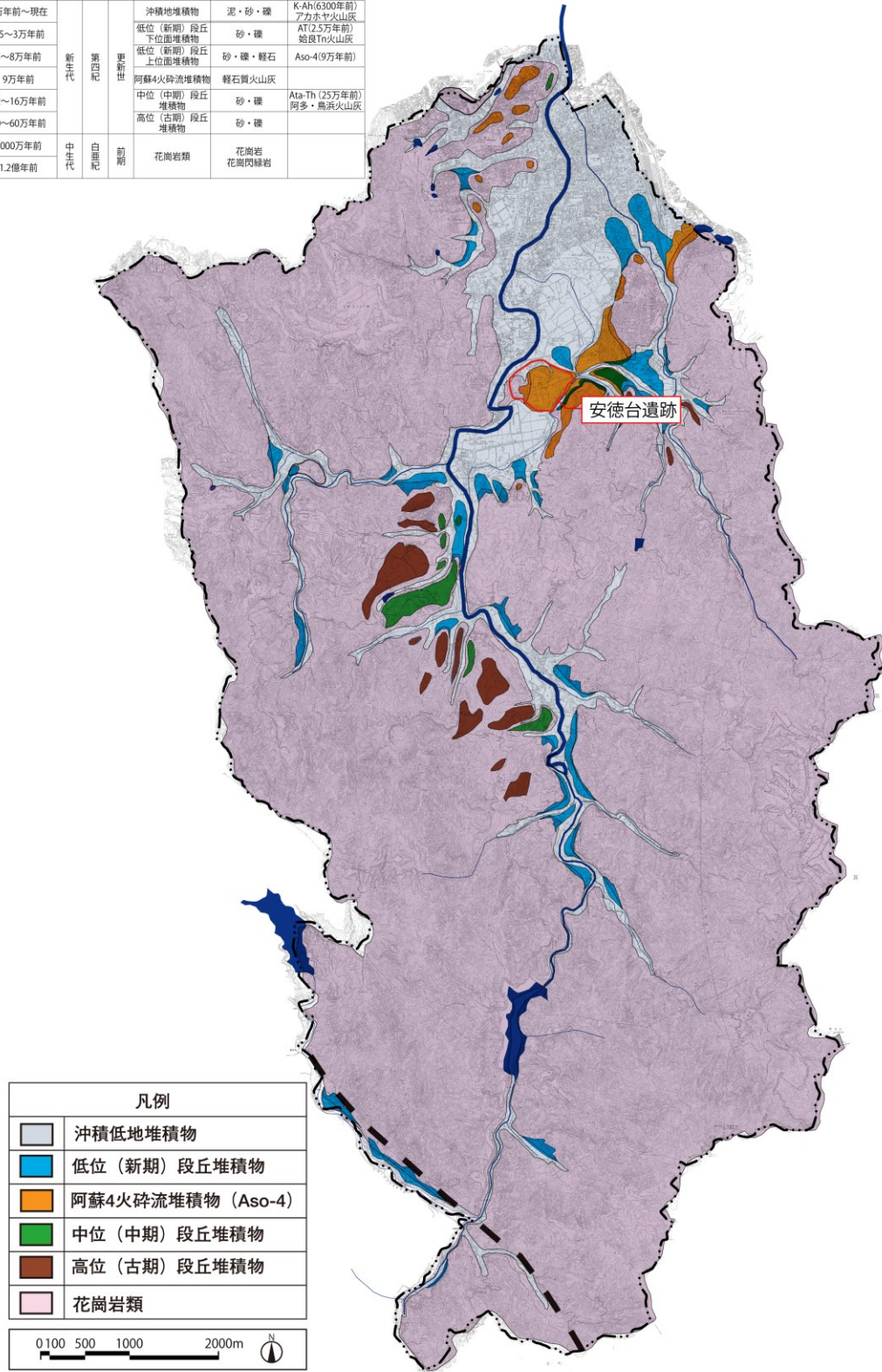


図 2-7：地質

※本ページの表及び図は九州大学大学院理学研究院下山正一先生の作成による。

(3) 自然環境

那珂川市にはスギ・ヒノキ・サワラ植林等の植林地が多く、自然植生、二次林は市南側の山間部を中心に分布している。九千部・脊振山系からなる南部一体は、脊振雷山県立自然公園に指定されており、古くから福岡都市圏の奥座敷として親しまれてきた。

なかでも那珂川上流の溪谷は「筑紫耶馬溪」の名で知られる名勝で、四季折々の美しい表情で訪れる人を魅了している。また、既存の資料等から、筑紫耶馬溪のスダジイ林は特定植物群落として、E（郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの）に選定されている。油山山系のスダジイ林とアカマツ林は、学術上価値の高い生物群集とされている。

その他、県指定の天然記念物に指定されている6つの樹木、および市指定の天然記念物に指定されている樹木が、貴重な植物等として把握できる。

表 2-2：那珂川市 植生一覧

区分	内容	出典
特定植物群落	筑紫耶馬溪	第2回自然環境保全基礎調査 (昭和56年、環境庁)
学術上価値の高い生物群集	油山山系のスダジイ林とアカマツ林	福岡県主要動植物分布図 (昭和52年、文化庁)
福岡県指定 天然記念物	①安徳のエノキ ②成竹のモチノキ ③山中のアセビ ④市ノ瀬のヤマモモ ⑤日吉神社のオガタマノキ ⑥釣垂のヒノキシダ	福岡県主要動植物分布図 (昭和52年、文化庁)
那珂川市指定 天然記念物	⑦山田のイチヨウ	

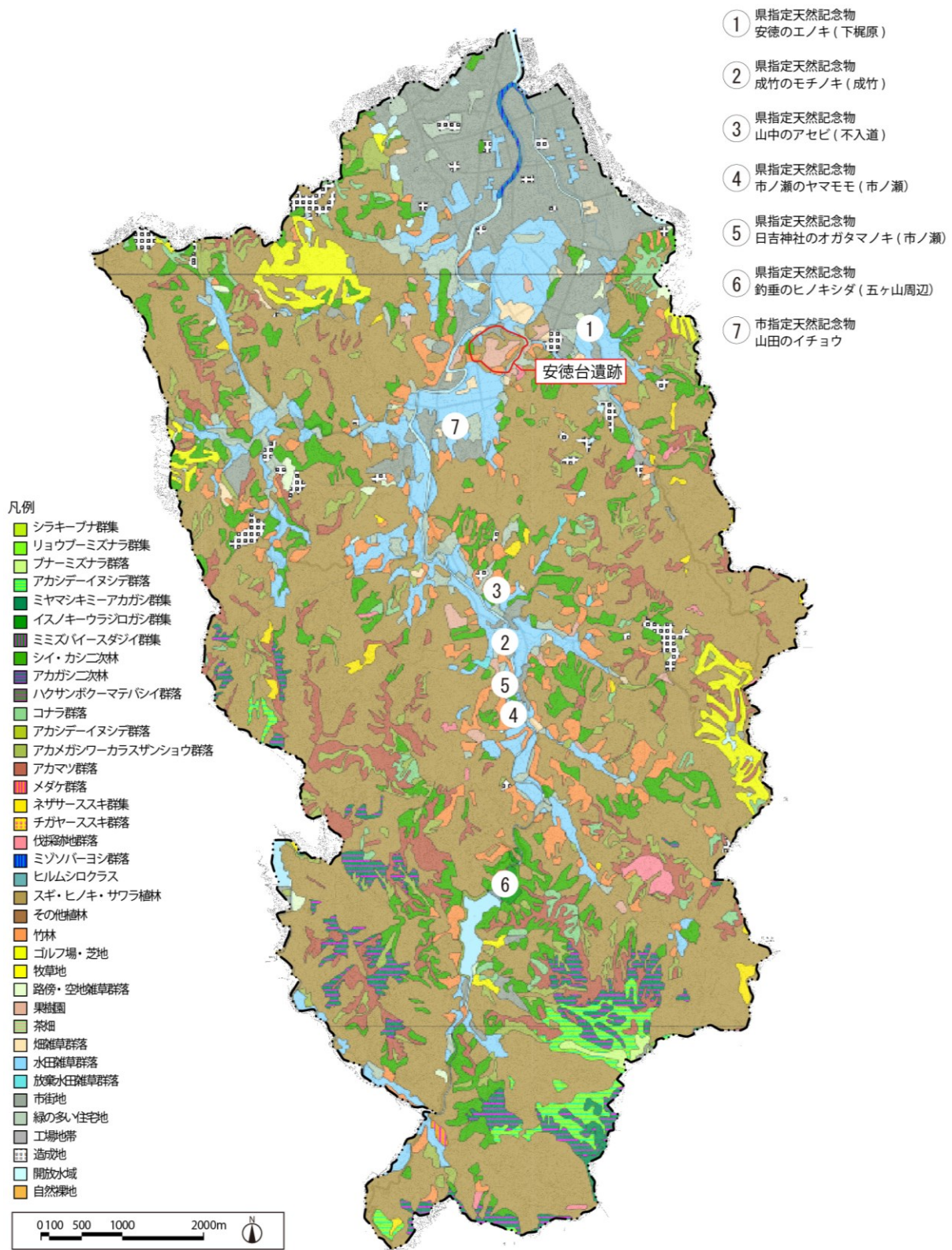


図 2-8：植生

(4) 歴史的環境

那珂川市は南部の山々と、市の中央部を南北に貫流する那珂川によってもたらされた肥沃な平野部からなり、人々の営みに適した環境が育まれている。また現在、市域を南北に国道 385 号が、東西に福岡早良大野城線が走るが、歴史的には前者は神埼荘と博多を結ぶ「肥前・筑前街道」、後者は古代の早良から大宰府へと繋がる「さいふみち」として古くから重要な役割を果たしてきた。さらに、遺跡の分布をみるとその前身となる東西南北を結ぶ道があったことが想像できる。このような地形や地理、自然環境さらには交通の要衝といった諸要素が揃った本市では、旧石器時代から現代にかけて人々の営みが積み重ねられ、さらに発展を続けている。ここでは時代ごとに遺跡等を概観して本市の歴史的環境について整理する。



図 2-9：東西南北を結ぶ道

1) 旧石器時代～縄文時代

旧石器時代の遺跡として、角錐状石器が出土している井河遺跡群があり、この頃には本市周辺で人々が生活を営んでいたことが確認できる。縄文時代の遺跡としては、標高約 350m に位置し、細石核と細石刃が出土している倉谷遺跡群があり、縄文時代でも早い時期に山岳地で人々が活動していたことがわかっている。さらに、新幹線車両基地一帯に広がり、石組炉や円形竪穴遺構を確認している深原遺跡群があり、この付近一帯に縄文時代早期から晩期にかけての大集落が営まれていたことがわかっている。縄文時代後期から晩期にかけては、山田西遺跡群で集落跡が見つかっており、最初に発掘調査を行った平成 2 年 (1990) には「西日本最大規模の縄文後期の集落」としてテレビや新聞に取り上げられた。これら以外にも後野・山ノ神前遺跡群や立ノ口遺跡群、中原・ヒナタ遺跡群、観音堂遺跡群、松木遺跡群、四郎五郎池遺跡群等多くの縄文時代の遺跡が見つかっている。

2) 弥生時代

弥生時代になるとさらに人々の活動は活発になり、那珂川両岸の丘陵上及び平野部の微高地や河岸段丘上に多くの遺跡が営まれている。那珂川右岸には本史跡をはじめとして、松木遺跡群、今光・宗石遺跡群、カクチガ浦遺跡群、中原塔ノ元遺跡群、安徳原田遺跡群、龍頭遺跡群等が、那珂川左岸には観音堂遺跡群、恵子遺跡群等が所在する。これらのうち、弥生時代前期の松木遺跡群からは集落及び墓域が見つかっており、本市の弥生時代の始まりを考えるうえで重要である。また、弥生時代中期の今光・宗石遺跡群の甕棺墓からは青銅製の腕輪が出土し、黒塗りの甕棺も見つかっている。さらに、観音堂遺跡群の甕棺墓からは硬玉製の管玉や中国製の銅鏃、アツソデ貝製の腕輪が見つかっている。アツソデ貝製の腕輪は 3 歳くらいの幼児の骨と一緒に見つかっており、当時の権力の世襲制を示唆するものと考えられている。また、青銅製の腕輪や銅鏃は朝鮮半島や中国大陸との関係をうかがわせる出土遺物である。弥生時代後期の恵子遺跡群か

らは3本、安徳原田遺跡群からは12本の銅矛が出土しており、青銅器の埋納の様子がうかがうことができる。以上のことから、弥生時代初めから中小の集落群が那珂川兩岸の平野部に営まれ、中期になると、地形地理的特性上大きな優位性を持った安徳台に有力な集落が登場し、奴国を頂点とした当時の社会構造を考えることができる。後期になって、本史跡の活動が停滞してからも、周辺の平野部や丘陵上に集落や墓域の造営活動が移り、後の古墳時代へと移り変わっていく様子が見て取れる。

3) 古墳時代

古墳時代になると、古墳がつくられるようになるが、わかっているだけで大小合わせて450基ほど確認されている。一つの地域だけでこれだけの数の古墳が存在すること自体も珍しいが、この中でも特に首長の墓とされる前方後円(方)墳が多くつくられていることが大きな特徴といえる。市内には9基の前方後円(方)墳があるが、福岡市の南部や春日市も含め、那珂川の中流域に範囲を広げてみると、16基の大古墳群を構成していることがわかる。しかもこれらの古墳は古墳時代前期につくられた安徳大塚古墳や妙法寺2号墳から老司古墳(福岡市)、貝徳寺古墳、日拝塚古墳(春日市)を経て、前方後円墳が小型化する古墳時代後期につくられた小丸1号墳や観音山古墳群中原Ⅰ群1号墳まで、時代を追ってつくられ続けている。一方、同時期の集落としては、山岳部で倉谷遺跡群、古墳の築造された丘陵下の平野部で仲遺跡群や松木遺跡群、井河遺跡群が確認されている。

古墳時代においては、那珂川中流域の前方後円(方)墳群の築造について、ヤマト王権との関係を背景に理解することができるとともに、本地域が古墳時代においても政治的、権力的にも重要な役割を果たしていた場所であったということがわかる。

4) 飛鳥・奈良・平安時代～鎌倉・室町時代

『日本書紀』に記載のある裂田溝、原田種直の館があったといわれる安徳台遺跡、奈良時代の祭祀跡が見つかった後野・山ノ神前遺跡群や倉庫群が見つかった中原・ヒナタ遺跡群、氷室跡が見つかったカクチガ浦遺跡群、寺院跡であった可能性のある別所次郎丸遺跡群、室町時代の鍛冶炉が見つかった平蔵遺跡群、櫓跡や堀・土塁が見つかった大塚遺跡群、「原山無量寿院」と刻まれた銅碗が出土した今光・地余遺跡群、元寇の役の際に活躍した少弐景資が居城したといわれる岩門城跡、肥前の守護千葉氏が築城した一ノ岳城跡等多くの遺跡が存在する。神埼荘から岩門荘を経て博多を結ぶ経路は街道として整備され、肥前・筑前街道として歴史の道百選にも選ばれている。また、市ノ瀬には鎌倉時代に建てられたといわれている禅寺の南林寺が開かれ、その境内には渋川万寿丸の墓といわれる石塔、千葉氏の墓といわれる宝篋印塔がある。

以上のことから、奈良・平安時代から鎌倉・室町時代にかけての各時代において遺跡が見つかっており、歴史の教科書にも登場する『日本書紀』や大宰府、安徳天皇、元寇といったことと関係の深い遺跡が見られることから、日本の歴史の中で人々が力強く生活を営んでいたことがわかる。

5) 江戸時代～明治以降

江戸時代になると筑前には黒田長政が 52 万石の城主として福岡城（舞鶴城）に入ってくる。以後、約 270 年の間、黒田氏の治世が続く。市ノ瀬字城ノ内には黒田如水の異母弟の黒田修理亮利則（養心）のものと言い伝えられる墓と屋敷跡がある。天正 14 年（1586）に焼失した現人神社も元禄の頃に、当時この地の領主であった黒田鞞負重実らによって復興される。正徳 4 年（1714）建立の鳥居は市内で一番大きく、その額は市の指定文化財となっている。同じころ本市では肥前と筑前の国境争いがおこり、国境石や国境石垣が設置される。また、山田の高橋善蔵翁（1684－1761）によりハゼの栽培の普及も行われた。翁は『窮民夜光の珠』というハゼの栽培について記した本を書いている。その他、江戸時代中頃の学者で貝原好古の弟の貝原和軒の墓が西隈にある。また、江戸時代以降の地誌類を見ると、『筑陽記』（1705）巻三 那珂郡安徳村には「迹驚岡」、『筑前国続風土記』（1709）巻之 6、『筑前早鑑』（1709）旧跡記・那珂郡、『筑前国続風土記付録』（1798）巻 7 那珂郡上、『筑前名所図会』（1822）那珂郡、『太宰管内志』（1841）では「迹驚岡」、「御所原」、「御所の内」、『筑前国続風土記拾遺』巻之 12、『福岡県地理全誌』（1880）巻之 116 那珂郡之三には「迹驚岡」、「御所原」、「磐瀬宮」、『筑前旧志略』（1887）那珂郡では「御所原」、「迹驚岡」といった安徳台についての記載が確認できる。

明治 6 年（1873）になると戸長制度が、明治 22 年（1889）には町村制が施行され、南畑、岩戸、安徳の 3 村が誕生する。筑紫耶馬溪の入口において、南畑発電所が明治 44 年（1911）10 月 27 日に発電を開始する。当時の出力は 750kW で、博多軌道株式会社が、主として渡辺通り 1 丁目から西新町までの電車を動かす電力用として開設されたが、地元家庭の電灯用の電力も供給した。昭和 31 年（1956）には 3 村が合併して、那珂川町が誕生し、昭和 42 年には南畑ダムが竣工、平成 2 年（1990）には新幹線車両を利用した JR 博多南線が開業する。

表 2-3：那珂川市の歴史一覧

年代	特色	主要な遺跡及び文化財
旧石器時代		井河遺跡群
縄文時代	○ 縄文早・後・晩期の集落跡	倉谷遺跡群 深原遺跡群 山田西遺跡群 立ノ口遺跡群 四郎五郎池遺跡群
弥生時代	○ 奴国の拠点集落	観音堂遺跡群 安徳台遺跡 カクチガ浦遺跡群 今光・宗石遺跡群 中原塔ノ元遺跡群
古墳時代	○ 古墳時代には、那珂川を挟んで東と西の段丘上に前方後方墳 1 基、前方後円墳 8 基が存在する	妙法寺 1・2 号墳 松木遺跡群 安徳大塚古墳 貝徳寺古墳 観音山古墳群 片縄山古墳群 カクチガ浦古墳群 井河古墳群 エゲ古墳 大万寺前古墳
奈良時代	○ 裂田溝は総延長 5.5 km の人工水路で、現在も農業水路等として利用されている ○ 湛誉上人 霊仙寺を開く ○ さいふみち（宰府道）は明治の頃まで利用される大宰府から早良・怡土に通じる最短距離の山道であった	裂田溝 後野・山ノ神前遺跡群 中原・ヒナタ遺跡群 別所次郎丸遺跡群
平安時代	○ 現人神社を氏神として崇拜 ○ 平安時代中ごろから那珂川流域は、大藏原田一族の所領となる ○ 安徳台 安徳天皇の行宮 ○ 安徳台・岩門城は、大宰府政庁や博多を守る大切な軍事拠点 ○ 神崎から山田まで馬を利用し、それから先は那珂川の水運を利用した米や貿易品の移送ルート	毘沙門天 肥前・筑前街道
鎌倉時代	○ 少弐景資 岩門城に入城 蒙古襲来（文永・弘安の役） ○ 岩門合戦 ○ 筑前と肥前の境界地域に山岳宗教・修験者の活動最盛期	岩門城 不入道の滝 南林寺 亀ノ尾城跡
室町時代	○ 岩門城は南北朝・室町期では少弐または大内氏の拠点で、戦国期になると大友・筑紫氏の持城となる ○ 北側の出入口の端城として観音山城を整備する ○ 中世の山城が多く残っている	一ノ岳城 鷲ヶ岳城 正応寺
江戸時代	○ 脊振山の国境争い 肥前・筑前両藩で脊振弁財天岳をめぐる国境争いが起こる 地焼・札木山の国境争い ○ 伊能忠敬の測量 ○ 高橋善藏が山田にハゼを植栽したのを機に、ハゼ蟻が大きな収入源となる	国境石群 岩戸神楽 現人神社「正徳四年」銘石鳥居 南林寺の磨崖仏 戸板の磨崖仏
明治時代	○ 南畑発電所、明治 44 年（1911）に発電を開始する	
昭和時代	○ 那珂川町が誕生（昭和 31 年（1956）） ○ 南畑ダム竣工（昭和 42 年（1967）） ○ 「グリーンピアなかがわ」完成（昭和 61 年（1986））	
平成時代	○ JR 博多南線開業（平成 2 年（1990）） ○ 「ミリカローデン那珂川」完成（平成 6 年（1994）） ○ 那珂川市市制施行（平成 30 年（2018）） ○ 「五ヶ山ダム」「五ヶ山クロス」完成（平成 30 年（2018）、平成 31 年（2019））	



図 2-10：主要文化財の分布

(5) 関連遺跡について

1) 安徳大塚古墳

安徳大塚古墳は、那珂川市を貫流する那珂川の中流域、福岡平野の最奥に位置する標高約 55m の舌状台地上に営まれ、仲および安徳、下梶原の 3 区にまたがって所在している。発見当初より、古墳の外形から古墳時代前期に属するものであることが想定されていた。昭和 45 年 (1970) に周辺で大規模な宅地造成 (現在の王塚台) の計画に際して、昭和 46 年 (1971) に福岡県教育委員会により確認調査が実施された。調査の結果、墳丘規模が墳丘主軸長 64m、全長は濠を含めて 81m、後円部径 35m、後円部高 6m、くびれ部幅 16m、前方部長 29m、前方部幅 20m、前方部高 2m、前方部前方と後円部後方で各々前後の丘陵を幅約 10m の堀切をし、墳丘を築き上げていることがわかった。前方部に設定したトレンチからは、人頭大の川原石を使用した葺石と埴輪が見つかり、墳丘全面に葺石が敷かれ、埴輪もめぐっていることが確認された。後円部中央を南北に横断するように、盗掘坑が見られる。盗掘坑の精査の結果、主体部は礫床粘土郭であった可能性が高いことも判明した。また、出土した遺物は円筒埴輪及び焼成前穿孔の壺形土器で、4 世紀代に遡るものとされており、墳形と合わせて考えると本古墳が古墳時代前期に比定された。本古墳は古墳文化の全国的伝播の実態及び古代国家形成の諸要素を理解するうえで、さらには本市も含めた地域史を理解するうえでも貴重な古墳であるとして、平成 28 年 (2016) 3 月 7 日に国史跡に指定された。

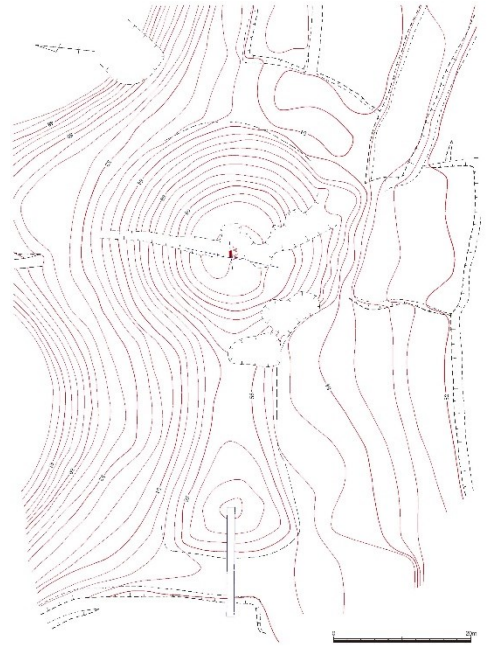


図 2-11：安徳大塚古墳墳丘測量図
(安徳大塚古墳発掘調査概報より抜粋)

2) 裂田溝

裂田溝は『日本書紀』に記載のある古代用水路で、卷九神功皇后仲哀 9 年夏 4 月 3 日の条に「神功皇后は自ら征西しようとし、ここに神田を定め耕した。那珂川の水を引き神田を潤そうとしたところ、迹驚の岡に及ぶと、大岩が塞がっていて、溝を通すことができなかった。皇后は武内宿禰を召し、剣と鏡を捧げて神に祈らせ、溝を通すよう求めた。するとすぐに雷がとどろきわたり、その岩を蹴り裂いて、溝を通させた。そのため時の人はその溝を裂田溝と呼んだ」と記されている。その後、古代・中世の資料にその名を見ることができないが、近世に入り貝原益軒の『筑前国続風土



図 2-12：裂田溝の遠景

記』や奥村玉蘭の『筑前名所図絵』等主要な地誌類に登場する。『筑前国続風土記拾遺』には「此の水今も山田村の一堰手来たりて山田安德東隈仲村五郎丸松木今光の田地凡二十九町餘の田地を潤ほす。」と記述されており、この灌漑範囲は現在と同じであることから、すでに近世後期の段階で、現存する裂田溝と大差ない流路であったことが想像できる。

このように大規模な古代用水路である裂田溝は、古くから重要な遺跡と認識されてはいたものの、現在も農業用水路として、或いは雨水幹線として、利水・治水の両面において利用されていることもあり、その実態に迫る調査研究は断片的にしかなされていなかった。そこで、平成14年度から平成16年度にかけて、保存・整備・活用の方向付けをするために「裂田溝総合調査」が実施された。発掘調査の中での大きな成果としては、裂田神社裏で確認した花崗岩の岩盤及び加工痕は『日本書紀』の「迹驚の岡に及ると、大岩が塞がっていて、溝を通すことができなかつた。…」との記載と符合する結果が得られたこと、溝肩に打ち込まれた木杭の放射性炭素年代測定を行ったところ、14世紀前半であることが判明したこと、さらに、ジオスライサー調査から、現在の裂田溝の場所に13世紀以降の人工水路跡が少なくとも3つ確認されていることが挙げられる。これらの調査結果は、『日本書紀』と『筑前国続風土記』との間の約1,000年間の空白部分を埋めるだけでなく、裂田溝が少なくとも1,300年近くの間何度も改修を受けながら、現代に至っていることが確認でき、古代から現代まで生き続けている、全国的に見てもきわめて稀有な遺跡であることを示している。

本遺跡については、歴史のある人工用水路であり、水路によって営まれた豊かな穀倉地帯は「西の都」が成立すると、その発展を生産という点で支え続けたと考えられ、このことから、平成27年に太宰府市が認定をうけた日本遺産「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～」の新たな構成要素として、筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・宇美町・佐賀県基山町にまたがる計30件の文化財の一つとして、令和2年（2020）6月19日に日本遺産の追加認定を受けた。



図2-13：調査で見つかった岩盤



図2-14：現在の裂田溝の状況

(6) 那珂川市における文化財

那珂川市には国指定の安徳台遺跡、安徳大塚古墳をはじめ、県及び市指定の貴重な文化財がある。

1) 指定文化財

表 2-4：那珂川市指定文化財一覧

指定状況	名称	項目	指定年月日
国指定	安徳大塚古墳	史跡	平成 28 年 3 月 7 日
	安徳台遺跡	史跡	平成 31 年 2 月 26 日
県指定	岩戸神楽	無形民俗文化財	昭和 29 年 12 月 13 日
	釣垂のヒノキシダ	天然記念物	昭和 37 年 4 月 19 日
	安徳のエノキ	天然記念物	昭和 37 年 7 月 26 日
	市ノ瀬のヤマモモ	天然記念物	昭和 38 年 12 月 24 日
	成竹のモチノキ	天然記念物	昭和 38 年 12 月 24 日
	日吉神社のオガタマノキ	天然記念物	昭和 38 年 12 月 24 日
	山中のアセビ	天然記念物	昭和 41 年 10 月 1 日
市指定	三角縁神獸鏡・妙法寺 2 号墳出土遺物一括	有形文化財	平成 9 年 3 月 18 日
	現人神社の「正徳四年」銘石鳥居及び「現人大明神」額	有形文化財	平成 10 年 7 月 1 日
	丸ノ口古墳群（V 群 5 号墳及びVI 群 2 号墳）	史跡	平成 11 年 6 月 22 日
	岩戸神楽古道具一括	有形民俗文化財	平成 11 年 12 月 20 日
	山田のイチョウ	天然記念物	平成 14 年 4 月 22 日
	見返り燈籠（燈とぼし）	有形民俗文化財	平成 17 年 6 月 24 日
	エゲ古墳主体部出土遺物一括	有形文化財	平成 18 年 4 月 24 日
	安徳台遺跡群 2 号棺・5 号棺及び出土遺物一括	有形文化財	平成 25 年 7 月 18 日

2) その他の文化財

表 2-5：那珂川市における指定文化財以外の文化財一覧

名称	内容	認定及び選定年月日
裂田溝	日本遺産 『古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～』 の構成要素として	令和 2 年 6 月 19 日
	疏水百選	平成 18 年 2 月 3 日
肥前・筑前街道—脊振坂越	歴史の道百選	平成 8 年 11 月 1 日

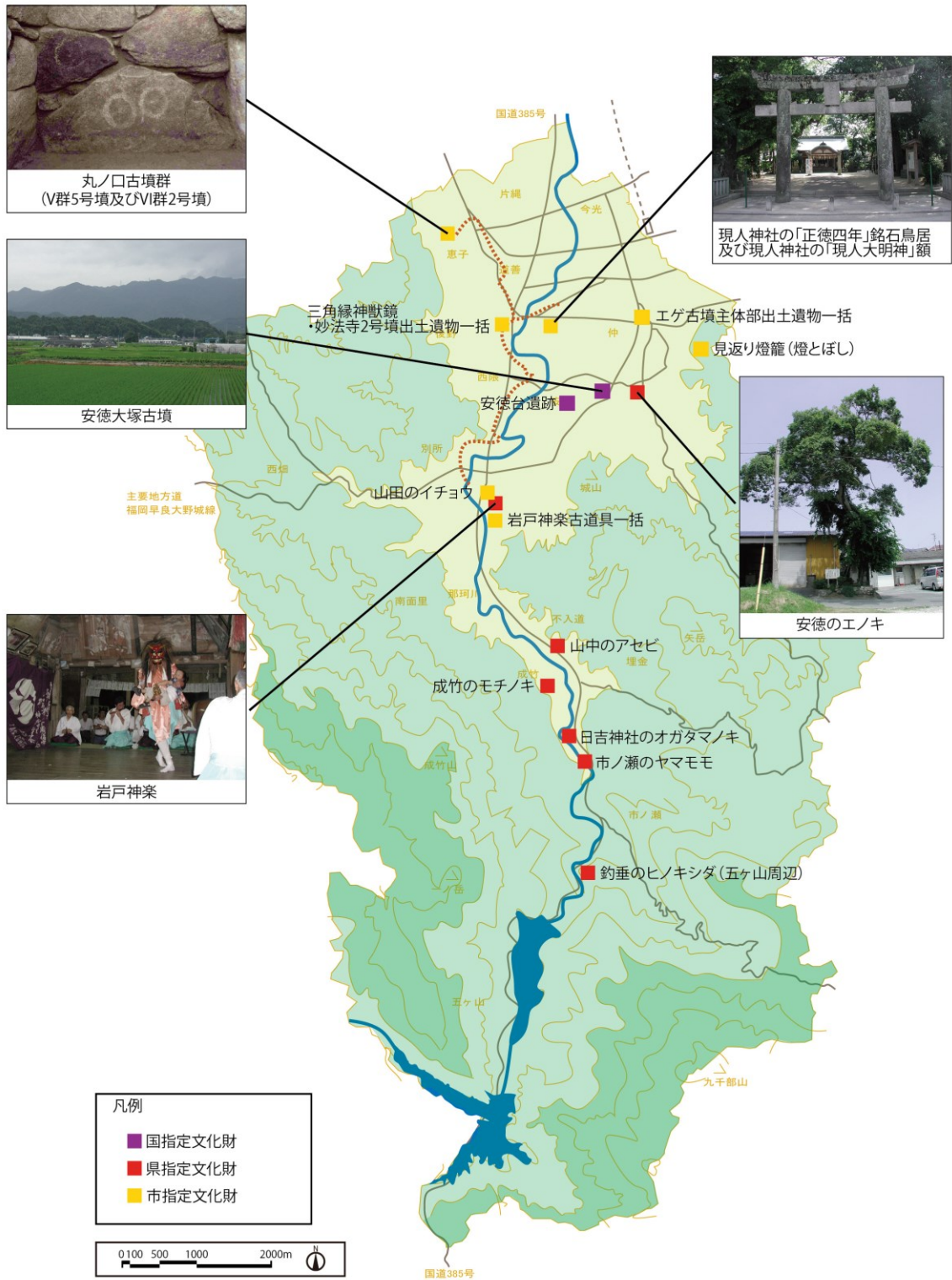


図 2-15：指定文化財の分布

2-3. 指定に至る経緯

本史跡は福岡平野の最奥部に位置し、阿蘇IV火砕流堆積層と那珂川の浸食によりつくられた標高約60m(周辺の平地との比高差約30m)の台地一帯に広がる遺跡である。この台地は『日本書紀』に迹驚岡、『筑前国続風土記』には御所原との記載がある。また、安徳天皇の仮御所の故地と言いつた伝えられ、現在の安徳台の地名の由来もこの言い伝えからと考えられている。

昭和45年(1970)の都市計画法第7条における区域区分の設定によって、本史跡一帯は市街化調整区域に含まれることになった。また、同年、農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域に指定されている。さらに、昭和55年(1980)の福岡県遺跡等分布地図、平成7年(1995)の那珂川町文化財分布地図の整備によって文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地としての位置付けもされている。これらの法規制に基づき、開発に対しての一定の抑止力を行使されながら遺跡が保存されてきた背景がある。

本史跡は前述のような言い伝えや台地上で土器や石器が一面に散布している状況が確認されていたが、一度も確認調査や発掘調査が行われてこなかった。平成になって、大学用地や五ヶ山ダム集団移転地の候補地といった話が浮上したが、文化財担当の「重要遺跡が発見された場合、保存措置の検討が必要になる」という回答のもと、開発の計画段階で中止されてきた。このような状況のなか、地元から、台地上の遺跡の有無についての調査の要望が教育委員会に出された。そして、教育委員会によって平成9～15・20・21年度まで36地点27,490.8㎡の確認調査等を行い、弥生時代中期を中心とした集落や中期後葉の首長墓、7世紀代の大型建物、室町時代の居館等を確認した。平成22年度的那珂川町文化財調査研究指導委員会での検討の結果、「遺跡を取り巻く自然環境も含め、裾野まで保全を行うことで意見が一致したこと」、「本遺跡群を行政の責任において未来に受け継ぐべき貴重な文化遺産と位置付け、早急に国に対し意見具申を行い、史跡に指定されるよう進言すること」という内容の意見がまとめられ、教育長へ提出された。

平成26年(2014)6月定例議会において、町として「安徳台遺跡の国指定を進めていく」ことが示された。その後、地権者及び相続権利者等の調査を行い、平成30年(2018)3月10日に地権者及び相続権利者等への説明会を行い国史跡指定の同意書の取得を開始した。同年7月には全体面積の約8割を超える同意が得られ、同年7月24日付で意見具申を提出、その後の同年11月16日に文化審議会の答申が出され、平成31年(2019)2月26日付官報で告示され国史跡となった。答申が出された際には、大きく新聞等で報道されるなど注目を集めた。告示以後、国史跡指定記念の講演会等を企画し周知を進めたことで、史跡指定の理解が進み、これまで未同意の地権者からの同意書の提出があった。既指定地を含めて一体的な保護が必要であることから、令和2年(2020)1月24日付けで追加指定の意見具申を提出し、令和3年(2021)3月26日付官報で告示され、現在の指定範囲となっている。

2-4. 指定状況

令和4年(2022)3月現在の本史跡の指定状況を以下に示す。

(1) 史跡名 安徳台遺跡

(2) 所在地 官報原文を表に編集したもの

福岡県那珂川市 大字安徳 字上ノ原	412番、413番、414番、415番、416番1、416番3、417番、418番、421番、422番1、423番1、423番2、424番、426番、427番、428番、429番1のうち実測528.52㎡、429番2、430番1、430番2、431番1、431番2、432番、433番、434番、435番2、440番、441番、442番、443番
同 字ウソ	469番1、470番、473番1、473番2、482番、483番1のうち実測658.74㎡
同 字風早	828番1、829番1、831番、833番、837番1、841番1、849番1のうち実測16166.56㎡、851番、858番、859番
同 字敷ノ向	241番、243番、246番、247番、253番2、253番3、254番1、254番2、255番1、255番2、255番3、257番1、257番2、258番1、258番2、261番1、267番、268番、272番、279番、280番、282番、283番、286番1、287番1、292番、293番、295番、298番
同 字ハブ	337番、338番、340番、344番、345番、347番、349番1、349番2、349番4、349番5、350番2、353番2、353番3、354番、356番、357番、359番、360番、361番、362番、363番、364番、366番、368番、369番、370番、371番、372番、375番、376番、384番、385番、386番、388番、390番、391番、393番、394番、396番、398番、399番、400番、401番、403番、404番、406番1、407番、408番、411番
同 字前	730番のうち実測63.27㎡、766番のうち実測352.17㎡、776番1、776番2、777番1、772番2、778番1、778番2、779番1、779番2、780番1、781番、783番、785番1のうち実測4054.90㎡、790番、793番、794番、795番、797番、803番1
同 字松原	300番、303番、304番、308番、309番、310番、311番、313番、315番、316番、317番、318番、318番、319番、320番1、320番2、322番、323番、326番、327番1、327番2、331番、332番、333番、334番2、336番
右の地域に介在する道路敷	
福岡県那珂川市大字安徳字上ノ原424番と同字上ノ原426番に挟まれ同字ハブ337番と同字ハブ341番に挟まれるまでの道路敷	
同字上ノ原433番と同字ウソ473番1に挟まれ同字上ノ原430番1と同字上ノ原437番に挟まれるまでの道路敷	
同字上ノ原435番1と同字ウソ468番1に挟まれ同字上ノ原435番1と同字ウソ470番に挟まれるまでの道路敷	
同字敷ノ向241番に東接し同字敷ノ向241番と同字松原305番に挟まれるまでの道路敷	
同字敷ノ向242番と同字敷ノ向243番に挟まれ同字敷ノ向243番と同字敷ノ向253番1に挟まれるまでの道路敷	

同字敷ノ向 285 番 1 と同字ハブ 338 番に挟まれ同字敷ノ向 268 番と同字敷ノ向 279 番に挟まれるまでの道路敷
同字敷ノ向 285 番 1 と同字敷ノ向 286 番 1 に挟まれ同字敷ノ向 284 番 1 と同字敷ノ向 287 番 1 に挟まれるまでの道路敷
同字敷ノ向 285 番 1 と同字ハブ 336 番に挟まれ同字松原 304 番に東接するまでの道路敷
同字ハブ 337 番と同字上ノ原 446 番に挟まれ同字ハブ 336 番と同字ハブ 337 番に挟まれるまでの道路敷
同字ハブ 338 番と同字ハブ 340 番に挟まれ同字ハブ 354 番と同字ハブ 358 番に挟まれるまでの道路敷
同字ハブ 341 番と同字ハブ 344 番に挟まれ同字ハブ 337 番と同字ハブ 338 番に挟まれるまでの道路敷
同字ハブ 358 番と同字ハブ 359 番に挟まれ同字ハブ 362 番と同字ハブ 366 番に挟まれるまでの道路敷
同字ハブ 359 番と同字ハブ 388 番に挟まれ同字ハブ 341 番と同字ハブ 411 番に挟まれるまでの道路敷
同字ハブ 379 番と同字風早 849 番 1 に挟まれ同字ハブ 404 番と同字ハブ 408 番に挟まれるまでの道路敷
同字ハブ 393 番と同字ハブ 397 番に挟まれ同字ハブ 341 番と同字上ノ原 443 番に挟まれるまでの道路敷
同字ハブ 410 番と同字上ノ原 412 番に挟まれる道路敷
同字前 730 番と同字前 773 番 1 に挟まれ同字上ノ原 413 番と同字上ノ原 415 番に挟まれるまでの道路敷
同字前 781 番と同字前 790 番に挟まれ同字前 794 番と同字前 800 番に挟まれるまでの道路敷
同字松原 319 番と同字松原 331 番に挟まれ同字松原 315 番と同字松原 317 番に挟まれるまでの道路敷
同字松原 328 番と同字上ノ原 435 番 2 に挟まれ同字松原 328 番と同字上ノ原 435 番 1 に挟まれるまでの道路敷
同字松原 336 番と同字上ノ原 435 番 1 に挟まれ同字松原 320 番 1 と同字松原 321 番に挟まれるまでの道路敷
同字敷ノ向 241 番と同字敷ノ向 245 番に挟まれ同字松原 304 番と同字松原 306 番に挟まれるまでの水路敷

(追加指定分)

那珂川市大字安徳字上ノ原	416 番 2
同 字敷ノ向	248 番、250 番、253 番 1、285 番 1
同 字ハブ	348 番、349 番 3、410 番
同 字前	769 番のうち実測 38.75 m ² 、800 番

(3) 遺跡の種類 史跡

(4) 指定年月日 平成 31 年 2 月 26 日
(追加指定 令和 3 年 3 月 26 日)

(5) 告示番号 平成 31 年文部科学省告示第 20 号 (資料編 P13 参照)
(追加指定 令和 3 年文部科学省告示第 49 号)

(6) 指定面積 188,263.42 m²
(うち追加指定 4,300.75 m²)

(7) 指定基準 一. 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡

(8) 指定理由

安徳台遺跡は福岡平野の最奥部、阿蘇IV火砕流と那珂川の浸食によりつくられた標高約六〇メートル、周辺の平野との比高約三〇メートルの台地一帯に広がる弥生時代の集落跡である。この台地は『日本書紀』の迹^{とどろきのおか} 驚岡、『筑前国続風土記』の御所原^{ごしょのほら}に比定され、安徳天皇の仮御所の故地との言い伝えもあり、「安徳台」の地名はこの言い伝えによるとされている。

この台地上ではかねてより弥生土器や石器の散布が知られていたが、開発計画がもちあがってきたことから、那珂川町(現・那珂川市)教育委員会は平成九年度から、遺跡の範囲・内容を確認する発掘調査を実施し、弥生時代、古代、中世の遺構・遺物の存在が明らかとなった。なかでも注目されたのが弥生時代の遺構・遺物であり、その後も継続して発掘調査を実施した。

その結果、弥生時代に関しては竪穴建物と甕棺墓群を検出した。確認した竪穴建物は一三〇棟を超え、時期の判明した三三棟の分布状況をみると、中期前葉には台地西半部に、中期中葉には台地北半中央の谷部を取り巻くように分布していた。中期後葉になると東半部へ移り、後期初頭には規模は小さくなり台地北半の谷部西側に集中する。

このうち弥生時代中期中葉の二号建物は長径一四・六メートル、短径一三・六メートルで、中央炉以外にも床面に数箇所の焼土を確認している。遺物としては青銅器の鑄型や中子^{なかご}と考えられる鑄造^{ちゅうぞう}関連鑄物、多くの舶載^{はくさい}鑄造鉄斧^{ちゅうぞうてつぶ}の再利用品、石庖丁未成品、砥石・台石などを確認した。中期後葉の一八号建物は同時期で豊富な副葬品をもった二号甕棺墓の西二五メートルに位置し、長径九メートル以上、短径八・七メートルで周辺には同時期の遺構が認められない。床面の南半はベッド状に一段高くなっている。遺物としては、三稜鏃^{さんりょうさく}、天河石製小玉^{てんがせきせいこたま}、器種不明の鉄器などが出土している。このほか、中期後葉の三三号建物は直径一五メートルで、鉄器等が出土している。

また、弥生時代中期前葉から後葉までの一〇基の甕棺墓も検出した。そのうち、中期後葉の並んで検出された二号甕棺の被葬者は男性で、五号甕棺は女性であった。二号甕棺の下甕で検出された頭部人骨付近では赤色塗料(朱)を検出した。棺内からガラス璧の再加工品を含むガラス製勾玉三点、管玉三三四点、塞杆^{さいかんじょう}状製品二点、ゴホウラ製貝輪四三点以上、棺外^{てっけん}から鉄劍一点、鉄戈^{てつか}一点が出土した。ゴホウラ製貝輪は立岩型で着装されたものと副葬されたものがあり、一体に伴う数としてはこれまでのところ最多である。

2-5. 指定地の状況

(1) 史跡地及び周辺の地形

本史跡は、標高 60m、周辺平地との比高差約 30m の台地上で、台地上の面積は約 10 万㎡である。南部の台地の縁には裂田溝が流れている。

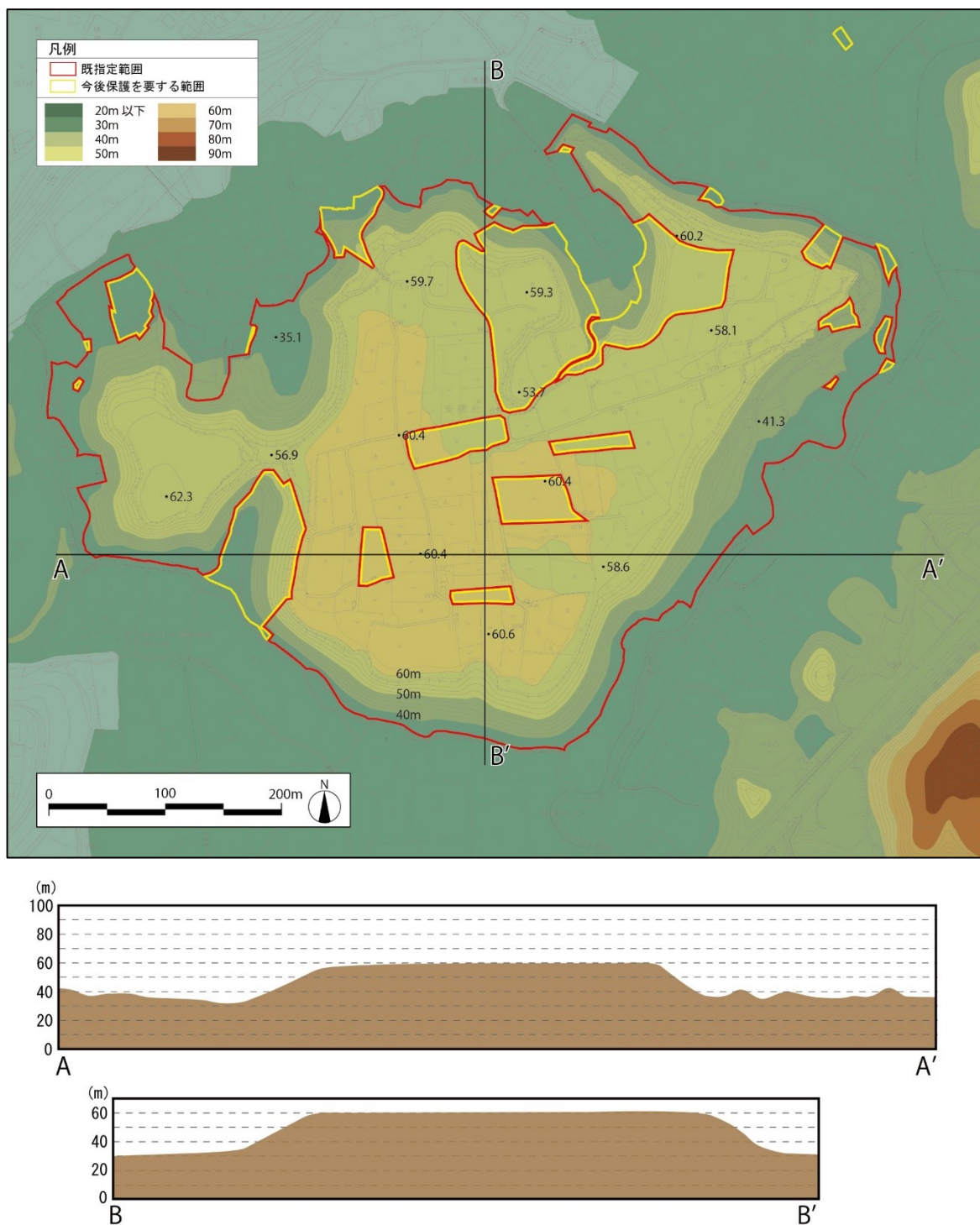


図 2-16：史跡地及び周辺の地形図および断面図

(2) 土地利用及び現況写真

現在の史跡地内の土地利用状況を示す。また、図 2-17 および図中の番号と対応した写真を示す。斜面地は竹林等の山林となっており、台地上に広がる畑には通路が整備されている。農業用の工作物があるなど、農業が営まれている様子である。

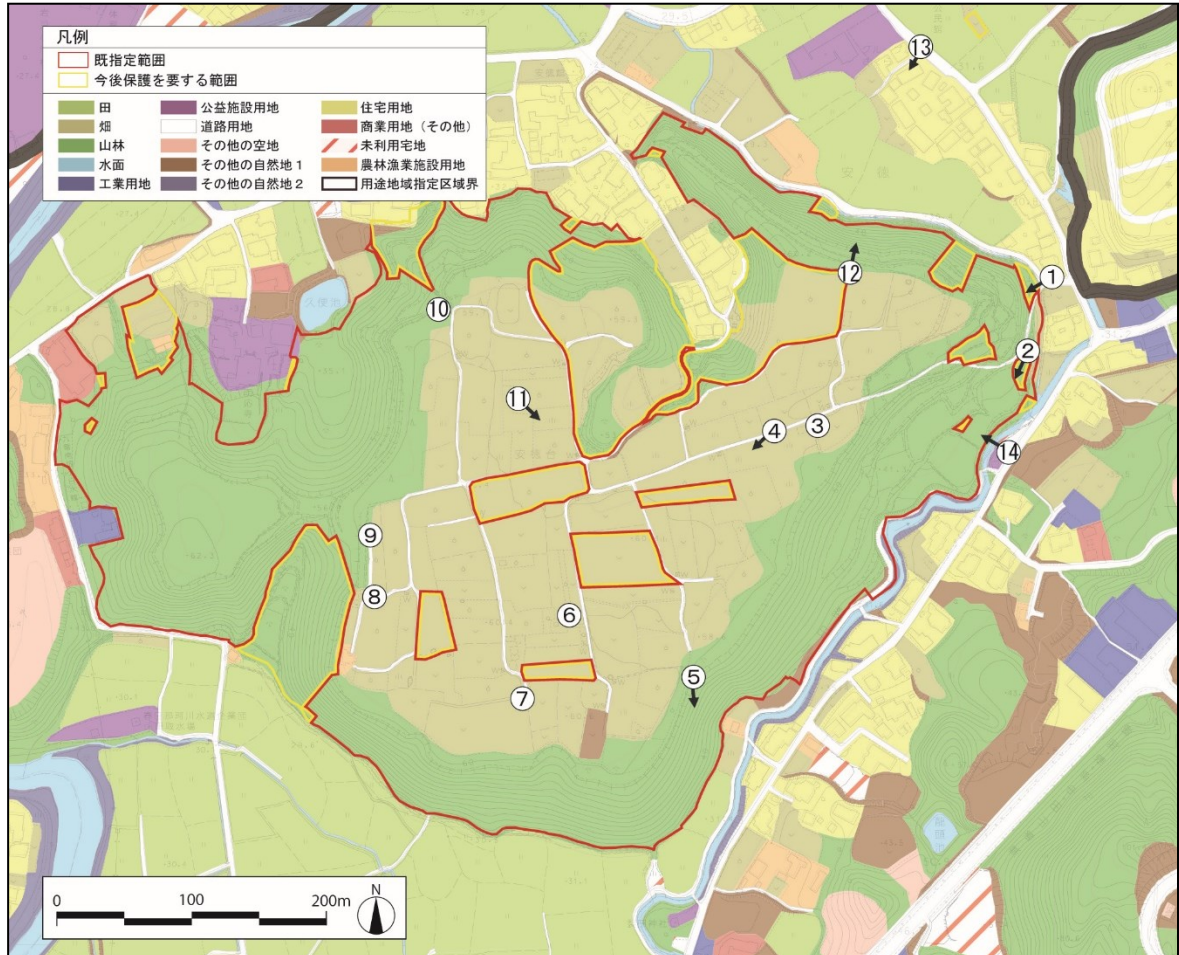


図 2-17：史跡地内の土地利用状況

資料：平成 29 年度都市計画基礎調査

現況写真（図 2-17 の番号と対応）



写真①：東側からの入口



写真②：左側「地権者以外立入禁止」の柵の中に筒状に切られた竹がある



写真③：ビニールハウスが物置小屋として使われている



写真④：通路の様子



写真⑤：亀島から安徳宮への遊歩道を作ろうとしている付近



写真⑥：安徳宮



写真⑦：ケールの登録圃場



写真⑧：農業用コンテナ



写真⑨：果樹園（みかん）



写真⑩：掘削坑



写真⑪：城山（岩門城跡）が望める



写真⑫：展望所から北側の風景



写真⑬：展望所設置の階段



写真⑭：展望所を史跡地外から見る



写真⑮：カワセミ公園から見た竹林

写真⑥⑨⑭：令和2年11月撮影

写真⑦⑧：令和2年12月撮影

写真①②③④⑤⑩⑪⑫⑬：令和3年1月撮影

(3) 史跡地及び周辺の災害危険性

史跡地北側の斜面地は、土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定されている。南側の縁辺部は浸水の危険がある。

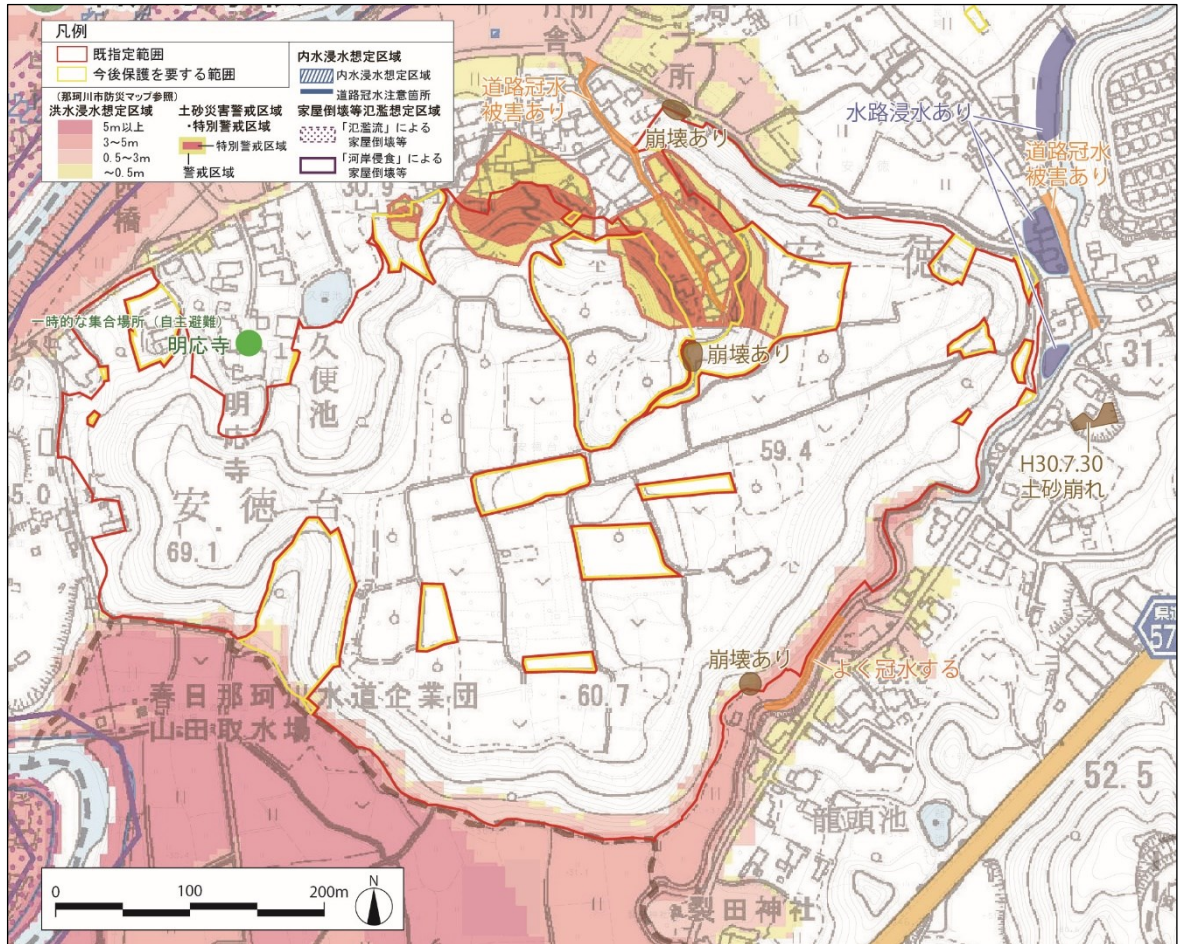


図 2-18：史跡地及び周辺の災害危険性

資料：那珂川市防災マップ・ため池マップ

(4) 地籍と地目

指定地の地目は、山林、畑、公衆用道路、墓地、用悪水路、原野、ため池、宅地、里道、境内地である。

表 2-6：指定地における地番・面積・地目一覧

地番	面積	地目
那珂川市大字安徳字上ノ原	412 番	758.00 山林
那珂川市大字安徳字上ノ原	413 番	349.00 畑
那珂川市大字安徳字上ノ原	414 番	971.00 畑
那珂川市大字安徳字上ノ原	415 番	342.00 畑
那珂川市大字安徳字上ノ原	416 番 1	429.00 畑
那珂川市大字安徳字上ノ原	416 番 3	497.00 畑
那珂川市大字安徳字上ノ原	417 番	428.00 畑
那珂川市大字安徳字上ノ原	418 番	1,517.00 畑
那珂川市大字安徳字上ノ原	421 番	420.00 畑
那珂川市大字安徳字上ノ原	422 番 1	636.00 畑
那珂川市大字安徳字上ノ原	423 番 1	84.00 山林
那珂川市大字安徳字上ノ原	423 番 2	161.00 山林
那珂川市大字安徳字上ノ原	424 番	1,069.00 畑
那珂川市大字安徳字上ノ原	426 番	146.00 山林
那珂川市大字安徳字上ノ原	427 番	721.00 山林
那珂川市大字安徳字上ノ原	428 番	987.00 山林
那珂川市大字安徳字上ノ原	429 番 1	528.52 山林
那珂川市大字安徳字上ノ原	429 番 2	229.00 畑
那珂川市大字安徳字上ノ原	430 番 1	1,371.00 畑
那珂川市大字安徳字上ノ原	430 番 2	2.37 公衆用道路
那珂川市大字安徳字上ノ原	431 番 1	876.00 山林
那珂川市大字安徳字上ノ原	431 番 2	474.00 山林
那珂川市大字安徳字上ノ原	432 番	652.00 山林
那珂川市大字安徳字上ノ原	433 番	458.00 山林
那珂川市大字安徳字上ノ原	434 番	403.00 山林
那珂川市大字安徳字上ノ原	435 番 2	17.00 公衆用道路
那珂川市大字安徳字上ノ原	440 番	1,210.00 畑
那珂川市大字安徳字上ノ原	441 番	1,472.00 畑
那珂川市大字安徳字上ノ原	442 番	427.00 畑
那珂川市大字安徳字上ノ原	443 番	785.00 畑
那珂川市大字安徳字ウソ	469 番 1	346.00 畑
那珂川市大字安徳字ウソ	470 番	218.00 山林
那珂川市大字安徳字ウソ	473 番 1	431.00 山林
那珂川市大字安徳字ウソ	473 番 2	13.00 墓地
那珂川市大字安徳字ウソ	482 番	31.00 墓地
那珂川市大字安徳字ウソ	483 番 1	658.74 山林
那珂川市大字安徳字風早	828 番 1	929.00 山林
那珂川市大字安徳字風早	829 番 1	477.00 畑
那珂川市大字安徳字風早	831 番	4,722.00 山林
那珂川市大字安徳字風早	833 番	75.00 畑
那珂川市大字安徳字風早	837 番 1	1,073.00 山林
那珂川市大字安徳字風早	841 番 1	479.00 山林
那珂川市大字安徳字風早	849 番 1	16,166.56 山林
那珂川市大字安徳字風早	851 番	43.00 山林
那珂川市大字安徳字風早	858 番	282.00 山林
那珂川市大字安徳字風早	859 番	410.00 山林
那珂川市大字安徳字敷ノ向	241 番	211.00 畑

地番	面積	地目
那珂川市大字安德字敷ノ向	243 番	7,463.00 山林
那珂川市大字安德字敷ノ向	246 番	120.00 原野
那珂川市大字安德字敷ノ向	247 番	55.00 山林
那珂川市大字安德字敷ノ向	253 番 2	20.00 用悪水路
那珂川市大字安德字敷ノ向	253 番 3	2.00 用悪水路
那珂川市大字安德字敷ノ向	254 番 1	34.00 畑
那珂川市大字安德字敷ノ向	254 番 2	43.00 用悪水路
那珂川市大字安德字敷ノ向	255 番 1	1,257.00 山林
那珂川市大字安德字敷ノ向	255 番 2	63.00 用悪水路
那珂川市大字安德字敷ノ向	255 番 3	143.00 用悪水路
那珂川市大字安德字敷ノ向	257 番 1	15.00 山林
那珂川市大字安德字敷ノ向	257 番 2	30.00 用悪水路
那珂川市大字安德字敷ノ向	258 番 1	7,421.00 山林
那珂川市大字安德字敷ノ向	258 番 2	510.00 用悪水路
那珂川市大字安德字敷ノ向	261 番 1	392.00 山林
那珂川市大字安德字敷ノ向	267 番	4,345.00 山林
那珂川市大字安德字敷ノ向	268 番	2,077.00 畑
那珂川市大字安德字敷ノ向	272 番	902.00 畑
那珂川市大字安德字敷ノ向	279 番	1,730.00 畑
那珂川市大字安德字敷ノ向	280 番	376.00 畑
那珂川市大字安德字敷ノ向	282 番	972.00 畑
那珂川市大字安德字敷ノ向	283 番	545.00 畑
那珂川市大字安德字敷ノ向	286 番 1	562.00 畑
那珂川市大字安德字敷ノ向	287 番 1	1,142.00 畑
那珂川市大字安德字敷ノ向	292 番	1,095.00 畑
那珂川市大字安德字敷ノ向	293 番	635.00 畑
那珂川市大字安德字敷ノ向	295 番	981.00 山林
那珂川市大字安德字敷ノ向	298 番	121.00 山林
那珂川市大字安德字ハブ	337 番	603.00 畑
那珂川市大字安德字ハブ	338 番	1,618.00 畑
那珂川市大字安德字ハブ	340 番	550.00 畑
那珂川市大字安德字ハブ	344 番	1,539.00 畑
那珂川市大字安德字ハブ	345 番	1,382.00 畑
那珂川市大字安德字ハブ	347 番	1,097.00 畑
那珂川市大字安德字ハブ	349 番 1	382.00 畑
那珂川市大字安德字ハブ	349 番 2	222.00 畑
那珂川市大字安德字ハブ	349 番 4	20.00 畑
那珂川市大字安德字ハブ	349 番 5	17.00 畑
那珂川市大字安德字ハブ	350 番 2	987.00 畑
那珂川市大字安德字ハブ	353 番 2	944.00 畑
那珂川市大字安德字ハブ	353 番 3	867.00 畑
那珂川市大字安德字ハブ	354 番	1,782.00 畑
那珂川市大字安德字ハブ	356 番	345.00 畑
那珂川市大字安德字ハブ	357 番	611.00 畑
那珂川市大字安德字ハブ	359 番	813.00 畑
那珂川市大字安德字ハブ	360 番	241.00 原野
那珂川市大字安德字ハブ	361 番	724.00 畑
那珂川市大字安德字ハブ	362 番	507.00 畑
那珂川市大字安德字ハブ	363 番	744.00 畑
那珂川市大字安德字ハブ	364 番	871.00 畑
那珂川市大字安德字ハブ	366 番	1,982.00 畑
那珂川市大字安德字ハブ	368 番	3,219.00 山林
那珂川市大字安德字ハブ	369 番	7,747.00 山林

地番		面積	地目
那珂川市大字安德字ハブ	370 番	151.00	墓地
那珂川市大字安德字ハブ	371 番	148.00	墓地
那珂川市大字安德字ハブ	372 番	282.00	墓地
那珂川市大字安德字ハブ	375 番	796.00	山林
那珂川市大字安德字ハブ	376 番	4,811.00	山林
那珂川市大字安德字ハブ	384 番	734.00	山林
那珂川市大字安德字ハブ	385 番	484.00	畑
那珂川市大字安德字ハブ	386 番	858.00	畑
那珂川市大字安德字ハブ	388 番	2,836.00	畑
那珂川市大字安德字ハブ	390 番	921.00	畑
那珂川市大字安德字ハブ	391 番	864.00	畑
那珂川市大字安德字ハブ	393 番	880.00	畑
那珂川市大字安德字ハブ	394 番	2,263.00	畑
那珂川市大字安德字ハブ	396 番	632.00	畑
那珂川市大字安德字ハブ	398 番	724.00	畑
那珂川市大字安德字ハブ	399 番	613.00	畑
那珂川市大字安德字ハブ	400 番	543.00	畑
那珂川市大字安德字ハブ	401 番	1,744.00	畑
那珂川市大字安德字ハブ	403 番	788.00	畑
那珂川市大字安德字ハブ	404 番	1,403.00	畑
那珂川市大字安德字ハブ	406 番 1	595.00	山林
那珂川市大字安德字ハブ	407 番	172.00	山林
那珂川市大字安德字ハブ	408 番	819.00	山林
那珂川市大字安德字ハブ	411 番	1,168.00	畑
那珂川市大字安德字前	730 番	63.27	宅地
那珂川市大字安德字前	766 番	352.17	畑
那珂川市大字安德字前	776 番 1	318.00	山林
那珂川市大字安德字前	776 番 2	379.00	山林
那珂川市大字安德字前	777 番 1	576.00	山林
那珂川市大字安德字前	777 番 2	357.00	山林
那珂川市大字安德字前	778 番 1	1,658.00	山林
那珂川市大字安德字前	778 番 2	508.00	畑
那珂川市大字安德字前	779 番 1	643.00	山林
那珂川市大字安德字前	779 番 2	705.00	畑
那珂川市大字安德字前	780 番 1	2,704.00	山林
那珂川市大字安德字前	781 番	1,868.00	山林
那珂川市大字安德字前	783 番	1,101.00	山林
那珂川市大字安德字前	785 番 1	4,054.90	山林
那珂川市大字安德字前	790 番	682.00	畑
那珂川市大字安德字前	793 番	49.00	ため池
那珂川市大字安德字前	794 番	1,534.00	畑
那珂川市大字安德字前	795 番	271.00	山林
那珂川市大字安德字前	797 番	74.00	山林
那珂川市大字安德字前	803 番 1	144.00	畑
那珂川市大字安德字松原	300 番	592.00	山林
那珂川市大字安德字松原	303 番	346.00	山林
那珂川市大字安德字松原	304 番	2,101.00	山林
那珂川市大字安德字松原	308 番	59.00	山林
那珂川市大字安德字松原	309 番	652.00	畑
那珂川市大字安德字松原	310 番	1,170.00	畑
那珂川市大字安德字松原	311 番	328.00	山林
那珂川市大字安德字松原	313 番	2,449.00	山林
那珂川市大字安德字松原	315 番	2,126.00	畑

地番	面積	地目	
那珂川市大字安徳字松原	316 番	397.00	畑
那珂川市大字安徳字松原	317 番	1,157.00	畑
那珂川市大字安徳字松原	318 番	421.00	畑
那珂川市大字安徳字松原	319 番	362.00	畑
那珂川市大字安徳字松原	320 番 1	986.00	畑
那珂川市大字安徳字松原	320 番 2	998.00	畑
那珂川市大字安徳字松原	322 番	2,066.00	山林
那珂川市大字安徳字松原	323 番	818.00	山林
那珂川市大字安徳字松原	326 番	242.00	山林
那珂川市大字安徳字松原	327 番 1	661.00	山林
那珂川市大字安徳字松原	327 番 2	2,774.00	山林
那珂川市大字安徳字松原	331 番	1,545.00	山林
那珂川市大字安徳字松原	332 番	711.00	畑
那珂川市大字安徳字松原	333 番	1,277.00	畑
那珂川市大字安徳字松原	334 番 2	127.00	畑
那珂川市大字安徳字松原	336 番	1,614.00	畑
上記の地域に介在する道路敷			
那珂川市大字安徳字前 785 番 1 と字風早 831 番に挟まれ、字前 781 番と字風早 849 番 1 に挟まれるまでの道路敷		188.53	里道
那珂川市大字安徳字前 781 番と字前 794 番に挟まれ、字前 793 番と字前 795 番に挟まれるまでの道路敷		28.69	里道
那珂川市大字安徳字上ノ原 422 番 1 と字上ノ原 423 番 2 に挟まれる道路敷		13.50	里道
那珂川市大字安徳字上ノ原 426 番と字上ノ原 430 番 1 に挟まれる道路敷		5.55	里道
那珂川市大字安徳字敷ノ向 267 番と字ハブ 369 番に挟まれ、字敷ノ向 268 番と字ハブ 350 番 2 に挟まれるまでの道路敷		316.03	里道
那珂川市大字安徳字松原 336 番に東接する道路敷		61.60	里道
那珂川市大字安徳字松原 300 番に西接する道路敷		18.23	里道
那珂川市大字安徳字上ノ原 424 番と字上ノ原 426 番に挟まれ、字ハブ 337 番と字ハブ 341 番に挟まれるまでの道路敷		548.02	里道
那珂川市大字安徳字上ノ原 433 番と字ウソ 473 番 1 に挟まれ、字上ノ原 430 番 1 と 437 番に挟まれるまでの道路敷		209.62	里道
那珂川市大字安徳字上ノ原 435 番 1 と字ウソ 468 番 1 に挟まれ、字上ノ原 435 番 1 と字ウソ 470 番に挟まれるまでの道路敷		49.52	里道
那珂川市大字安徳字敷ノ向 241 番に東接し、字敷ノ向 241 番と字松原 305 番に挟まれるまでの道路敷		132.28	里道
那珂川市大字安徳字敷ノ向 242 番と字敷ノ向 243 番に挟まれ、字敷ノ向 243 番と字敷ノ向 253 番 1 に挟まれるまでの道路敷		123.99	里道
那珂川市大字安徳字敷ノ向 285 番 1 と字ハブ 338 番に挟まれ、字敷ノ向 268 番と字敷ノ向 279 番に挟まれるまでの道路敷		289.49	里道
那珂川市大字安徳字敷ノ向 285 番 1 と字敷ノ向 286 番 1 に挟まれ、字敷ノ向 284 番 1 と字敷ノ向 287 番 1 に挟まれるまでの道路敷		87.39	里道
那珂川市大字安徳字敷ノ向 285 番 1 と字ハブ 336 番に挟まれ、字松原 304 番に東接するまでの道路敷		942.94	里道

地番	面積	地目	
那珂川市大字安徳字ハブ 337 番と字上ノ原 446 番に挟まれ、字ハブ 336 番と字ハブ 337 番に挟まれるまでの道路敷	68.57	里道	
那珂川市大字安徳字ハブ 338 番と字ハブ 340 番に挟まれ、字ハブ 354 番と字ハブ 358 番に挟まれるまでの道路敷	363.93	里道	
那珂川市大字安徳字ハブ 341 番と字ハブ 344 番に挟まれ、字ハブ 337 番と字ハブ 338 番に挟まれるまでの道路敷	201.68	里道	
那珂川市大字安徳字ハブ 358 番と字ハブ 359 番に挟まれ、字ハブ 362 番と字ハブ 366 番に挟まれるまでの道路敷	266.69	里道	
那珂川市大字安徳字ハブ 359 番と字ハブ 388 番に挟まれ、字ハブ 341 番と字ハブ 411 番に挟まれるまでの道路敷	448.86	里道	
那珂川市大字安徳字ハブ 379 番と字風早 849 番 1 に挟まれ、字ハブ 404 番と字ハブ 408 番に挟まれるまでの道路敷 字ハブ 410 番と字上ノ原 412 番に挟まれる道路敷	246.87	里道	
那珂川市大字安徳字ハブ 393 番と字ハブ 397 番に挟まれ、字ハブ 341 番と字上ノ原 443 番に挟まれるまでの道路敷	666.10	里道	
那珂川市大字安徳字前 730 番と字前 773 番 1 に挟まれ、字上ノ原 413 番と字上ノ原 415 番に挟まれるまでの道路敷	432.59	里道	
那珂川市大字安徳字前 781 番と字前 790 番に挟まれ、字前 794 番と字前 800 番に挟まれるまでの道路敷	139.55	里道	
那珂川市大字安徳字松原 319 番と字松原 331 番に挟まれ、字松原 315 番と字松原 317 番に挟まれるまでの道路敷	304.03	里道	
那珂川市大字安徳字松原 328 番と字上ノ原 435 番 2 に挟まれ、字松原 328 番と字上ノ原 435 番 1 に挟まれるまでの道路敷	199.81	里道	
那珂川市大字安徳字松原 336 番と字上ノ原 435 番 1 に挟まれ、字松原 320 番 1 と字松原 321 番に挟まれるまでの道路敷	251.10	里道	
那珂川市大字安徳字敷ノ向 241 番と字敷ノ向 245 番に挟まれ、字松原 304 番と字松原 306 番に挟まれるまでの水路敷	257.98	用悪水路	
	合計	183,962.67	
追加指定			
那珂川市大字安徳字上ノ原	416 番 2	430.00	畑
那珂川市大字安徳字敷ノ向	248 番	346.00	畑
那珂川市大字安徳字敷ノ向	250 番	16.00	畑
那珂川市大字安徳字敷ノ向	253 番 1	1,228.00	畑
那珂川市大字安徳字敷ノ向	285 番 1	1,085.00	畑
那珂川市大字安徳字ハブ	348 番	129.00	境内地
那珂川市大字安徳字ハブ	349 番 3	416.00	畑
那珂川市大字安徳字ハブ	410 番	411.00	畑
那珂川市大字安徳字前	769 番	38.75	宅地
那珂川市大字安徳字前	800 番	201.00	畑
	合計	4,300.75	

(5) 土地所有区分

令和4年(2022)3月時点における指定地内の土地所有の状況は、以下の通りである。国有地は0.1%で境内地、市有地は4.1%でおもに公衆用道路や用悪水路、私有地は95.8%と最も多く、おもに畑や山林である。

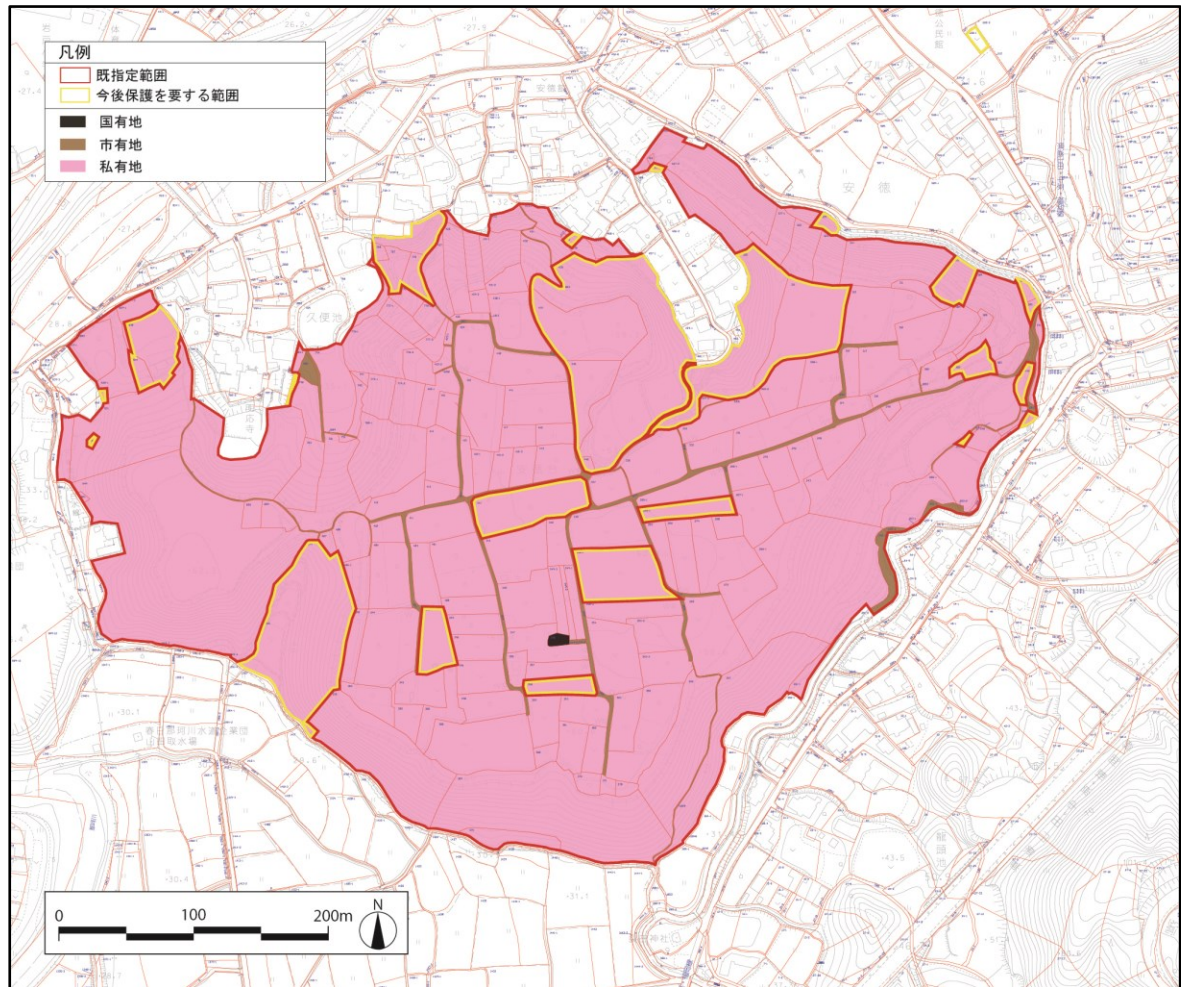


図 2-20：史跡地内の土地所有区分

(6) 植生

指定地内の植生は、大部分を畑が占めている。また、斜面地については、用材としての杉の植林が進められてきたが、竹林（孟宗竹）の侵食が進んでおり、これらが混在する状況にある。なお、西側の一部においてシイ・カシの二次林群落が見られる。

指定地内に保安林に指定されている箇所はない。

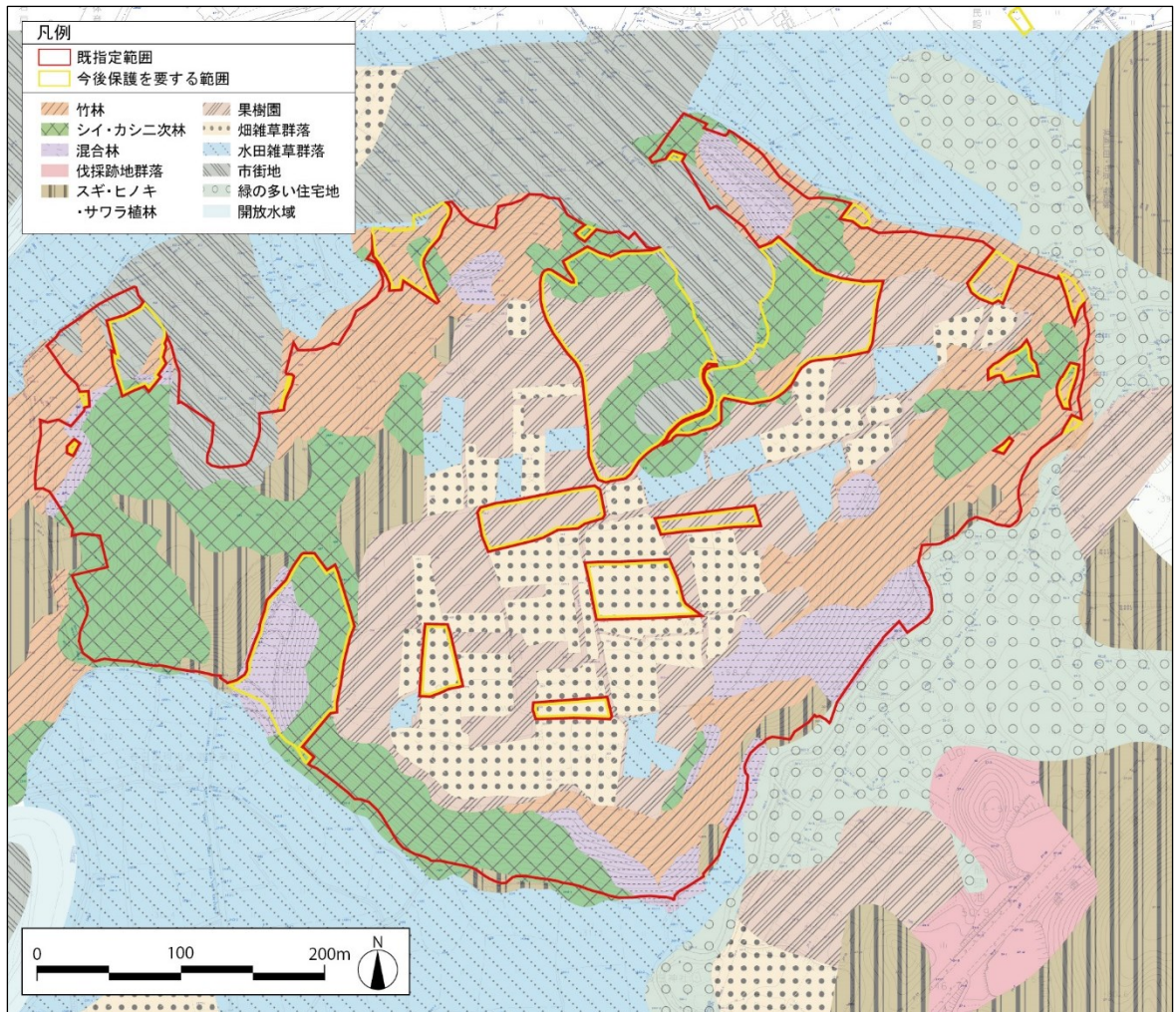


図 2-21：史跡地内の植生

※1/25,000 植生図「不入道」GISデータ(環境省生物多様性センター)を使用し、株式会社エスティ環境設計研究所が作成・加工したものである。
(<http://gis.biodic.go.jp/webgis/index.html>)



図 2-22：竹林の様子



図 2-23：果樹園の様子

(7) 史跡地及び周辺の眺望景観

史跡地内および、史跡地外から本史跡を見た場合の、景観とその特徴を整理する。史跡地の中からの眺望として特徴なのは、高台でありながら斜面部の樹林があり、周辺がほとんど見えず、外の世界から切り離されているような景観である。また、史跡地は周辺の平野部や城山の頂上からも確認できるが、他の樹林地と似た外観をしていることなどから、史跡であることの存在感や境界が分かりにくい。

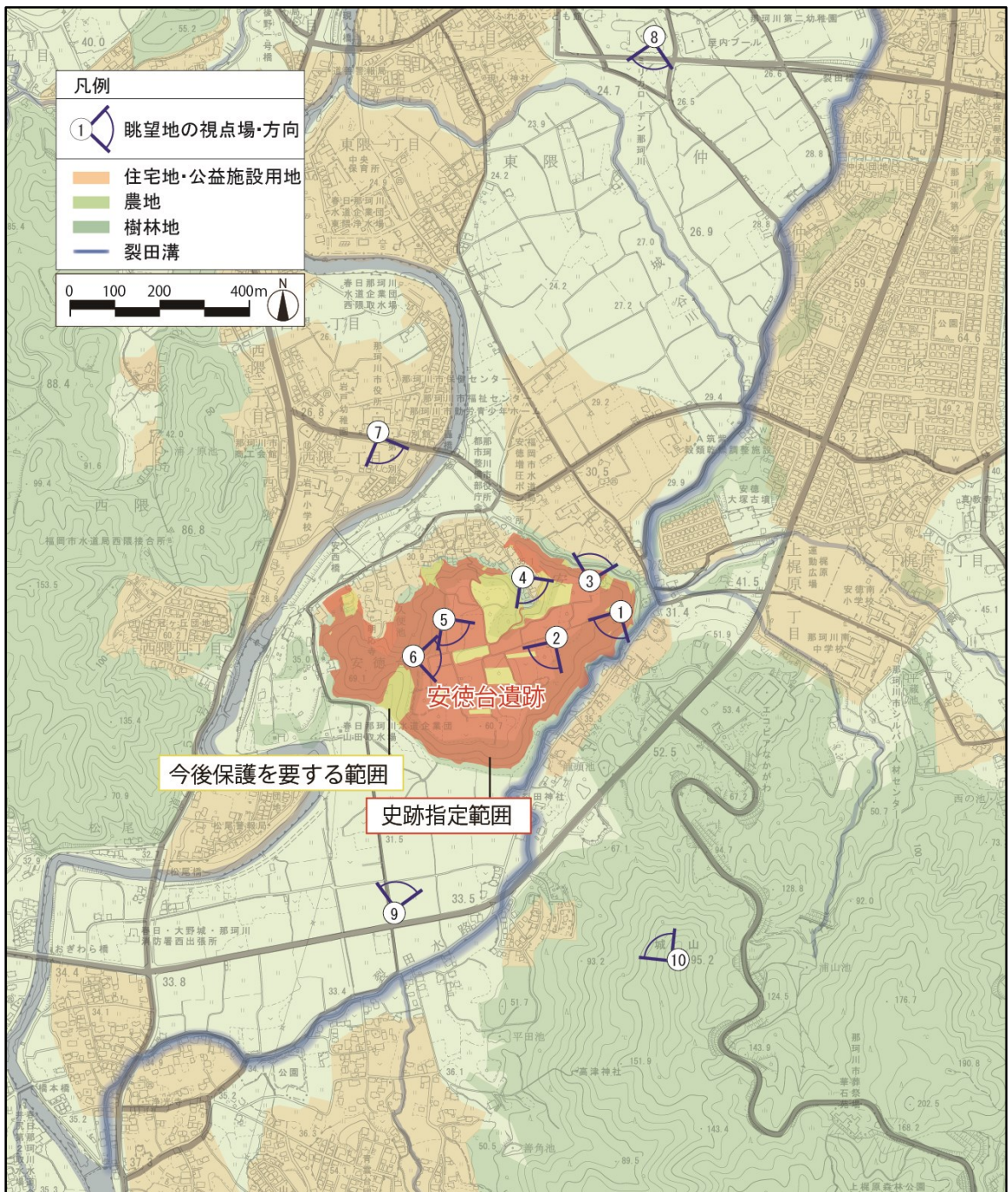


図 2-24：眺望景観の視点場・方向 位置図

<p>1 入口付近の竹林</p>  <p>入口通路の両脇に竹林があり、ゲートのような空間が形成されている。</p>	<p>2 台地上の通路から南西方向の景観</p>  <p>南部の山並みに、鉄塔が視認でき、台地内から確認できる唯一の人工物である。</p>	<p>3 展望所から福岡平野を望む</p>  <p>展望所からは北側の福岡平野を見渡すことができる。</p>
<p>4 北側の集落と台地の斜面</p>  <p>台地の裾部にある集落から見ると、すぐ横に台地の急斜面がそびえ立っている。</p>	<p>5 台地上の果樹と城山</p>  <p>遠景として城山(岩門城跡)が見える。</p>	<p>6 果樹園(柑橘類)</p>  <p>史跡地内の西・南部には柑橘類の果樹が多くみられる。</p>
<p>7 市役所からの眺望</p>  <p>市役所駐車場から見ると、住宅の奥に斜面林が見える。</p>	<p>8 ミリカローデン那珂川からの眺望</p>  <p>写真中央手前の樹林地が本史跡。展望所付近が一部切り払われているが、史跡地の境界線がわかりづらい。</p>	<p>9 南側道路からの眺望</p>  <p>史跡地南側の県道575号線からは、障害物がなく台地の形状がよく見える。</p>
<p>10 城山頂上(岩門城跡)から見る安徳台遺跡</p>  <p>安徳台遺跡の台地が高い位置から確認できる。視点場の樹林により裾野は見えにくい。</p>		

(8) 活動団体

本史跡においてはすでに、史跡地をフィールドとしてガイドや整備の活動をしている団体が存在している。本史跡に限らず那珂川市全体で活動する団体について以下の表にまとめる。

表 2-7：本史跡に関連する活動団体一覧

団体名	活動内容	本史跡での役割
安徳台国指定史跡及び史跡公園整備促進期成会	安徳台遺跡内の農地管理者等を中心に集まった組織で、日常管理や史跡公園化のために展望所や遊歩道の整備、イベント等を行っている。	営農関連の日常管理 展望所・遊歩道整備
竹プロジェクト	竹の有効活用と環境保全を目的とし、イベントの開催や史跡類、散策ルート等周辺の竹林整備を行っている。	竹林整備 遊歩道築造
竹細エクラブ	史跡で採れた竹を使い、サークル活動として竹細工でカゴや照明器具をつくり、展示等を行っている。	竹林整備 遊歩道築造 竹ヒゴ作り
裂田溝ライトアップ実行委員会	ライトアップのイベントを開催し、裂田溝や安徳台エリアの遺跡の活用と周知を行っている。	裂田溝・安徳台エリアの遺跡の活用
歴史ガイドボランティア なかがわ	那珂川市内の発掘現場や史跡の見学・散策の参加者を対象に案内を行っている。	現地ガイド
那珂川市「歴史を学ぶ会」	ふるさとの歴史と文化を学び、その成果を編纂し、教育関係者への寄贈ならびに市民への継承活動を行っている。	各団体の活動に参加
那珂川市郷土史研究会	郷土史の探求と遺跡めぐり、刊行物の編纂と刊行、他の市町村郷土史研究会との交流等を行っている。	各団体の活動に参加
那珂川市歴史と文化の まちづくり協議会	那珂川市内の歴史関係団体が、市の施策運営等の過程に参画し、市と住民の協働によるまちづくりを推進している。広報誌、冊子発行、歴史ガイド・リーフレットの企画制作を行っている。	広報誌・リーフレット作成等による周知活動
NPO法人 夢・すすむプロジェクト	竹林整備を実施し、切り出した竹の有効活用領域の拡大を進めている。	竹林整備 展望所整備 遊歩道築造

令和4年3月時点

2-6. 発掘調査の履歴と調査成果

(1) 調査履歴

調査は平成9～15年度、平成20～21年度に実施した。以下、主な調査概要と報告書についてまとめる。

平成9年(1997)

調査期間：平成9年10月6日～平成10年1月23日

台地上の遺跡の有無を調べるため、25ヶ所に幅1m四方の小調査区を設定し調査を行った。調査の結果、台地全体に縄文時代から中世までの遺構が存在することを確認した。

平成10年(1998)

調査期間：平成10年11月19日～平成11年2月16日

前年度の調査で弥生時代の遺構が多く認められた場所2ヶ所、約3,000㎡を調査した。

調査の結果、弥生時代中期の前葉から中葉にかけての集落を確認した。確認した住居跡は40軒以上で、町内で初めての大規模集落の発見となった。このうち、弥生時代中期前葉の住居跡1軒は直径8mを越すものであった。

*平成11年(1999)1月30日に地元説明会を行った。



平成11年(1999)

調査期間：平成11年11月8日～平成12年2月16日

「平家物語」にも記され、安徳の地名の由来とも考えられる中世の安徳台を調べるため5ヶ所、約4,400㎡を調査した。

調査の結果、室町時代の居館跡を発見した。居館は一边約100mと考えられ、周囲は溝に囲まれ西半では建物跡を確認した。また、関東地方で多く見られ、武士の墓といわれる地下式横穴も検出し、弥生時代中期の住居跡を35軒確認した。調査は、当初3年計画であったが遺跡の全容を把握するためさらに3年間延長を行った。

*平成12年(2000)1月30日に地元説明会を行った。

平成12年(2000)**調査期間：平成12年11月14日～平成13年3月30日**

弥生時代の集落の広がり及び前年度確認した室町時代の居館跡の範囲を確認するため、9ヶ所、約3,900㎡を調査した。

調査の結果、直径9mを越す弥生時代中期中葉の住居跡3軒を含め、同時期の住居跡25軒を確認した。大学教授による調査指導から奴国の拠点集落であることが判明した。中世の墓地のほか、初めて古代の大型の建物を1棟検出した。

*一般住民を対象とした遺跡説明会を平成13年(2001)3月10日に行った。見学者数は230名でテレビ・新聞等でも報道され、注目を集めた。

**平成13年(2001)****調査期間：平成13年11月26日～平成14年3月25日**

前年度に確認した弥生時代の集落及び奈良時代の建物の広がりを確認するため3ヶ所、約3,200㎡を調査した。

調査の結果、直径14mを超える日本でも最大級の弥生時代中期中葉の円形住居跡を確認した。住居内からは鋳型・鉄製品等の多くの遺物が出土し、弥生時代後期の集落も確認した。確認を行った住居跡は25軒以上であり、古代の建物2棟も検出した。

*一般住民を対象とした遺跡説明会を平成14年(2002)3月16日に行った。見学者数は200人で、新聞で報道され注目を浴びた。

**平成14年(2002)****調査期間：平成14年11月25日～平成15年3月31日**

台地への入口・柵・溝等の防御施設、西側に続く台地の遺構を確認するために8ヶ所、約3,600㎡を調査した。

調査の結果、弥生時代中期前葉の7mを越える方形住居跡、祭祀跡と思われる土壇、弥生時代中期後葉の9.5mの円形住居跡のほか、古代の建物1棟を検出した。本調査で、初めて弥生時代中期後葉の甕棺墓群を確認した。

平成 15 年 (2003)

調査期間：平成 15 年 4 月 18 日～平成 15 年 5 月 26 日

前年度確認を行った甕棺墓群の約 200 m²を調査した。平成 15 年 (2003) 11 月 26 日・平成 16 年 (2004) 3 月 17 日文化財調査研究指導委員会を開催した。

調査の結果、合計 10 基の甕棺墓を確認し、その内 8 基を調査した。さらにその内の 2 基から貝輪・ガラス製勾玉等の貴重な副葬品が出土した。

*平成 15 年 (2003) 5

月 8 日に記者発表を行い、同年 5 月 11 日に一般住民を対象にした遺跡説明会を開催した。見学者数は 500 名以上で、遠くは関東からも見学に来られていた。



平成 16 年 (2004)

埋蔵文化財公開普及事業「発掘された日本列島 2004 (新発見考古速報展)」へ出展した。

平成 17 年 (2005)

出土遺物・図面の整理を行い、『安徳台遺跡群』那珂川町文化財調査報告書 第 67 集 2005 を刊行した。

平成 18 年 (2006)

文化財調査研究指導委員会を開催した。

遺跡の性格をさらに解明するために、確認調査の再実施の指導を受けた。

*平成 18 年 (2006) 11 月 6 日文化庁と事前協議を行った。

平成 19 年 (2007)

レーダー探査について (独) 奈良文化財研究所と事前打ち合わせを行った。

平成 20 年 (2008)

調査期間：平成 20 年 4 月 11 日～平成 21 年 3 月 31 日

平成 18 年度文化財調査研究指導委員会の指導に基づき、レーダー探査及び探査成果の検証のための確認調査を実施した。レーダー探査は(独)奈良文化財研究所物理探査研究室に依頼し、レーダー探査を 4 地点 11,633 m²で実施し、検証のための確認調査を 5 ヶ所、約 390 m²で行った。平成 15 年度に確認した甕棺墓 2 基の東約 10m に設定したトレンチから、一辺 6 m 程の墓壙を確認した。この他、弥生時代中期後葉の直径約 15m、後期初頭の直径約 10m の円形住居跡を確認した。



平成 21 年 (2009)

調査期間：平成 21 年 9 月 16 日～平成 22 年 3 月 31 日

レーダー探査及び探査成果の検証、台地の西に続く道場山、甕棺墓推定地、銅矛出土推定地の調査を実施した。レーダー探査は(独)九州大学工学部水永研究室に依頼した。平成 22 年 (2010) 2 月 10 日に文化財調査研究指導委員会を開催した。

レーダー探査を 3 ヶ所、4,669 m²で実施した。確認調査は、探査地 2 ヶ所、銅矛出土推定地、他 2 ヶ所で実施した。平成 14 年度に確認した甕棺墓群の谷を挟んだ北方へ延びる細尾根中位から先端にかけて甕棺墓群を確認した。時期は中期前葉と中葉で、上面を削平されるが、いずれも墓域の区画が想定され、弥生時代中期前葉の墓域では盛土を確認した。甕棺墓の総数は、一時期 15 基前後と考えられ、小児棺は検出されなかった。銅矛出土推定地では、盛土と考えられる粘土層を確認したが、銅矛出土地を確定するには至らなかった。



*銅矛出土推定地を、平成 21 年 (2009) 10 月 21 日に文化庁・県文化財保護課が視察した。

平成 22 年 (2010)

調査期間：平成 22 年 4 月 13 日～平成 23 年 3 月 31 日

平成 20・21 年度に実施した確認調査の図面及び遺物の整理を行い、レーダー探査結果報告を含めた報告書を刊行した。また、平成 22 年 (2010) 11 月 25 日、平成 23 年 (2011) 3 月 10 日に文化財調査研究指導委員会を開催し、最終的な遺跡の価値の検証を行い、委員会意見として、意見具申を教育長へ提出した。



*文化財調査研究指導委員会終了後、文化庁・県文化財保護課が現地を視察した。

これまでの発掘調査の報告書については以下とおりである。

- 那珂川町教育委員会『安徳台遺跡群』那珂川町文化財調査報告書第 67 集 2006
- 那珂川町教育委員会『安徳台遺跡群』那珂川町文化財調査報告書第 67 集付編 2006
- 那珂川町教育委員会『安徳台遺跡群Ⅱ』那珂川町文化財調査報告書第 79 集 2010
- 那珂川町教育委員会『安徳台遺跡群Ⅲ』那珂川町文化財調査報告書第 83 集 2014

(2) 調査成果

平成9年度から平成21年度の間実施された発掘調査等から、弥生時代の集落及び墳墓、古墳時代の横穴墓、7世紀代の建物跡、室町時代の居館跡が見つかっており、その成果について以下説明する。なお、平成20年度と21年度には、レーダー探査による調査が行われており、本史跡でレーダー探査が有効であることが判明している。また、探査及び補足調査から甕棺墓等の地下埋設物や竪穴住居跡、柱穴と考えられる反応が確認されている。調査の成果とあわせて、安徳台の伝承についてもここで整理する。

1) 弥生時代の集落跡

集落跡について、住居跡を130軒以上検出しているが、時期が特定できたのはその内の33軒で、中期前葉10軒、中期中葉9軒、中期後葉9軒、後期前葉5軒である。住居跡の分布は中期前葉が台地の西半に広く認められ、中期中葉が北半中央にあたる谷を取り巻くように分布する。中期後葉は東半に認められ、西半には同時期の甕棺墓の西隣に1軒見つかっているのみである。後期前葉は西半の北側に集中する。これらのうち中期中葉の2号住居跡は円形で直径14.6mを測り、



図2-25：2号住居跡

中央炉と側柱2本、それを取り囲むように十字に4本、さらに周囲に最低16本の柱をもつ建物であり、中央炉以外にも床面に数箇所焼土が確認され、規模および建物構造、内部の観察からも通常の住居とは考えられないものである。また、中期後葉の18号住居跡は楕円形で東西が8.7m、南北が約10mを測る。床面が2段に掘り込まれ、各床面に壁溝がめぐる。2段目床面中央よりやや南には一辺2mの方形の中央土坑が確認された。柱穴は1段目に2本と2段目に6本確認された。また、1段目床面から2箇所、2段目床面から1箇所に焼土が確認された。弥生時代中期の同時期の拠点集落では直径10mを超える大型住居は存在するが、本史跡のように複数棟見つかっているものはめずらしく、特に14mを超えるものは少ない。住居跡からの出土遺物としては、ヤリガンナの鋳型や小玉、漢式鎌、原三国時代の土器片(朝鮮半島産)といった舶載品、舶載鋳造鉄斧の再加工品が出土している。ヤリガンナの鋳型は中期中葉の2号住居跡から出土している。滑石製で長辺4.8cm、短辺2.7cm、厚さ1.2cmを測る。小玉と漢式鎌、原三国時代の土器片は中期後葉の18号住居跡から出土している。小玉は天河石製で直径8mm、厚さ約4mmを測る。漢式鎌は青銅製で刃部断面三角形、茎部断面変形六角形を呈す。残存長2.4cm、刃部幅1cm、茎部幅8mmを測る。原三国時代の土器片は鉢の破片資料で、残存長約5cmを測る。色調が黒灰色を呈している。舶載鋳造鉄斧の再加工品は中期前葉の8・14・17・19号住居跡、中期中葉の2号住居跡、中期後葉の18号住居跡、後期前葉の24号住居跡からそれぞれ出土している。鋳型については朝鮮半島での使用例が多く報告されており、北部九州では石英長石斑岩の使用例が多く、日本での初期青銅器鋳型について考える上で貴重な資料であるといえる。また、天河石製の小玉や漢式鎌、原三国時代の土器片の出土からは朝鮮半島との関わりを想像でき、本史跡の集落の性格を位置づける上

でも重要である。舶載鑄造鉄斧の再加工品については中期前葉から後期前葉にかけての福岡平野での分布状況と一致しており、その変遷が一つの史跡内でたどることができ、日本における初期鉄器文化を鮮明に示すことのできる資料といえる。

2) 弥生時代中期の墳墓

弥生時代中期の墳墓は、甕棺墓を主とするもので、中期前葉・中葉・後葉の各時期の墓域が確認された。中期前葉及び中葉の墳墓は、台地北東の北西に延びる狭長な尾根上に位置する。尾根は長さが約140m、尾根の基部から約120m緩やかに北西に延び、そこから傾斜を増し平野部へと下っていき、全体を3等分するかのように2ヵ所が狭まる。尾根上は平坦で幅が約10mあり尾根の両側は東側が尾根上より下約3mに幅約4mの平坦地がめぐり、西側が急峻な崖面となっている。尾根の狭まる2箇所を溝状遺構を各1条確認し、トレンチの土層観察より盛土の存在が確認され、溝状遺構で区画された約40mの範囲に墳丘があった可能性が考えられ、尾根先端部付近に中期前葉、その南側の尾根中位に中期後葉の墓域が造営される。墓域のうち、中期前葉の墓域からは甕棺墓4基と甕棺墓の墓壇と思われるプラン4基を確認した。中期中葉の墓域からは甕棺墓3基を確認した。尾根上で確認した甕棺墓は棺の上半を失うものや掘り方がきわめて浅いものばかりで、時期は特定できていないが、尾根上は後世の削平を受けているものと思われる。弥生時代中期前葉・中葉の墓域の調査は極力遺構を壊さない調査に努め、完掘をしていないため、副葬品等の有無については確認できていない。

中期後葉の墳墓は中期前葉、中葉の墳墓がある尾根の東側の谷を挟んだ対岸に位置する。甕棺墓を10基、甕棺墓の墓壇のプランを2基確認し、その内8基の調査を行った。甕棺墓の周囲からは祭祀土坑も見つかり、祭祀土器や鉄斧が出土した。調査を行った甕棺墓8基はいずれも後世の盗掘等をうけておらず、その内の2号甕棺墓と5号甕棺墓からは豪華な副葬品が出土した。2号甕棺墓は他の甕棺墓に墓壇上面を切られるが、規模は東西3.4m、南北2.4m、深さ2.6mを測り、東壁に横穴を穿ち棺を安置する。棺は甕と甕の接口式で接合部には、黒灰色の粘土で丁寧に目貼りが施されていた。棺内には人骨が遺存し、その周囲に朱が認められた。副葬品は棺内から頭蓋骨の右側に並ぶようにしてガラス製の塞杆状製品2個、頭部付近からガラス製の勾玉3個(うち1つはガラス璧片の再加工)、周囲にガラス製の管玉334個、ゴホウラ貝製の腕輪43個以上が出土した。棺外からは接合部



図 2-26：2・5号甕棺出土装身具



図 2-27：2号甕棺出土貝輪



図 2-28：2号甕棺出土鉄剣(左)、鉄戈(右)

上面中央付近に横穴内に切っ先を奥にして鉄戈1本、同じく接口部中位の壁に差し込まれるようにして鉄剣1本が出土した。5号甕棺は2号甕棺の南隣に並列しており、規模は東西2.3m、南北2.5m 深さ2mを測り、東壁に横穴を穿ち棺を安置する。棺は甕と甕の接口式で接合部には2号甕棺と同様、丁寧に目貼りが施されていた。棺内には人骨が遺存し、朱が認められた。副葬品は頭蓋骨左側より朱に混じりこむようにして、塞杆状製品2個が出土した。2号棺、5号棺に埋葬された被葬者は、人骨から2号棺が身長が167.6cmの長身で屈強な身体をもつ熟年の男性で、5号棺が身長が157.4cmの長身の成年後半から熟年にかけての女性である。見つかった人骨のDNA鑑定によると、近接する3号甕棺と5号甕棺の被葬者は母系の血縁関係があること、5号甕棺の被葬者のもつ核ゲノムの特徴は現代日本人の範疇に収まることがわかり、形質的特質を含め人類学的な成果も得られている。また、朱の分析の結果、2号甕棺では中国及び日本産の、5号甕棺では中国産の朱が使われていることがわかり、本史跡では少なくとも2種類の産地から供給された朱が男女別々に利用された可能性が高いことがわかった。

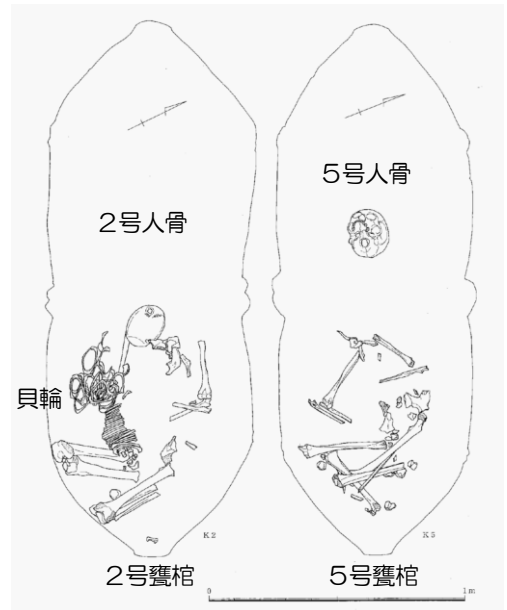


図2-29：2・5号甕棺の遺構図

3) 古墳時代の横穴墓

安徳台遺跡は阿蘇IV火砕流堆積層により台地が形成されており、台地裾部には安徳台横穴墓群が那珂川市埋蔵文化財分布地図に周知されている。分布地図上ではI～V群が記されているが、十分な調査がされていない状況であった。平成14年度に台地南東に所在する横穴墓の調査を行った。調査は、横穴墓の前庭部にトレンチを設定し、横穴墓の墓前祭祀の状況の有無や近接して造営されている裂田溝との相互関係について確認を行った。調査の結果、横穴墓玄室床面と同様の高さで、阿蘇IV火砕流堆積層を確認し、横穴墓前庭部から裂田溝へは、ほぼ水平に地形が続くことが確認されたが、遺構遺物は確認できていない。調査の成果としては、台地裾から裂田溝の地形の様子が確認できたことは重要と考えるが、横穴墓の実態については十分な成果が得られておらず、今後も継続した調査が必要である。

4) 飛鳥時代（7世紀代）に推定される掘立柱建物跡

台地の北半で掘立柱建物4棟、溝1条を確認している。内容は1号掘立柱建物が2×4間の総柱の建物、5号掘立柱建物が2×4間、6号掘立柱建物が1×9間でいずれも側柱の建物、8号掘立柱建物が3間以上の建物で、柵列の可能性もある。



図2-30：1号掘立柱建物

そして、1号掘立柱建物の北東には幅約1mの1号溝が確認されている。時期は出土した瓦の特徴から8世紀以前に遡ると考えられる。掘立柱建物の配置については十分な把握ができていないが、主軸が概ね南北方向を取り、掘り方が一辺1～1.2mの方形で、柱は柱痕から計測すると直径30～50cmで、埋土は地山上の土を版築状に詰める。同時期で同規模の掘り方や柱を持つのは、官衙等の公的な建物に限られることから、掘立柱建物の性格としては公的な官衙等の施設の可能性がある。

5) 室町時代の居館跡

居館跡は台地中央よりやや南西に位置し、一辺約100mの溝によって囲まれ、その内側で3棟の建物を確認している。周囲を取り囲む溝は部分的に途切れ、入口を作り出していると考えられる。居館外には東部分に木棺墓を中心とする墓域が営まれ、このほかに地下式横穴2基が確認されている。時期は出土した遺物から、15世紀後半の年代を考えることができる。主屋的な建物も見つかっておらず、性格付けが難しいが、『萩藩閥閥録』に記載された文献資料等から、当時本市域は大内氏に治められ、本史跡の南側の岩門城が大内氏直轄の城で、城の監督者として城督がおかれていたことがわかっている。このことから、見つかった居館跡は、大内氏が岩門城に派遣した城督クラスの居館の可能性が考えられる。



図2-31：室町時代の居館の周囲を取り囲む溝

6) その他

①レーダー探査の成果

平成20年度と平成21年度に調査が行われている。平成20年度は、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所埋蔵文化財センター遺跡・調査技術研究室により調査が行われた。調査は測定区を4か所（Ⅰ～Ⅳ区）設定し、Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ区で甕棺、Ⅱ・Ⅲ区で竪穴式住居跡、Ⅱ区で建物跡または柵列がそれぞれ存在する可能性が推定された。探査後にⅡ・Ⅲ区の一部に試掘調査を行い、竪穴式住居跡を確認している。また、本史跡での同様の方法でのレーダー探査で約3mの深さまでは探査が有効であることもあわせて示された。平成21年度は、九州大学大学院工学研究院により調査が行われた。調査は測定区を3か所（A～C区）設定し、その内のA区で柱跡と礎石が存在する可能性が認められ、時期は不明で

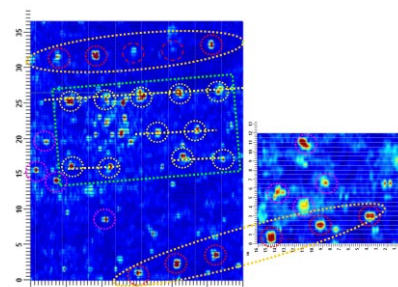


図2-32：レーダー探査による遺構の検出状況

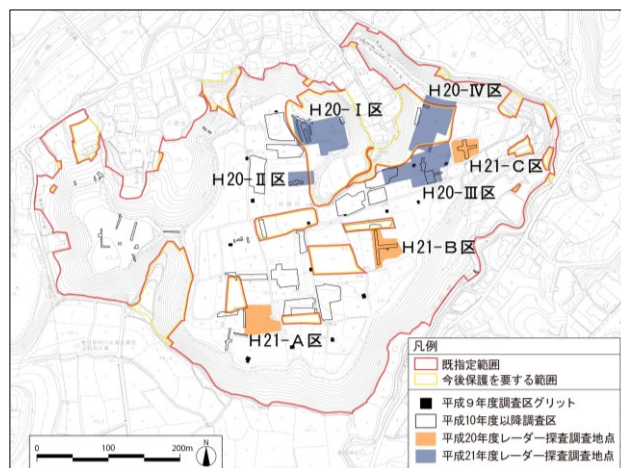


図2-33：レーダー探査の調査区

あるが、確認された遺構の検出状況から大規模な建造物が存在した可能性が高いと推定されている。

②文献調査

本史跡の所在する台地である「安徳台」は、『日本書紀』に裂田溝の開削の記載のなかで「迹驚岡」として登場する。また、斉明天皇が筑紫に下ったとの記載から、その際に構えた「磐瀬行宮」の候補地との説もある。また、安徳天皇にまつわる伝承について、『平家物語』緒環^{おだまき}には、「さる程に、筑紫には内裏作るべきよし沙汰ありしかども、いまだ都も定められず。主上は岩戸の少卿大蔵の種直が宿所にわたらせ給ふ。



図 2-34：天皇さまごもりの様子

人々の家々は野中、田中なりければ、麻の衣はうたねども、十市の里ともいっつべし。内裏は山の中なればかの木の丸殿もかくやおぼえて、なかなか優なる方もありけり。」とある。『源平盛衰記』平家著「太宰府」には「八月十七日ニ、平家ハ筑前国三笠郡太宰府ニ著給へり。菊池次郎高直、完戸諸卿種直、白杵、戸槻、松浦党ヲ始トシテ、奉_レ守_レ護主上_一、如_レ形被_レ造_レ皇居_一タリ。彼大内ハ山中也ケレバ、木丸殿共云ツベシ。人々ノ家々ハ、野中田中也ケレバ、草深シテ露繁シ。」とあり、安徳天皇が太宰府、そして原田種直の宿所へ来たこと、仮の内裏は山の中であり、木丸殿と表現される建物であったことなどが語られており、安徳天皇が安徳台へ来たという伝承もここから類推されたものと考えられる。

江戸時代の『筑前国続風土記』等には、安徳台について「御所原」と地元では呼ばれていることに触れ、原田種直の屋敷が安徳台にあり、この地へ安徳天皇が来たと記している。さらに、地元には安徳天皇にまつわる伝承が地名とともに残されている。安徳台の南西の那珂川を渡ったところに「御迎」というところがあり、ここで安徳天皇をお迎えしたので、この地名がついたと伝えられている。また、安徳台から北西に行った安徳区と東隈区との境に松が植わっていて、源氏が安徳天皇を追ってこの地に来たが、ついに探し出せず、一本の松の木を植えて引き上げたので、これを「追松」と呼んだ。その時、源氏の追手は村人に、安徳天皇の行方をたずねたが、村人は天皇のことを知っていながら、知らぬぞん存ぜぬでウソをいった。それが「ウソの谷」の地名の由来と伝わる。このウソの谷にある数件の農家では、安徳天皇がこの地を出立される際に雑煮の餅が間に合わず餅を食べずに出立されたため、自分たちが餅を食べては申し訳ないということで、正月の雑煮には餅を入れないという風習があり、先代までその風習が残っていたそうである。また、台地の上にある安徳宮では、毎年4月24日(現在は24日に近い日曜日)に安徳の人たちが集まってお祭りが行われる。この日は安徳天皇が壇ノ浦で二位尼に抱かれて入水された日(陰暦3月24日)にあたり、このお祭りを天皇さまごもりと言う。

2-7. 周辺エリアとは

本計画では、本史跡が営まれた当時の風景を今に残す範囲、及び周辺の安徳大塚古墳、安徳原田遺跡群、裂田溝等と一体となり、縄文時代から中世にかけての歴史の流れが見える風景を形成する範囲を周辺エリアとして、史跡地と合わせて保全を図っていく。

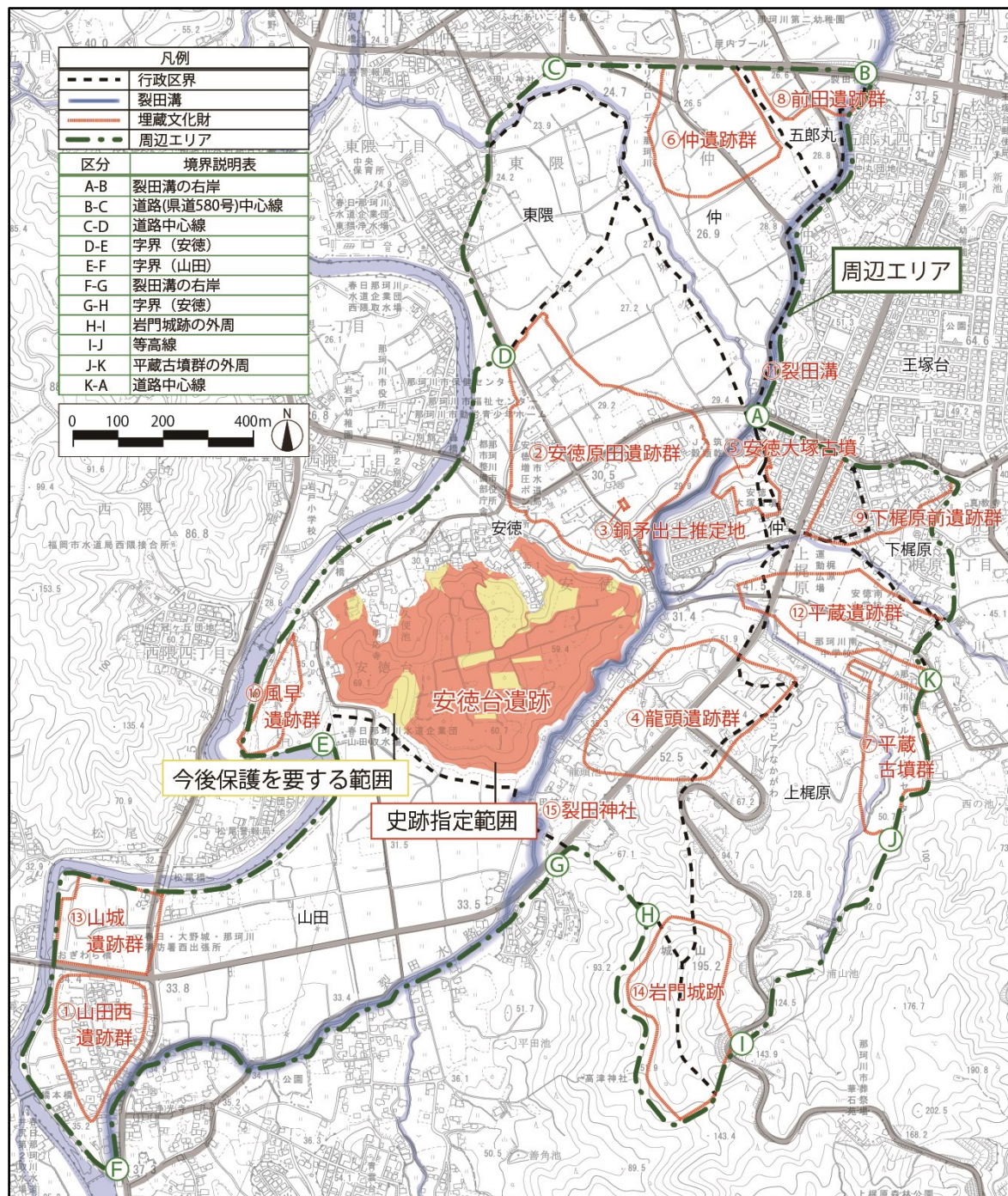


図 2-35 : 周辺エリア

第3章 史跡の価値

本史跡では、弥生時代のほか古墳時代、古代、中世の遺跡が営まれていることが確認されている。土地形成の様子から始まり、その後の人の営みをうかがい知ることのできる場所であることがこの史跡の持つ総合的な価値である。本章では史跡が有する多様な価値を複数の視点に分けて示すとともに、史跡及びその周辺で価値を構成する諸要素を整理する。

3-1. 安徳台遺跡の価値構造

本史跡は、福岡平野における弥生時代中期の集落及び墓域の変遷が追える遺跡であり、『魏志倭人伝』に記載のある「奴国」に比定されている地域の縁辺部にあたる。遺構、遺物からは、この「奴国」の領域における拠点集落の様相と、甕棺墓の副葬品の内容からは、「奴国」を構成する首長間の階層分化の実態を知ることができる。北部九州地域における弥生時代の社会の在り方を知ることができる点を本史跡の**本質的価値**と位置付ける。

また、発掘調査により、史跡地内からは古墳時代、飛鳥・奈良時代、室町時代のそれぞれに比定される遺構も検出されている。この調査成果は、複数の時代においても安徳台を選んで遺構が立地されている条件を立証するうえでの重要な価値であると言える。これを本史跡の**本質的価値に準ずる価値**と位置付ける。

さらに、戦後は農地としての土地利用や、現代においても伝説や説話の残るエリアとして認知されており、今後の保存整備により、新たな活用による付加価値が期待されることなどは、考古学上の価値に対して、**副次的価値**として位置付けられると考えた。

そこで、本史跡の価値を語る上で「本質的価値」、「本質的価値に準ずる価値」、「副次的価値」という構成をもとに、本史跡および周辺エリアが有する総合的な価値構造を明らかにしていく。

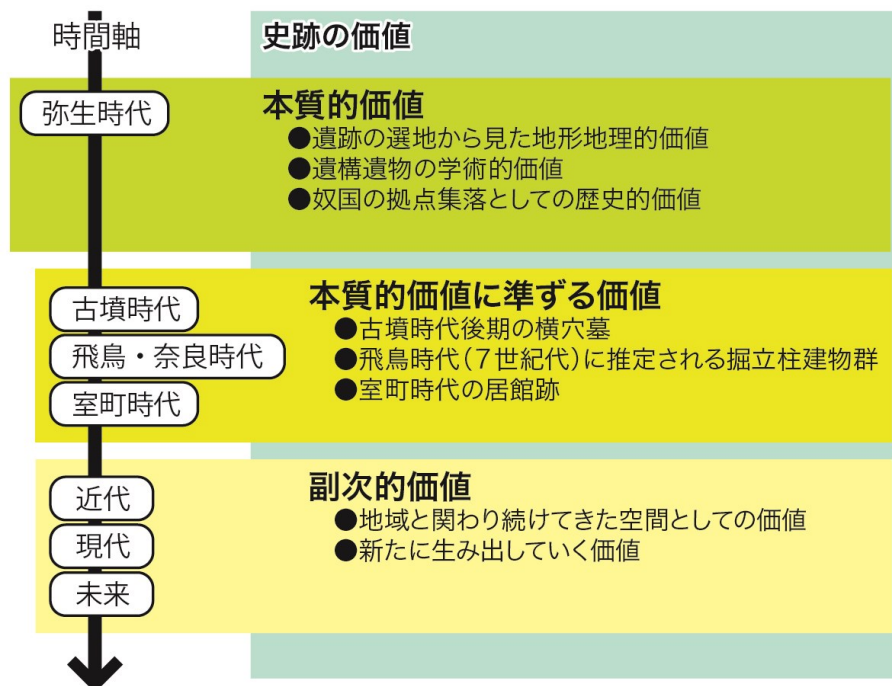


図 3-1：安徳台遺跡の価値構造

3-2. 本質的価値

(1) 遺跡の選地から見た地形地理的価値

本史跡の所在する安徳台は、今から約9万年前の阿蘇IV火砕流とその後の浸食作用により形成された台地である。福岡平野の最奥部に位置し、平野の中央には那珂川が貫流する。また、脊振山系からの花崗岩山塊が連なり、さらに平野を挟むように丘陵が伸びている。平野・川・山という人が生活するための基本的な条件が整っているという点で、地形地理的に大きな優位性を持っている。また、本エリアは歴史環境で述べたように、東西南北の要衝地をつなぐ交易ルートが交わる場所であったことが伺える。さらに、本史跡の所在する台地は平野部と台地上との比高差が約30mあり、台地下に広がる平野部と隔絶された空間を有している。このことは、自然の要害としての機能を有していると考えられ、弥生集落の一単位を台地上で集約して認識することを可能としている。さらに、当時は台地上から奴国王都の須玖岡本遺跡(現 春日市)を望むことができたほか、市内周辺の同時代の集落を眼下におさめることができる適地であったと推測できる。これらの地形地理的特性の条件を備えた場所を選地し遺跡が営まれていることが、本史跡の重要な価値である。

(2) 遺構遺物の学術的価値

本史跡で見つかった集落からは、西日本で最大規模の直径14.6mを測る住居跡を筆頭に直径10mクラスの住居跡が数多く見つかった。また、各住居跡からは滑石製鋳型や漢式鏃、天河石製小玉、鑄造鉄斧の再加工品等が見つかった。また、調査された甕棺墓のうち、2号甕棺、5号甕棺からは被葬者の人骨をはじめとして、日本で4例しか見つかっていない塞杆状製品や一つの甕棺墓に副葬された量としては日本一となるゴホウラ貝製の腕輪、ガラス製の勾玉や管玉、多量の朱が出土しており、2号甕棺墓の棺外からは鉄剣及び鉄戈が出土している。これらの発見は、弥生時代の有力者の営みの様子や、その有力者が治めた集落の様相を知る上で貴重な発見であり、考古資料としての価値も非常に高い。

(3) 奴国の拠点集落としての歴史的価値

本史跡は、弥生時代中期の集落及び墓域の変遷を追える貴重な遺跡で、福岡平野に所在する「奴国」に比定されている地域の拠点集落の様相を知ることができ、「奴国」を構成する首長間の階層分化の実態を知ることができるという点で重要な価値を持つ。また、弥生時代以来の景観をとどめている稀有な事例としての価値も有する。

3-3. 本質的価値に準ずる価値

発掘調査により本史跡の姿が明らかになるまでは、日本書紀に記載の「迹驚岡」、斉明天皇が筑紫に下った際に構えた「磐瀬行宮」の候補地、『平家物語』で安徳天皇に仕えたと記される大蔵種直の屋敷があった所であるといった伝承のある場所であった。江戸時代の書物には、台地の上に「御所内」という字があり、築地の跡が残るとの記載もある。

このように本史跡は、土地形成の様子に始まり、時代ごとの人の営みをうかがい知ることができる場所であることが価値である。各時代の価値について、以下に示す。

(1) 古墳時代後期の横穴墓

古墳時代の横穴墓と考えられるものが台地の崖面に認められている。十分な調査が行われておらず不明な点が多いが、本史跡に横穴墓が存在する可能性が残されている。史跡周辺に横穴墓が分布する場合、横穴墓分布の北限域に位置付けられ、市内にある観音山古墳群や片縄山古墳群といった後期の群集墳との関係を考えるうえで重要である。

(2) 飛鳥時代（7世紀代）に推定される掘立柱建物群

1号掘立柱建物は、柱穴の形状や建物の規模、出土した瓦から、この建物が古代の公的な施設であると考えられる。その後のレーダー探査でも同規模の建物の存在も示唆されており、発掘調査の成果をさらに強く印象付ける結果となっている。

また、この建物の存在は、白村江の戦いに見られる逼迫したアジア情勢の中、特に大宰府を中心とした国家防衛施策が進められている時代であり、その中での安徳台の位置づけを考えるうえで重要である。

(3) 室町時代の居館跡

居館跡は数少ない文献資料及び時期的に見て、城督クラスの居館の可能性が考えられる。これらのことは、この台地で連綿と営まれた歴史を裏付ける証拠であり、常に政治的に重要な場所であったことを示すものであり、重要な価値である。

また、地下式横穴は福岡市の諸岡遺跡や片江B遺跡等でも見つかっている。遺構の用途については墓や倉といったものが想定されており、その用途の解明にとって貴重な発見であると同時に、居館を構成する溝や建物とあわせて、中世の居館の構造を考えるうえで重要である。

さらに、市内の岩門城跡をはじめとする山城や倉庫群が広がる中原・ヒナタ遺跡群、鍛冶関連遺構と建物が建ち並ぶ平蔵遺跡群、城館跡をはじめとした城郭関連遺構が見つかった大塚遺跡群といった周辺の遺跡とあわせて、当時の那珂川中流域の地域支配のあり方を考えるうえで重要である。

3-4. 副次的価値

(1) 地域と関わり続けてきた空間としての価値

弥生時代から現代へ千数百年の時代を経て、奴国の拠点集落及び墓域としての機能から、古墳時代、飛鳥・奈良時代、中世と、その時々の中で様々な変遷をたどり、近代以降の農地利用へと、この地に暮らす人々と本史跡の関係性は変化を続けてきた。

このように各時代において、各種伝承を継承し暮らしの基盤として利用され続けてきたことが、その時々での開発圧力から本史跡を守ってきたことに寄与してきたと推定され、これは、暮らしの風景、その関わりこそが、本質的価値の確実な保存継承に必要な不可欠であるということの証左であると言える。

しかし、昨今、多くの離農者により耕作放棄地がその大部分を占めるようになり、戦後、農地としての土地利用の上に展開してきた暮らしの風景も、再び新たな変容の時期を迎えている。

一方で、国史跡となり、今後様々な活用を視野に入れる中で、地域住民にとっては、この場所は史跡である以前に、恐らく幼少期からこの地にあり続けた原風景の一部を形成する重要な構成要素であり、那珂川市において新たな未来を切り開いていくまちづくりのシンボル、すなわちシビックプライドの醸成に寄与する活用も期待されている。

そして、福岡都市圏にありながら弥生時代から連綿と続く歴史的風致の保全、地域共同体の保全、歴史文化の継承がされてきたその先にこそ、そこに住む人々のシンボルとなりうる価値を見出すことが可能になると考える。

(2) 新たに生み出していく価値

保存された価値は、明確化されることにより、地域住民や市民、さらには今後想定される来訪者にとって分かりやすい形で提供される必要がある。

一方で、こうした価値に触れる機会は、史跡地に訪れてもらうことが前提となるが、他の史跡においても、その史跡単体で人を呼び込める訴求力を有するものは、それほど多くはない。

まずは、この場所に訪れてもらうこと、そのためには、より多くの市民や来訪者が求める機能を、本史跡が提供することが必要であり、この機能＝魅力が、新たに生み出していく価値と位置付けることができるのではないだろうか。

前述したように、本史跡の価値を支えてきたものは、様々な時代における人々との関わり、言い換えれば暮らしの風景の継承である。本史跡において新たに生み出していく価値は、この継承されてきた暮らしの風景に新たな暮らしの風景が創出され加えられることであり、時代の要請に応じた様々な人々の関わりを契機とした、持続的な価値の保存を支える意味合いを持つものである。

3-5. 史跡及びその周辺を構成する要素

現在史跡地にある要素について、今後の保存管理・現状変更の取扱い基準や活用・整備の方針を策定するために、史跡及びその周辺を構成する要素について整理する。これらは「本質的価値を構成する諸要素」、「本質的価値に準ずる価値を構成する諸要素」、「副次的価値を構成する諸要素」、「史跡の周辺環境を構成する諸要素」に分けることができる。

表 3-1：史跡及びその周辺を構成する要素の分類

史跡の価値（本質的価値・本質的価値に準ずる価値）を構成する諸要素

分類		諸要素	
史跡指定範囲	本質的価値を構成する諸要素	地上で視認できる要素	自然地形 検出された遺物
		埋蔵されている要素	弥生時代の住居跡・埋葬施設 今後調査等によって確認される未確認の遺構・遺物等
	本質的価値に準ずる価値を構成する諸要素	埋蔵されている要素	古墳時代後期の横穴墓 古代の掘立柱建物 室町時代の居館跡
		地上で視認できる要素	自然地形
今後保護を要する範囲	本質的価値を構成する諸要素	埋蔵されている要素	弥生時代の住居跡・埋葬施設 今後調査等によって確認される未確認の遺構・遺物等
		埋蔵されている要素	別時代の未確認遺構・遺物等
	本質的価値に準ずる価値を構成する諸要素	地上で視認できる要素	自然地形

図 3-2

史跡の副次的価値を構成する諸要素

分類		諸要素
史跡指定範囲	地上で確認できる諸要素	畑（農地）
		収穫樹・庭木
		竹林
		樹林（斜面地）
		安徳宮
		ビニールハウス
今後保護を要する範囲		農業用倉庫・車
		集水桝
		穴（廃棄土坑）
		堆積土（廃棄土坑の掻き出し土）
	仮設トイレ	
	展望所・展望所までの案内用のぼり旗	
	仮設置物	

図 3-9

図 3-10

史跡の周辺環境を構成する諸要素

分類		諸要素
史跡の背景としての景観誘導やエコミュージアムとしての連携を図っていく範囲（周辺エリア）	景観構成要素	周辺の建築物
		周辺の道路等
		カワセミ公園・遊歩道
		周辺の工作物
		農地
		樹林地
	周辺エリアの歴史重層性を示す要素	裂田溝
		裂田神社
		安徳大塚古墳
		安徳原田遺跡群（銅矛出土推定地）
		岩門城跡
		仲遺跡群
		前田遺跡群
		下梶原前遺跡群
		風早遺跡群
		龍頭遺跡群
		平蔵遺跡群
		平蔵古墳群
		山城遺跡群
山田西遺跡群		

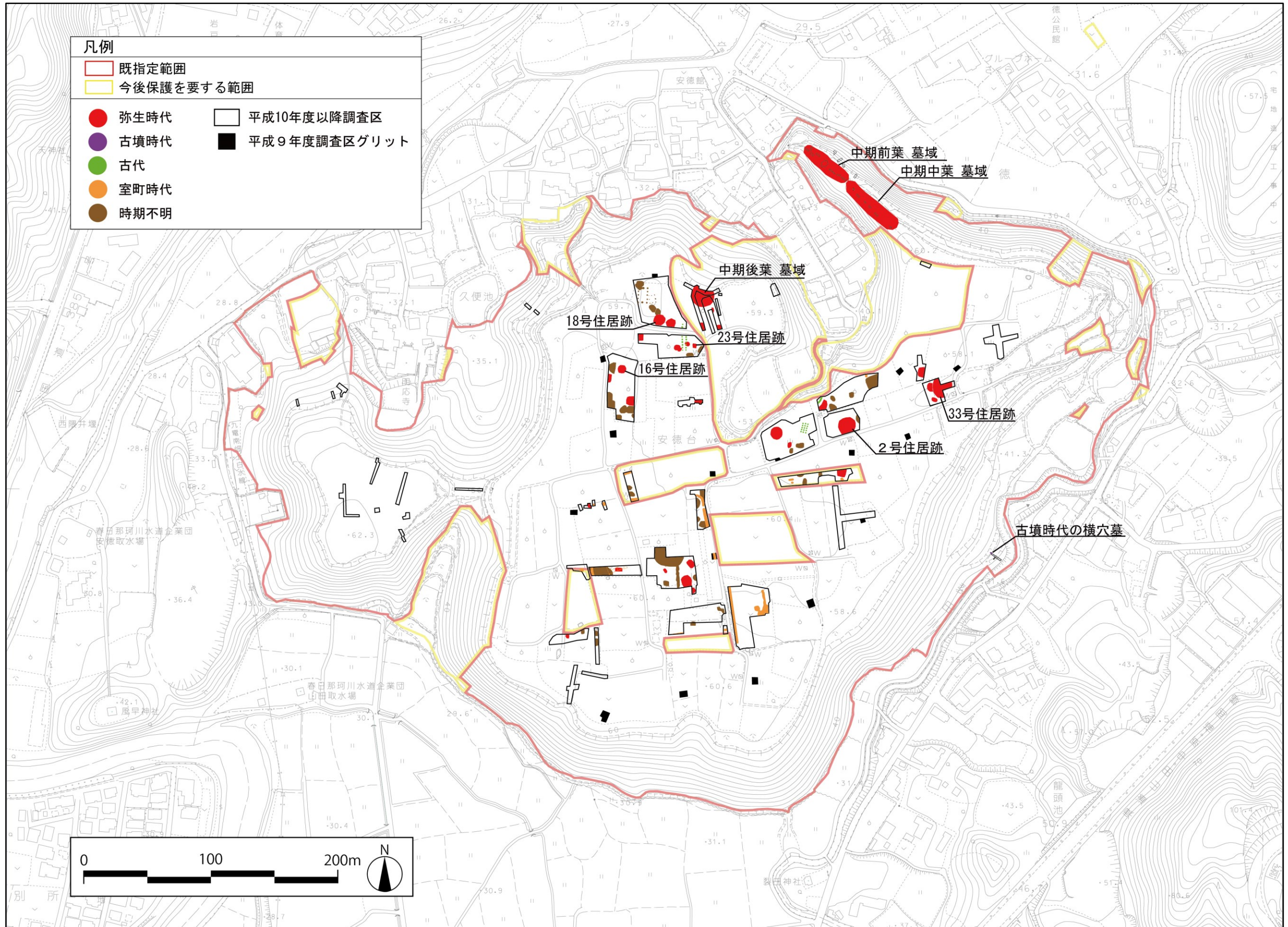


図3-2：構成要素（各時代の遺跡）

遺構の検出状況



図 3-3：2号住居跡



図 3-4：2・5号甕棺



図 3-5：16号住居跡



図 3-6：18号住居跡

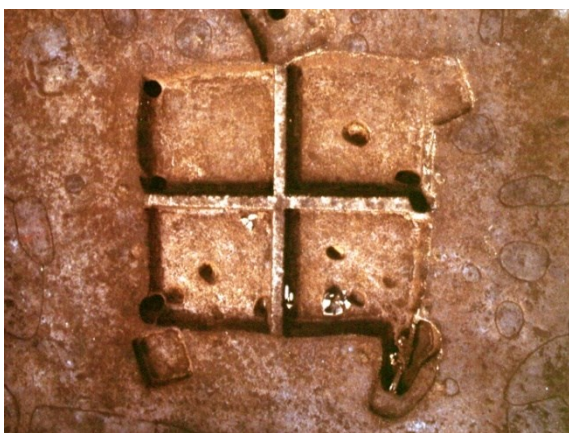


図 3-7：23号住居跡



図 3-8：甕棺墓群

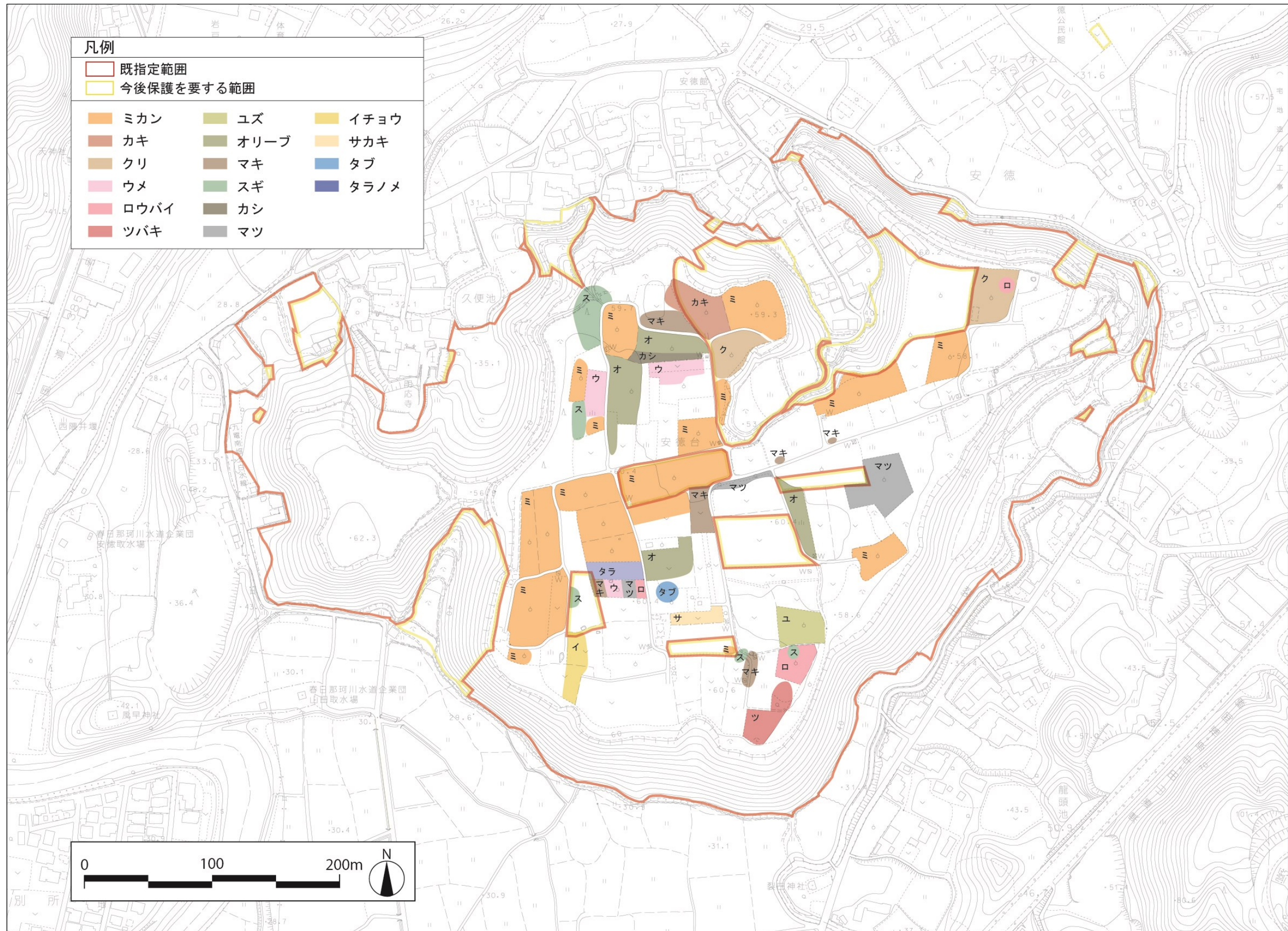


図3-9：構成要素（樹種）

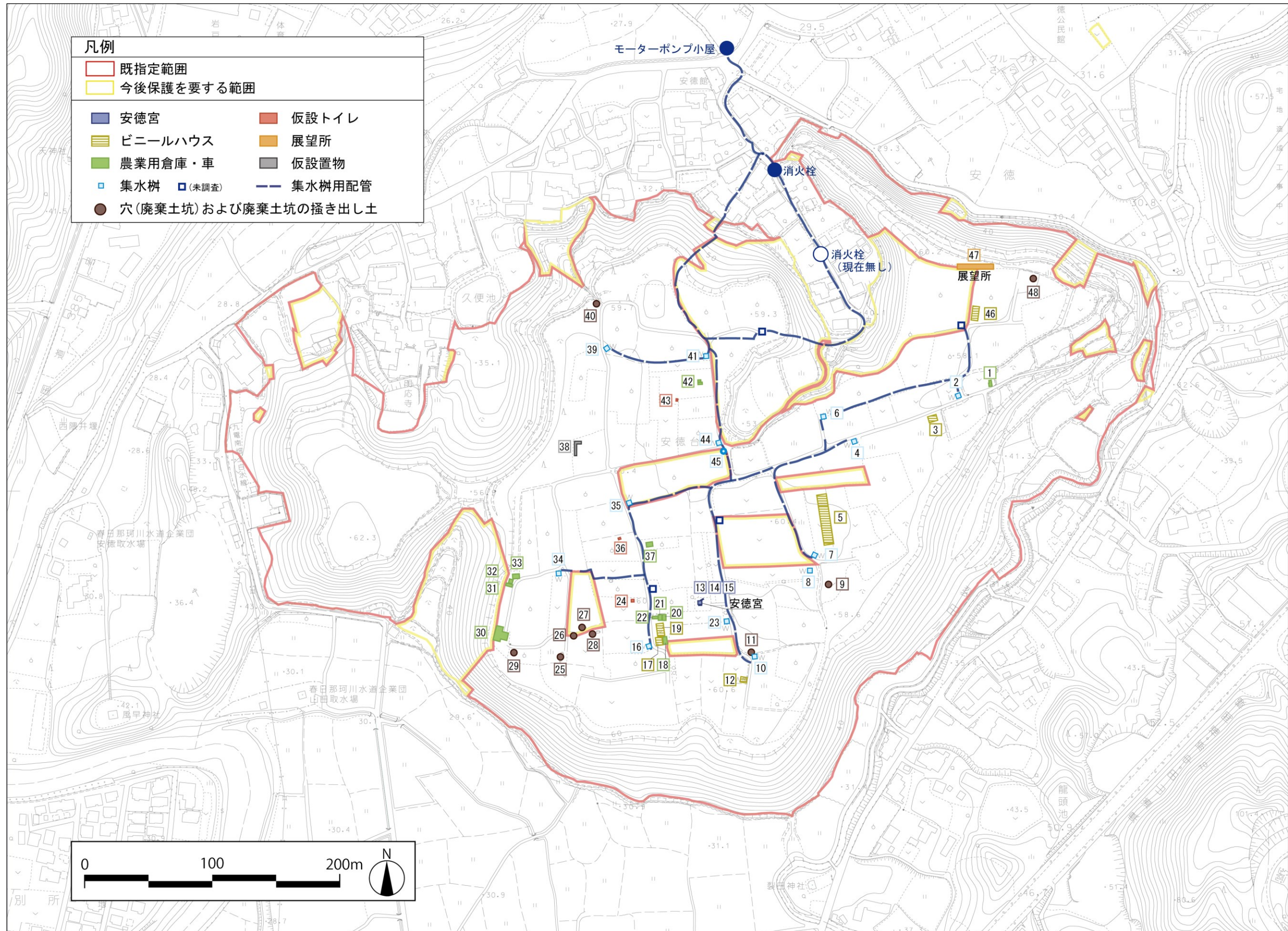


図3-10：構成要素（工作物）

表 3-2：周辺エリアの歴史重層性を構成する要素の一覧

番号	構成要素	時代	概要
①	山田西遺跡群	縄文	竪穴式住居跡や貯蔵穴、炉跡が確認され、十字形石器が出土している。
②	安徳原田遺跡群	弥生	溝の中から祭祀に使われた赤く色を塗った筒形器台が出土している。
③	安徳原田遺跡群内 銅矛出土推定地	弥生	銅矛 12 本が出土したと伝えられている。
④	龍頭遺跡群	弥生	掘立柱建物跡や深さ約 4 m の土坑が確認されている。
⑤	安徳大塚古墳	古墳	古墳時代の全長約 81m の前方後円墳。
⑥	仲遺跡群	古墳	竪穴式住居跡や井戸、掘立柱建物跡が確認されている。
⑦	平蔵古墳群	古墳	古墳時代後期の群集墳でこれまでに 3 基の古墳が調査されている。
⑧	前田遺跡群	古墳	流路跡から木製品が出土している。
⑨	下梶原前遺跡群	奈良	竪穴式住居跡や鍛冶関連遺構が確認されている。
⑩	風早遺跡群	奈良	掘立柱建物跡や竪穴状遺構、土坑が確認されている。
⑪	裂田溝	奈良以前	『日本書紀』に記載のある、総延長約 5.5 km の人工水路である。
⑫	平蔵遺跡群	鎌倉	土坑、溝、掘立柱建物跡のほかに、製鉄関連遺構が確認されている。
⑬	山城遺跡群	鎌倉	土坑や掘立柱建物跡、溝が確認されている。
⑭	岩門城跡	鎌倉	標高約 195m の城山を中心に広がる山城で、13～16 世紀の遺物が出土している。
⑮	裂田神社	江戸	『筑前国続風土記』に記載のある神社で、祭神は神功皇后である。

第4章 現状・課題

本史跡の保存管理、活用整備及び運営・体制構築を進めていくにあたり、対応していくべき課題を以下に整理する。

4-1. 保存管理

【現状・課題】

(1) 日常的な維持管理

戦後、耕作地としての土地利用が進められた本史跡地においては、現在も一部で果樹栽培を中心とした営農、営林が行われ、自家栽培の用に供する小規模畑地等が点在している。これらの営農行為に付帯する簡易建築物、灌水用の溜めマスといった構造物が散見されるほか、耕作に伴い発生した廃棄物を焼却するための土坑が掘られており、地下遺構へのき損がすでに発生してきた状況であることが想定される。また現在、耕作放棄地が拡大傾向にあり、今後は、地権者の高齢化等や営農意思の低下とも相まって、適切な維持管理が行き届かないエリアが拡大する可能性が高い。加えて、イノシシ等の野生動物による地面の掘り返しも見られている。

- 営農行為に対して、史跡保護の観点からのルールを十分に周知する必要がある。
- 今後は営農の一環としての史跡地の維持管理の担い手が減ることが予想され、行政として適切な維持管理をおこなう体制の構築が必要となる。
- イノシシ等の野生動物や、縁辺部の斜面地における樹林竹林の繁茂から、地下遺構を確実に守るための、保存措置を講じる必要がある。

(2) 災害発生時の対応と予防措置

本史跡指定地は2-5(3)史跡地及び周辺の災害危険性 図2-18に示したように、北部に土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定されている箇所がある。万が一土砂災害が発生した場合には、民家への影響が懸念される。地震や豪雨等の災害に対するリスクを適切に把握し、被害が起きた場合に早急に対応できるよう、災害発生時に被災を速やかに知るためのモニタリングや、災害から復旧するための必要なデータの蓄積等、応急措置の方法や被害が発生した際のマニュアル、緊急対応措置等を確立する必要がある。

- 地震や豪雨等の災害に対する防災対策と、被災した場合の対応策が不十分である。

(3) 現状変更に関する取扱い方針及び取扱い基準

現在の史跡地内は、主に農地として利用されており、営農を考慮したうえでの現状変更の基準を設ける必要がある。特に植栽や農業用の工作物の設置について、営農者との調整が必要となる。

- 史跡保存に加えて営農維持を考慮した取扱いを定める必要がある。

(4) 調査研究

これまでの調査で、弥生時代の様相については指定のための成果は一定以上得られているが、弥生時代の全容解明と弥生時代以外の時代については、十分な成果が得られたとはいえない状況である。この状況をふまえて、今後も発掘調査等を含めた調査研究を行う必要がある。さらに、レーザー探査の有効性も示されており、国史跡地内の調査手法についても考慮して調査研究を進めていく必要がある。

- 国史跡地内という状況をふまえ、調査手法を検討しながら、さらに遺跡の全容解明に向けた調査研究が必要である。

(5) 追加指定

本史跡は、約 23ha という広大な面積を有する史跡であるが、保護すべき未指定地についても今後の追加指定を行っていかねばならない。

- 飛び地のように未指定地が残存しており、今後の追加指定に向けて地権者の理解を得ていく必要がある。

(6) 公有化

史跡地は面積が広大で、地権者も多いという状況であり、指定地のほぼすべてが未公有地である。今後の公有化計画についても、現時点では決まっていない。

- 公有化の完了までは、史跡地の状況から期間が長期にわたることも考慮しておく必要がある。

4-2. 活用

【現状・課題】

(1) 史跡の周知・見学

本史跡は、これまで農地としての利用が主であったため、現時点で史跡としての整備は行われておらず、史跡の位置を示す誘導サインや名称サイン等が設置されていない。特に、地下遺構により構成されるという遺跡の特性上、現地を訪れても、その存在を認識することができない。さらに、斜面が樹林に囲まれていることで遠方から見た史跡の存在が分かりにくくなっている。

現地は簡易な里道が整備されるのみで、照明施設等も設置されていない。また、イノシシやサル等の野生動物や毒蛇等の危険生物が確認されている。外部からの訪問者と地域の営農者の動線が重なることなどから摩擦が生じており、訪問者に向けたルール等をつくり、周知することが必要となる。

一方で、「安徳台国指定史跡及び史跡公園整備促進期成会」による展望所や新規の遊歩道等の整備、「歴史ガイドボランティアなかがわ」による本史跡のボランティアガイドが行われており、今後の活用に向けた取り組みがすでに行われている。

- 訪問者に分かりやすい誘導表示が必要である。
- 史跡の解説等が不十分であるため、サイン等の設置を検討する必要がある。
- 外から史跡の存在を認識しやすくするような樹林の手入れが必要である。
- 台地上の閉鎖された空間であるが照明施設等が整備されていないこと、また、危険生物(野生動物・毒蛇)の存在等、将来的な活用における安全性の確保が必要となる。
- 訪問者に向けたルール等を決めて周知する必要がある。

(2) 段階的な活用及び整備

現時点では、広大な史跡地（約 23ha）に、未指定地・未公有地が点在していることから、追加指定・公有化を図っていく必要がある。この追加指定・公有化は数十年と長期化することが予想されるため、進捗に応じたゾーニングごとに優先度を設定するなどして計画の実効性を担保していく必要がある。

- まとまったエリアを前提とした活用展開が設定しにくいいため、今後も追加指定・公有化を図っていく必要がある。
- 広大な面積（約 23 ha）を有するため、活用を提供するエリアを絞るなどの戦略的なゾーニングが必要である。

(3) 広域活用

本史跡の周辺には、安徳大塚古墳、裂田溝といった史跡があり、平成 18 年度には那珂川町文化財散策ルート整備基本計画を策定し、サインや解説板の整備、散策ルートマップの作成等が進められた。平成 30 年（2018）3 月に策定した「国史跡安徳大塚古墳保存活用計画」においても、遺跡の歴史重層性を活かした活用の方向性を示している。

さらに、令和2年（2020）6月には裂田溝が日本遺産『古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～』の構成要素の一つとしての追加認定を受けた。

このように、那珂川市においては周辺エリアを一体的な文化財エリアとすること、周辺市町との連携をすることで観光客の誘致等も検討することで、さらなる活用への期待が高まっている。

- 周辺エリアを包括しての有効活用や、日本遺産『古代日本の「西の都」…』構成市町との連携による有効活用を図っていく必要がある。

（4）情報発信

本史跡の認知度については、令和2年度に実施したシンポジウムには520名の参加があったなど一定レベルの認知はあるが、市民の大部分は本史跡の存在を知らない可能性が高い。史跡の各種情報の発信についてはこれからという状況であり、従来の紙媒体での周知に加え、Web等のメディアを活用して戦略的な広報を行っていく必要がある。

- 多様なメディアを活用した情報発信で、情報を求めているユーザーに届ける必要がある。

（5）学校・社会教育

現在、学校における総合学習授業への講師派遣や社会教育事業としての出前講座を実施している。しかし、実際の件数が少ないことから、関連団体及び小中学校への事業の周知を含めて、十分な連携が取れているとはいえない。

また、学校教育については学校教育課、社会教育については社会教育課が窓口であり、庁内の連携も重要である。

昨今の感染症拡大の状況を受けて、今後の実施について、体制や方法を見直す必要が生じている。

- 学校・社会教育の講座実施件数が少なく、関連団体や学校に対して十分な周知・連携を取っていく必要がある。
- 学校教育と社会教育を担当する課が異なることから、庁内の連携が必要である。
- 今後、学校・社会教育を実施していく上で、体制や方法を見直す必要がある。

（6）来訪コンテンツ作成

今後、活用を進めるにあたり、文化財に興味を持たない人が来訪する理由がないことが考えられる。今後の有効活用のためには、来訪のきっかけとなるイベントや日常的な利用のできる機能等のコンテンツを作成する必要がある。

- 本史跡を訪れるきっかけとしての機能やコンテンツを作る必要がある。

4-3. 整備

【現状・課題】

(1) 保存のための整備

史跡指定地内の斜面地は竹林の繁茂が顕著であり、台地上にも地下茎が既に侵食している状況が見られる。この竹林の繁茂に対しては、「NPO法人夢・すすむプロジェクト」等を中心とした地元組織が、一部林野庁の補助を受けて、定期的な伐採を行っており、切り出した竹材は、竹細工の部材等として活用され、竹灯籠のライトアップイベント等も実施されている。

また、指定地の一部が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されており、加えて土取り行為に伴う法面崩落も散見される。

- 史跡の価値に影響を与える植生への対策が必要である。
- 斜面地の崩落が散発しており、遺構の保存という視点もさることながら、周辺の居住空間に対する安全性を担保していく必要がある。
- これまで営農により守られてきた土地利用に変わる、遺構を守りながらできる営農の在り方の検討が必要である。

(2) 公開活用のための整備

解説サイン等も未整備であることから、現時点では情報の入手が不可となっている。また、駐車スペースは隣接するカワセミ公園の駐車場5台分のみである。さらに、台地上という地形特性から斜面沿いの動線が発生するため、安全確保をする必要がある。

一方で、地域の活動を基盤とした整備が進められている。北側の斜面に整備された展望所や、新たなアクセスルートとなる遊歩道の設置等、限定的ではあるが来訪者を受け入れるための基盤整備が、地域主導で進められている。

- 史跡地内における解説のためのサイン等の整備が必要である。
- 史跡までのアクセスを考え、誘導のためのサイン整備や、車での来訪のための駐車スペースとしての市役所駐車場（市役所本館、別館、都市整備部庁舎）の活用等も併せて考える必要がある。
- 安全確保のための整備が必要である。
- 一括整備が望ましいが、広大な面積（約23ha）を有するため、段階的整備も視野に入れた整備計画の検討が必要である。
- 整備に係る事業コストに加え、その後の維持管理コストについても継続的に確保するための手立てを準備しておく必要がある。

4-4. 運営・体制

【現状・課題】

(1) 庁内体制

史跡の管理団体は那珂川市であり、今後管理等については市が主体となっていく必要がある。長期に及ぶことが想定される活用整備の進捗や、周辺エリアにおけるなかがわまちエコミュージアムの推進にあたっては、庁内（関連課等）の体制強化等が必要となることが想定される。

- 活用整備やエコミュージアム推進にあたり庁内（関係課等）の連携強化が必要となる。

(2) 地権者・地域団体との調整・協力

史跡地の一部は営農活動が維持されていることから、史跡の保存活用については、地権者との調整を行っていく必要がある。活動を続けていく地域の団体や今後の整備によって様々な価値を享受し得る多くの市民と、これらの地権者との間には、本史跡の保存活用に対する基本的なスタンスの相違があることから、両者に対してそれぞれに継続的な対話を行いながら、合意形成を図っていかなければならない。

また、本史跡においては、第2章2-5. 指定地の状況(8)活動団体として紹介した団体等により、将来的な活用を見据えた活動が行われているが、一部の団体においては構成メンバーの高齢化が進み、若い世代を含めた新しい仲間を取り込みながら、活動を継続していくことが課題となっている。

- 史跡地の一部で営農活動がされており、地権者との調整が必須となる。
- 地権者とその他の市民という異なるステークホルダーに対して、効果的な合意形成と周知のプログラムを実施していく必要がある。
- 市が進める史跡の保存活用事業と各種団体の活動との連携をし、継続していく必要がある。

(3) 市民の参画

現在、地域住民やボランティア等が主体となって本史跡の整備や活用が少しずつ進められているが、現地は市民がまだ気軽に立ち寄れる状況には無く、本史跡の認知度も今以上に高めていく必要があることから、市民へ啓発することで立ち寄るだけでなく本史跡の価値を広め、管理等への参画が得られるよう、戦略的な広報をしていく必要がある。

- 本史跡に対する市民の認知度はまだまだ十分とは言えず、その情報を伝えていく広報戦略を立案していく必要がある。

(4) 周辺市町との連携

本史跡は奴国の拠点集落として位置づけられており、須玖岡本遺跡や吉武高木遺跡、井原鍮溝遺跡等の周辺の遺跡を有する春日市や福岡市、糸島市と連携した史跡の活用を進めて行く必要がある。さらに、周辺エリアに所在する「裂田溝」が日本遺産『古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～』の構成要素の一つに追加指定されたことから、構成市町である筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・宇美町・佐賀県基山町との連携強化を図ることで、認知度の向上、史跡理解が深まることが期待できる。

- 本史跡の認知度向上のため、日本遺産の関連市町との連携強化等の対策が必要である。

(5) 調査研究体制

本史跡の全容解明に向け調査研究を進めていく中で、再発掘を含めた調査・研究を行っていく必要がある。そのために体制強化、技師職員の育成を図っていく必要がある。

- 全容解明に向けた調査研究体制及び技師職員の育成を図っていく必要がある。

(6) 保存活用事業の運営・体制

本計画そしてその先にある活用・整備が、地域や市にとってどのようなメリットがあるのかを提示し、単なる史跡の保存活用にとどまらず、まちづくりへと展開していくビジョンを共有しなければならない。

- 史跡整備に向けた事業のスケジュールの設定や事業実施時における連携体制の構築に向けた議論が必要である。
- 史跡の活用整備からまちづくりへと展開する将来像の共有が必要である。
- 活用整備に向けた整備計画を策定する必要がある。
- 史跡の活用整備については、本計画をふまえ、整備計画において具体化していく必要がある。

(7) 事業者及び関係団体との連携

整備や活用にあたり、民間企業とのタイアップやイベントスポンサー等、民間活力の導入等の連携も取り入れることや、既存NPO等の団体と事業推進を強化していく必要がある。

また、事業者のみでなく、クラウドファンディング等の多様な資金調達手法も視野に入れた制度設計が必要となる。

- 事業推進のための新たな仕組みが求められる。

第5章 大綱・基本方針

5-1. 基本理念

安徳台遺跡は弥生時代中期に端を発し、大規模な弥生時代の拠点集落として栄え、その後の時代においても要地として人の営みが形成されながら、現代に連綿と受け継がれてきた。こうした時間の流れの中で、この地において、最にもぎわいを持って人の営みが形成されていた時代が弥生時代であり、往時のにぎわいの痕跡が各時代を経て子や孫へと受け継がれ現在の安徳台の姿を造り出している。それらは本計画の中で史跡の価値として整理され、今後も守り伝えていくことが求められている。ここではそれらを踏まえ将来目指すべき姿を示したい。

まずは、本史跡の「にぎわいの痕跡」を「保全」、「再生」し、そして史跡を訪れるきっかけを「創出」することから始まる。そして、多くの市民や来訪者の「訪れる」、「触れる」、「気づく・理解する・学ぶ」という行動を通じて「新たなにぎわい」が形成される。その人たちが史跡の保存・活用の新たな担い手となり、史跡と人との好循環がうまれていくかたちこそが、本史跡の目指すべき姿である。

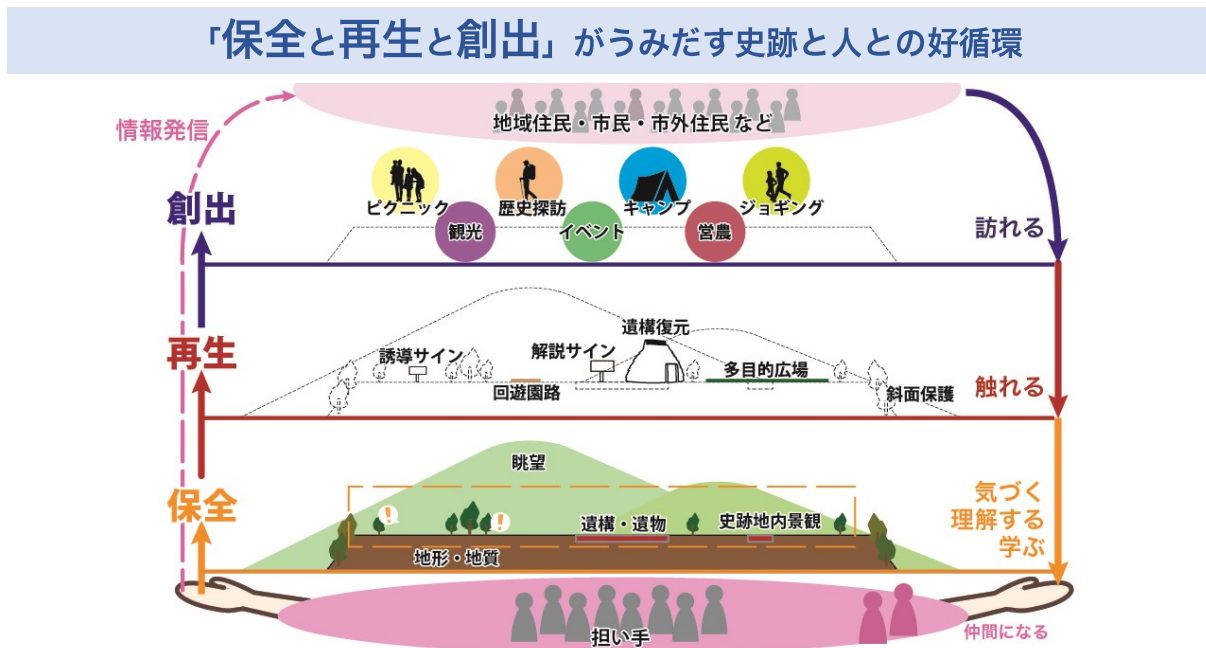


図 5-1：基本理念の構造

この目指すべき姿は保全・再生・創出の3つの構造となり、それぞれに取り組んでいくこととなる。第一に、史跡の本質的価値及び本質的価値に準ずる価値を構成する諸要素、さらにはそれらを取り巻く風景を「保全」する。次に、今後実施されていくであろう史跡の整備等により弥生時代のにぎわいの「再生」へと繋げる。さらに、史跡の価値を伝えるための取り組みや人を呼び込むための様々な企画等で、新たな目的をもった来訪者が訪れ滞在する空間創りを進めることで、より多くの人々が本史跡へと訪れるといった新たなにぎわいが「創出」されていく。これらの取り組みを通じた情報発信と新たなにぎわいによって本史跡にかかわる人（担い手）が増えていくことで、「保全と再生と創出」がさらに推進される保存・活用の好循環を目指していきたい。さらに、目指すべき本史跡の将来像の実現に向けて、様々な主体が協働で取り組むために、史跡をマネジメントしていく体制の構築を図っていく。

5-2. 基本方針

前項の基本理念に基づき、本史跡の保存活用に向けた基本方針を以下の様に設定した。

基本方針1：弥生時代に多くの人が集い交わるなかで形づくった風景を保存する（保存管理）

本史跡の保存管理においては、その価値を構成する諸要素の特定と明確化を受けて、確実な保存方策を講じていくことが前提となるが、これらの諸要素は、地下遺構や遺物のみならず、台地上に残された特徴的な風景も、その一部に含まれると考えられる。

往時を想起させる景観特性と価値を示す有形の構成要素、それは特徴的な地形が創り出す空間の水平方向への拡がりや地下に眠り続ける営みを証明する遺構や遺物そのものである。これらを併せて保存することで、弥生時代の風景そのものの保存と再生を目指していく。こうした取り組みが、本史跡の将来イメージを実現していくためのスタートとなる。

基本方針2：本質的価値を守り伝えていくための整備を促進する（整備）

本質的価値を将来に向けて確実に継承するための保存整備を実施する。そのうえで、本質的価値を伝えていくための活用に向けた、遺構復元や情報発信機能の拡充といった整備を計画的に実施し、安全かつ快適に活用できる環境を整備する。

また、多面的な活用にも配慮し、史跡公園としての複合的な機能を有する空間の整備も併せて行う。

基本方針3：多くの人を呼び込むための活用により新たなにぎわいを創出する（活用）

本質的価値を伝えていくために、発掘調査や、出土遺物等の成果を踏まえ、現地において、弥生時代の風景を伝えていく展示・解説を行う。また、展示・解説から受け取る情報だけではなく、弥生時代の暮らし等を体感できる体験型プログラム等を積極的に導入する。

一方で、市民の日常的な利用や来訪者のニーズに応じた多様な機会の提供を目指し、学校教育や社会学習といった教育分野における情報提供や、まちづくり、観光振興等を通じて、史跡に訪れる利用者層の拡大を目指していく。

基本方針4：様々な主体が協働で取り組む史跡マネジメントの体制を構築する（運営・体制）

史跡地の保存・管理は那珂川市並びに所有者がそれぞれ適切に実施することが前提となる。特に、公有化まで長期間を要することが想定されることから、史跡の保存管理を円滑に推進するために、地域住民と行政、さらには各種団体等との協働・連携によりこれらを推進していくための十分な相互理解と協議会等での協力体制の構築を図っていく。

また、各種団体、民間企業、大学といった主体との連携を視野に入れ、人材支援、資金調達といった様々な視点での包括的な史跡マネジメントの体制を構築する。

第6章 保存管理

本史跡の保存管理を進めるにあたって、以下の基本的な方向性に基づき、地区ごとの保存管理方法や追加指定等の考え方を示す。

6-1. 基本的な方向性

平成31年(2019)の国史跡指定に至るまで中枢部の遺構及び遺物は確認されていたものの、確実な保存管理を担保するための価値の明確化と構成要素の体系的な整理を行う必要があった。そこで、特定された諸要素の状況を踏まえ、適切な保存管理の運用を図っていくものとする。特に、営農行為と史跡の価値の保存が共存可能となる保存の仕組みを構築し、指定地の公有化には長期間を要することをふまえ、その意義を共有しながら取り組んでいくことを重視する。また、本史跡においては、史跡の価値を構成する要素に加え、指定地内外において歴史重層性を表す他時代の遺構・遺物や史跡地景観を構成する多様な要素が一体となって、固有の景観を構成している。史跡の適切な保存管理を図っていくために、これらの要素についても把握・整理を行い、史跡の全容解明に向けた調査研究とあわせて継続的に行っていく。

史跡の保存管理において、整備に伴う付帯施設等の維持管理等や災害発生時の対応については、那珂川市が中心となって対応を図っていくが、長期的に公有化に至るまでの日常的な保存管理としての清掃や巡視・点検については、所有者との共同体制で行うことを想定する。

さらに、今後も継続される営農行為を含めた現状変更に対しては、本計画において明確な取り扱い方針及び基準を設けることで、遺構に影響を与える可能性のある行為を未然に防ぎ、確実に保存していくことを目指す。

一方で、本史跡は、非常に高い歴史的価値を有する歴史資産であるが、台地上及び斜面の一部は、現時点において未指定の状況にある。これまでの本史跡の指定に至る経緯を踏まえ、確実に保存管理を進めていくため、これらの保護を図っていく範囲については、所有者の理解を得ながら追加指定の可能性を進めていく。

そして、広大な面積を有する一方で、その大部分が未公有地であることから、史跡地全体の公有化については、前掲の追加指定の展望を踏まえると、かなりの長期に及ぶことが想定される。そこで、遺構の状況や活用・整備の方針を踏まえ、段階的に取り組むこととする。

6-2. 地区区分

(1) 地区区分の考え方

本史跡の保存管理にあたっては、まず「史跡指定地」を対象として、遺構・遺物の適切な保存管理を行うための方策を定める必要がある。

また、現時点で指定範囲ではないが、重要遺構が確認され、地形的な一体性を有する範囲を「今後保護を要する範囲」とし、「史跡指定地」に準ずるかたちで保存管理を行っていく。

さらに、本史跡の立地する地形的特徴を把握し、今後の史跡の適切な保存管理や活用を進めるにあたり、本史跡の周囲に広がる空間を「史跡の背景としての景観誘導やエコミュージアムとしての連携を図っていく範囲（周辺エリア）」としている。このエリアについても、歴史重層性を理解する上で重要であり、史跡と関連付けた良好な景観保全等を図るべき範囲と位置づけていくこととする。特に本史跡と関連の深い史跡や遺跡等が分布していることから、必要に応じて調査計画の対象とし、本史跡と一体的な保存管理に努める。

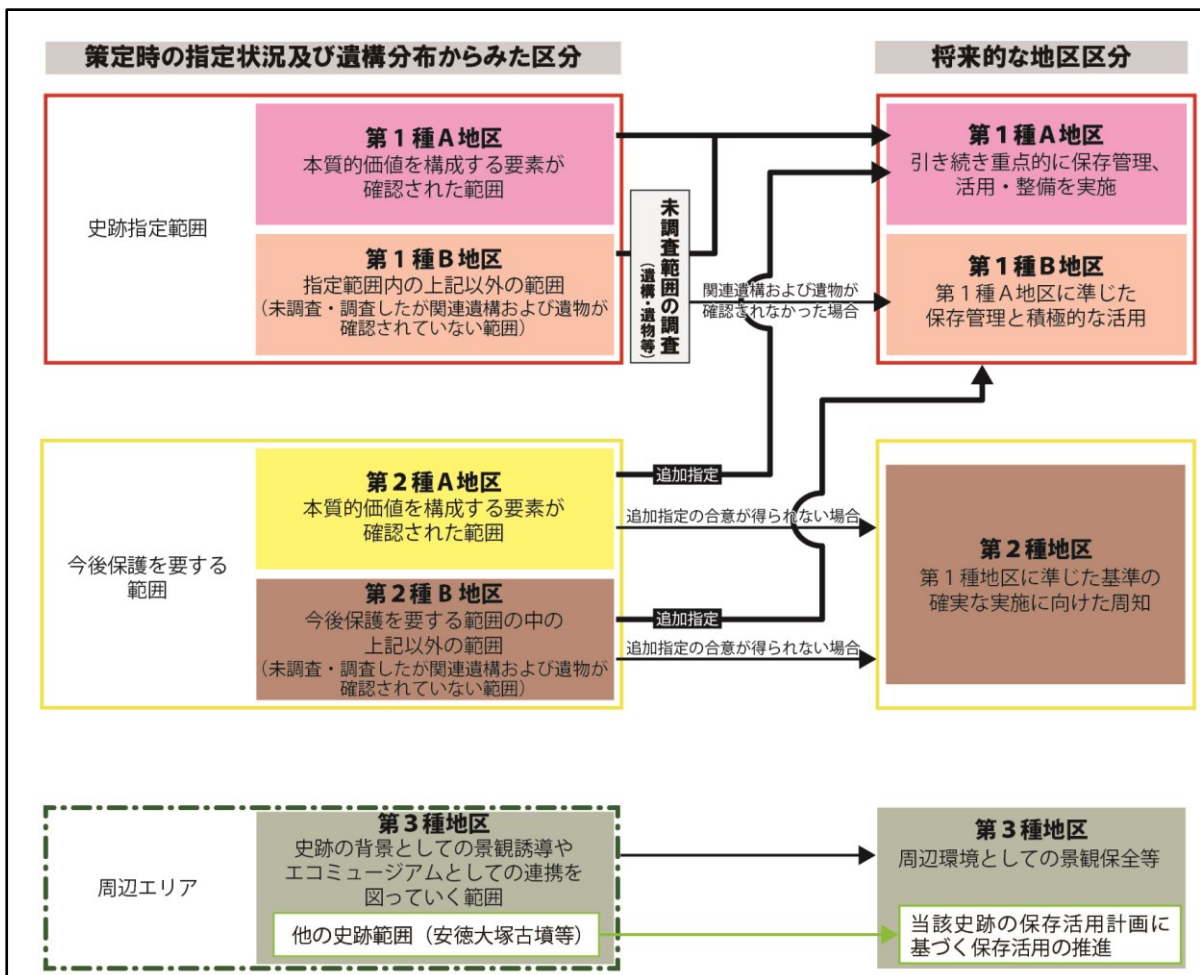


図 6-1：地区区分の種類

(2) 対象地の地区区分及び保存管理方針

本史跡保存管理計画の対象範囲を次のような地区に区分する。

1) 第1種A地区

安徳台遺跡としてすでに国の指定を受けた範囲の中で、本質的価値を構成する要素が確認された範囲である。本質的価値を構成する要素である弥生時代の住居跡をはじめとした遺構・遺物等の確実な保存に万全を尽くすことを原則とする。

また、営農行為に必要と判断される行為については、事前協議及び確認調査を確実に行った上で、遺構に影響を与えない範囲で認めるものとする。

なお、営農の継続が困難と判断された場合においては、長期間の放置に伴う景観への影響が及ぶことを避け、草本類の繁茂に対する草刈りの実施や使用されなくなった営農施設の適切な除去等を行うものとする。

2) 第1種B地区

国の指定を受けた範囲の中で、本質的価値を構成する要素が確認されていない、もしくは現段階で未調査の範囲である。第1種A地区と同様に、遺構の遺存が想定される範囲に対しての確実な保存を行いながら、今後の調査において重要な構成要素が検出された場合には、第1種A地区として運用を行う。

また、営農行為に必要と判断される行為については、事前協議及び確認調査を確実に行った上で、遺構の遺存が想定される層に影響を与えない範囲で認めるものとする。

なお、営農の継続が困難と判断された場合においては、長期間の放置に伴う景観への影響が及ぶことを避け、草本類の繁茂に対する草刈りの実施や使用されなくなった営農施設の適切な除去等を行うものとする。

3) 第2種A地区

史跡指定範囲外の今後保護を要する範囲の中で、本質的価値を構成する要素が確認された範囲である。所有者と協議したうえで早急な追加指定を目指し、追加指定に至るまでの期間については、第1種A地区に準ずる基準の適用についての所有者との合意形成を図り、遺構の確実な保存を進めていく。

4) 第2種B地区

史跡指定範囲外の今後保護を要する範囲の中で、本質的価値を構成する要素が確認されていない、もしくは現段階で未調査の範囲である。今後の調査結果や史跡指定同意取得の状況も視野に入れ、段階的に追加指定を図っていく。

5) 第3種地区

「安徳大塚古墳保存活用計画」において、本史跡が築造された当時の風景を今に残し、史跡らしい景観を形成する範囲、及び周辺の遺跡群や裂田溝等と一体となり、縄文時代から中世にかけて歴史の流れが見える風景を形成する範囲は、史跡地の緩衝地帯として保全を図っていくことが示されている。また、エコミュージアムとしての連携を図っていく範囲として位置づけられている。

本計画においても同様に、第3種地区として位置づけ、将来的な活用・整備にあたって、史跡地の背景として、良好な景観形成を図っていく。また、この地区の住民について、日常管理やイベントへの積極的な参画を促していく。

図中の史跡地の北東部に位置する「銅矛出土推定地」のように、今後、史跡地の近傍において関連遺構、遺物が確認された場合は、その調査結果に基づき、指定等の可能性について適宜検討を行うものとする。

上記の区分から、現時点での地区の分布図を以下のように示す。

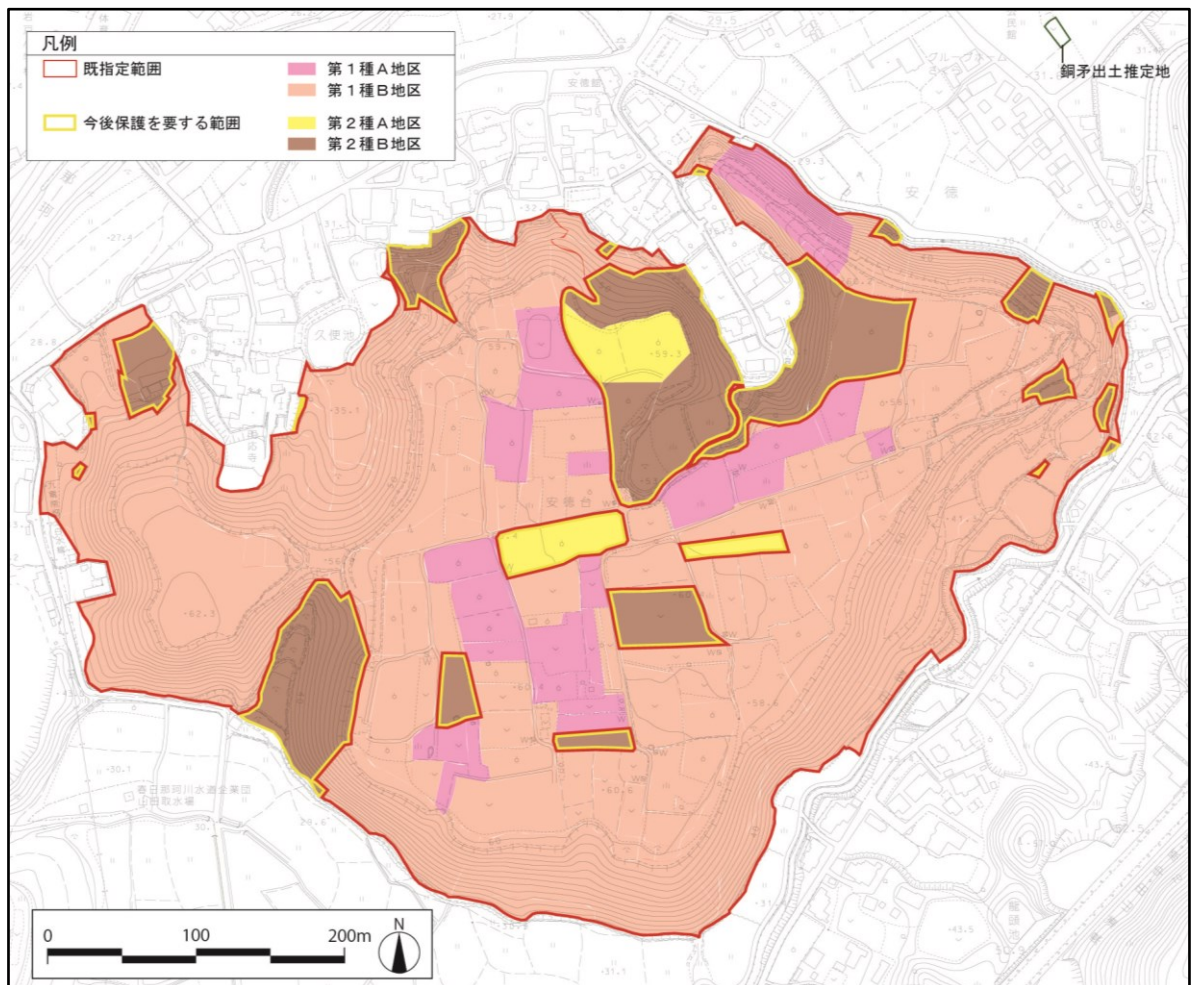


図 6-2：史跡地周辺の地区区分による第1種・第2種地区の分布図（令和4年3月時点）

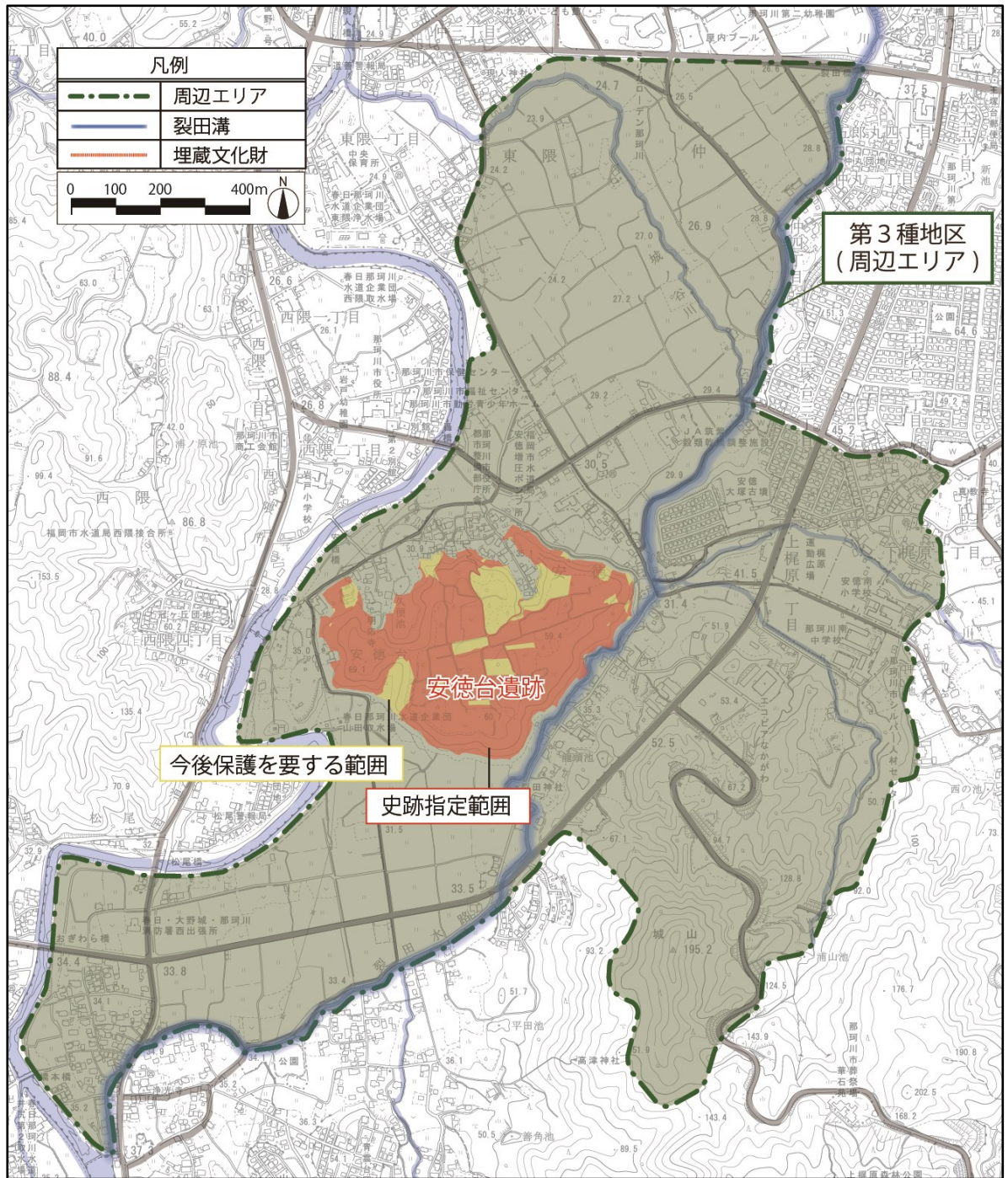


図 6-3 : 第3種地区の範囲

6-3. 具体的な方法

前項では、保存管理の対象範囲と地区区分ごとの方針を定めた。これを受けて、ここでは、保存管理の具体的な方法について示す。

(1) 日常的な維持管理の方法

本質的価値を構成する諸要素に関する保存管理において、日常的な維持管理については、施設・工作物の保守管理、軽微な植栽管理、清掃等の措置が該当する。また、本質的価値に準ずる価値を構成する諸要素についても、同様の業務を適切に行う必要がある。

これらの日常的な維持管理については、未公有地における営農行為等を勘案し、所有者による維持管理活動を継続してもらう協働の取り組みを念頭に置き、適切な管理体制の構築とあわせて、その実行性を担保するものとする。



図 6-4：営農活動の様子

1) 史跡地全体の管理

今後の公開・活用に向けて、来訪者の安全性や快適性を確保するという観点から、定期的な清掃を行うとともに、巡視・点検等により、支障箇所等を確実に把握し早期の対応を図っていくものとする。また、所有者の営農行為が一定期間継続することから、清掃活動や日常的な巡視・点検については、所有者や地域住民との連携体制に基づく実施を視野に入れ、体制構築を図っていく。

一方で、上記の点検等により、価値を構成する要素のき損等が確認された場合においては、その内容や状況等に応じて、即時的に対応すべき管理や復旧策を講じるものとする。特に、指定地の公有化から整備を経て公開に至るまで長期を要することから、当該範囲が放置されることにより荒廃するといった状況を厳に防ぐため、後述する植生管理と併せて、計画的な維持管理を行っていくものとする。



図 6-5：台地上の草刈りの様子

2) 施設・工作物管理

史跡地内に今後設置する各種施設・工作物（史跡の標識、説明板、境界標識、囲さく等）については、安全性、快適な環境の維持のために、定期的な点検及び必要に応じた清掃、補修を実施する。

3) 植生管理

史跡指定地内の主な植生は、収穫樹、竹林、雑草群落等である（第2章2-5(6)植生）。斜面地の高木は、表土の流出を抑える役割を果たしていると考えられる。また、近隣の住宅

地にとっては生活環境における豊かな緑地空間としての機能を果たしている一方で、斜面地の樹木が、地域住民の生活において危険木となる場合も考えられる。実際に、史跡指定地の北東側は土砂災害特別警戒区域に指定されており、南東側の斜面地とあわせてすでに崩壊が確認されている（第2章2-5(3)史跡地及び周辺の災害危険性）。さらに、倒木の恐れがない樹木についても、竹林をはじめとして景観阻害要因となっているものもみられる。

植生管理においては、第一に史跡の価値を構成する要素に悪影響を及ぼす恐れのある場合、また、道路や周辺の住宅地等地域の暮らしを支える要素に対して悪影響を与える恐れがある場合については、伐採や強剪定といった対策を検討する。さらに、必要に応じて草刈りや剪定等の日常的な維持管理を行うこととし、植生の過度な繁茂を抑えるものとする。

今後は専門家による植生調査や史跡地周辺の歴史環境や地域住民の意向を踏まえながら、対象エリアの地形条件等を勘案し、原則として管理者と地権者との協働体制に基づき適切な植生管理を行っていくものとする。また、個別の植生管理については、史跡地や樹木の状態、確認調査の結果、住民の意向等を踏まえた上で、逐次検討していく必要がある。

こうした考え方にに基づき、以下に史跡地全般に係る植生の管理内容を、土地利用や樹木の状態によって2つに大別し、その方法について示す。

なお、営農行為に係る植生管理については、第6章6-3. 具体的な方法(3)現状変更に関する取扱い方針及び取り扱い基準において、長期的な管理体制の構築については第9章9-2. 具体的な方法(2)地域や市民の参画機会の創出にその具体的な内容を示す。

表6-1：植生管理方法

項目	管理の考え方	管理方法
台地上の平坦部	農作業や公開後の来訪者が立ち入ることが想定される範囲。主に、遺構の保護と安全確保のための管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の価値を構成する要素に悪影響を及ぼす恐れのある場合は、伐採や強剪定を行う。 ・ 樹木や草本が繁茂しないよう必要に応じて剪定、刈込みを実施する。 ・ 倒木が確認された場合には史跡地の風致の保護や災害回避の観点から、史跡外へ搬出することを原則とする。 ・ 草本に混じり発生する実生の低木は、適宜伐採を行う。 ・ 幹や枝が枯損した樹木等、来訪者に影響を及ぼす危険のある樹木については、必要に応じて枝おろし、伐採又は強剪定を行う。 ・ 竹林は、現状以上に分布が拡大しないよう、必要に応じて間伐や辺縁部における伐採を行う。 ・ 史跡地の歴史性にそぐわない植栽等については、段階的に除却を行う。さらに、外来種等については、蔓延しないように適宜除却する。
斜面地	斜面地の中でも、通常時に人の立ち入りが想定されない範囲。史跡周辺の道路や住宅地等への影響も考慮し、緑地保全と景観保全の観点で長期的な管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の立木密度が過密で、道路や周辺の住宅地等に対して悪影響を与える恐れがある場合には、計画的に間伐を行うなどして、林床植生の成長を促すことでの広葉樹への樹種転換も検討する。 ・ 特に大木の伐採については、眺望や密度等を確認しながら専門家の指導のもとで行う。 ・ 竹林は、現状以上に分布が拡大しないよう、必要に応じて間伐や辺縁部における伐採を行う。

(2) 災害発生時の対応と予防措置

史跡が見舞われる災害には、風水害、地震等の自然現象によるものと、放火等による火災、破壊行為等の人為的原因によるものが予想される。災害の発生を確認した場合、人身の安全を第一としつつも、史跡の保存のために、緊急的・応急的措置を講じることが必要となる。

被害の発生について、関係機関にすみやかに報告するとともに、緊急・応急の対応を行う必要がある。その後、緊急的・応急的措置を行った部分については、随時観察を継続して安全等を確認しつつ、本格的な復旧について検討を進める。また、二次的災害の発生を防止する。

特に、台風等の襲来が予想される場合には、暴風・豪雨の予兆がみられる段階と、これらが収まってきた段階において、巡回・点検を行い、状況を確認する必要がある。また、被害の拡大防止、二次被害の防止の観点から、緊急的・応急的措置の必要性についても確認しておく。

これらの発生に先立って、災害発生時の対応を円滑に実施できる十分な体制を整えておく必要がある。この体制整備においては、文化財担当部局を中心とする緊急時の対応体制を整えておくとともに、普段から庁内組織・関係機関との間の情報収集・伝達体制を確立し、防災・事故防止に対する意識啓発を行うほか、災害・事故等が発生した場合の対応及び史跡における復旧の考え方・方法等について意識を共有しておく必要がある。災害発生に備え、庁内組織・関係機関と緊密な意思疎通と十分な合意形成に努める。

予防措置として、応急措置のために必要な土嚢・防水シート・木杭・立ち入り防止柵等の資材についても準備・確保しておく必要がある。



(中の様子)

図 6-6：防災倉庫の様子

(3) 現状変更に関する取扱い方針及び取扱い基準

現状変更とは、建築物や工作物の設置等の開発行為を総称したものであり、今後想定される現状変更に対しては、前項で示した地区区分ごとの方針に沿った取扱い基準を定め、その運用を図っていくものとする。

現状変更に当たる行為は、工事等下記の事項が該当する（表 6-3）。

- ア. 造成（土地の掘削、盛土、切土）等の地形の改変
- イ. 道路の新設、改築及び修繕
- ウ. 建築物の新築、増築、改築、移転または除却
- エ. 工作物の新設、増設、改修、移転または除却
- オ. 公園施設の新設、増設、改修、移転または除却
- カ. 地下埋設物の新設、改修、修繕及び除却
- キ. 樹木の植栽、移植、伐採、伐根
- ク. 発掘調査及び保存のための整備、活用のための整備
- ケ. 営農のための行為
- コ. その他史跡に影響を及ぼす行為

表 6-2：建築物に関する語句の定義

建築物	建築物とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、建築設備を含むもの（建築基準法〈昭和 25 年法律第 201 号〉第 2 条第 1 号）。
簡易な建築物、工作物	建築基準法施行例第 136 条の 9 で定められた建築物（布基礎を伴わない倉庫、物置、車庫等）のことをいう。具体的には、小規模な作業所、物置、門、生垣、堀、電柱、道路標識、信号機、ガードレール、小規模な各種の観測・測定機等である。
建築	建築とは、建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう（建築基準法第 2 条第 13 号）。
新築	新築とは、新たに建築物を建築するもので、増築、改築または移転に該当しないもの。
新設	新設とは、新たに工作物を設置するもので、増設、改修または移転に該当しないもの。
増築	増築とは、既存の建築物の床面積を増加させることをいい、以下のいずれにも該当するものをいう。 ①既存の建築と同一敷地内であること ②既存の建築と用途が不可分であること
改築	改築とは、建築物の全部または一部を除却し、用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ることをいう。
改修	改修とは、工作物の全部または一部を除却し、用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ることをいう。
移転	移転とは、同一敷地内で建築物や工作物を解体しないで別の場所に移すことをいう。

1) 第1種地区の現状変更に関する取扱い

史跡地で予想される各種の現状変更等に対し、地区区分別の具体的な取扱い基準（一般事項）を示す（表 6-3）。第1種地区においては、文化財保護法（125 条）にあるように、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」と定められている。また第2種地区は史跡指定地外となるため、開発行為に関して文化財保護法(93・94 条)等の関連法令等に基づいて速やかに市に届出・通知するとともに、事前の協議を行うものとする。

なお、本史跡はこれまでに述べてきたように、柑橘系を中心とした営農行為が継続していることから、現状の営農行為の継続については、遺構に影響を及ぼさない範囲で原則として認めるものとする。以下のア〜クの項目については、営農のための行為を除く現状変更についての取扱い基準を定めるものとする。

表 6-3：現状変更に関する取扱い基準

現状変更等	第1種地区		特記事項
	A地区	B地区	
ア. 造成（土地の掘削、盛土、切土）等の地形の改変	・原則として認めない。1)	・原則として認めない。1)	1) 遺構復元や後世の地形改変の復旧といった文化財保護のための地形変更は認める。
イ. 道路の新設、改築及び修繕	・原則として認めない。2)	・原則として認めない。2)	2) 史跡の活用に資する来訪者の散策路や管理用車両の通行に供する道路の敷設等については、工法等を十分に検討したうえで認める場合がある。
ウ. 建築物の新築、増築、改築、移転または除却	・新築、増築、改築、移転は認めない。 ・除却は認める。4)	・新築、増築、改築、移転は、原則として認めない。3) ・除却は認める。4)	3) 簡易な建築物で、基礎工事を伴わないかつ、遺構や景観保護に影響を及ぼさない範囲で認める。 4) 除却の際に遺構に影響を与えないように配慮する。
エ. 工作物の新設、増設、改修、移転または除却	・新設、増設、改修、移転は原則として認めない。5) ・除却は認める。6)	・新設、増設、改修、移転は原則として認めない。5) ・除却は認める。6)	5) 安全管理上必要な工作物や史跡の保存管理・活用に資する工作物については、史跡としての価値及び景観の保全に関する計画や方法等を十分に検討したうえで、遺構に影響のない範囲で認める。 6) 除却の際に遺構に影響を与えないように配慮する。
オ. 公園施設の新設、増設、改修、移転または除却	・新設、増設、改修、移転は原則として認めない。7) ・除却は認める。8)	・新設、増設、改修、移転は原則として認めない。7) ・除却は認める。8)	7) 安全管理上必要な公園施設や史跡の保存管理・活用に資する公園施設については、史跡としての価値及び景観の保全に関する計画や方法等を十分に検討したうえで、遺構に影響のない範囲で認める。 8) 除却の際に遺構に影響を与えないように配慮する。
カ. 地下埋設物の新設、改修、修繕及び除却	・新設は認めない。 ・増設、改修、修繕は原則として認めない。9) ・除却は認める。11)	・新設、増設、改修、修繕は原則として認めない。10) ・除却は認める。11)	9) 既設の埋設管を活用するなど、新たな掘削を伴わない場合は、工法等を十分に検討したうえで認める場合がある。 10) 安全管理上必要な地下埋設物や史跡の保存管理に必要な地下埋設物は、地下遺構に影響のない範囲で認める。 11) 除却の際に遺構に影響を与えないように配慮する。
キ. 樹木の植栽、移植、伐採、伐根	・樹木の植栽については認めない。 ・移植、伐根については原則として認めない。12) ・伐採は認める。	・樹木の植栽、移植、伐根については原則として認めない。12) ・伐採は認める。	12) 史跡整備および斜面地の地形保全を目的とするものについては、史跡としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲で認めるものとし、根等が地下遺構に影響を与えないように配慮する。
ク. 発掘調査及び保存のための整備、活用のための整備	・発掘調査は認める。13) ・保存のための整備及び活用のための整備は、学術的調査の成果に基づく範囲で認める。14)	・発掘調査は認める。13) ・保存のための整備及び活用のための整備は、学術的調査の成果に基づく範囲で認める。14)	13) 遺構の保存や状況把握に関わる発掘調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。 14) 整備を行う場合には、その方法等を十分に検討したうえで行う行為について認めるものとする。
ケ. 営農のための行為	・造成等の地形の改変については地下遺構に影響を及ぼさない範囲であれば原則として認める。15) ・現況の里道の補修については原則として認める。16) ・現在設置されている工作物について、改修については原則として認める。17) ・果樹等の植栽、伐採、伐根は原則として認める。18)		15) 耕耘等の行為が地下遺構に及ぼす影響を事前に市と協議し、その確実性が担保されることを条件として認めるものとする。 16) 営農行為に必要であり、日常的な維持管理を前提としてかつ遺構に影響を及ぼさない軽微な補修については認める。 17) 営農行為に必要であり、基礎工事を伴わないかつ遺構に影響を及ぼさない範囲であれば認める。 18) 遺構に影響を及ぼさないことを前提とし、かつ景観への影響に配慮した範囲で認めるものとする。特に伐根については慎重に対応する。
コ. その他史跡に影響を及ぼす行為	・原則として認めない。	・原則として認めない。	

2) 第2種地区の取扱い

開発行為を行う場合は、地権者の協力のもと那珂川市と事前の協議を行い、第1種地区に準じた対応を図っていく。

3) 第3種地区の取扱い

開発行為を行う場合は、文化財保護法（93条・94条）に基づき、那珂川市と事前の協議を行うものとする。前述した文化財保護法に加えて、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等の個別法令に基づく規制によって対応を図っていく。

また、地域住民の理解協力を得て、エリア内に存在する他の遺跡の全容解明のための調査研究を行い、日常管理や活用面での参画を促していく。

将来的には景観計画及び条例による景観形成や、歴史まちづくり法の活用等も視野に入れ、事業主体の意識醸成を図りながら、史跡と調和する良好な景観へと誘導を図るとともに、歴史・文化を活かしたまちづくりもあわせて推進していく。

(4) 調査研究

今後、遺構の性格・規模及び配置や遺構の残存状況等を確認するための調査研究を進めていくことが重要である。

第1種地区においては、文化財保護法第125条の取扱い規定のもと、遺跡の全容解明や整備や活用に向けた調査研究が必要であり、将来の整備計画の進捗に応じて、計画的に実施するものとする。

第2種地区においては、第1種地区の方針に準ずるものとする。ただし、追加指定までの期間においては地権者に協力を求める必要がある。

第3種地区においては、地区内の周知の埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法（第92～94条）に基づき保護及び調査を行う。また、それ以外については文化財保護法第95条に基づき周知の埋蔵文化財包蔵地についての資料の整備、その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めるものとし、包蔵地の調査によって得られた本史跡に関する資料を積極的に収集していき、本史跡の全容解明に役立てていく。

(5) 追加指定

本史跡は史跡として非常に高い価値を有するため、現在の指定範囲（第1種地区）に加え、今後保護を要する範囲（第2種地区）についての追加指定を検討する必要があるが、地権者が複数に及びかつ面積も広範であることから、地権者との協議を継続して実施し、段階的に追加指定を行うものとする。

(6) 公有化

本史跡を確実に保存管理するために、活用・整備等を視野に入れ、他事業とのバランスと、中長期的な財政状況等も考慮し、計画的、効果的、段階的に公有化を実施することを検討する必要がある。

第7章 活用

活用にあたっては、史跡の価値を伝えていくための活用と、本史跡を訪れるきっかけを提供する活用という、2つの活用を推進していくための取り組みを実践する。

7-1. 基本的な方向性

(1) 本質的価値を伝えていくための活用

本史跡の活用においては、本史跡の有する本質的価値を伝えていくという視点をベースとして、様々な公開プログラムを展開していく。

特に、史跡の性質上、その大部分が地下遺構や検出された遺物といった要素によって構成される価値を伝えるためには、視認できない部分を補完するための情報提供を、様々な手法を用いて実現していくことを目指していく。

また、広大な面積を有し、未公有地等がその大部分を占める状況においては、エリアごとの段階的な供用といった長期的な視点での実践を検討していく。史跡として優先的に伝えるべき価値を有するエリアと、活用における効果が最大限発揮できるエリアといった複数の指標を勘案し、費用対効果という観点からも、活用エリアの段階的な供用を行っていく。

一方で、本史跡は、これまで農地としての利用が主であったため、多様な来訪者を受け入れるための仕組みが整っていない状況にある。今後の活用を視野に入れた場合に、営農に関わる地域住民と来訪者が同じ場所で活動するためのルールづくりや、危険生物等への対応を確立していく必要がある。

さらに、本史跡の周辺には安徳大塚古墳、裂田溝等の重要な史跡・文化財が所在しており、本史跡の有する歴史重層性に加え、周辺エリアとしての歴史重層性も視野に入れた活用が望まれている。そのため、エリア全体の歴史的背景を十分に理解したうえで、これらの文化財群とのつながりに配慮し、さらには、奴国や日本遺産を介してつながる周辺自治体との広域活用連携を図っていく。

そして、これらの活用を実現していくためには、市民の本史跡に対する理解向上が不可欠である。史跡の情報を発信していく上での広報については、どういった方法で誰に対して周知していくかを明確にし、学校・社会教育の面においては、関連団体及び小中学校への周知のための連携を強化していくなど、より多くの市民に情報を届けていく。

(2) 史跡地により多くの来訪者を呼び込むための活用

本史跡の公開活用においては、これまでに史跡・文化財に興味を持っていなかった人をいかにして呼び込むかが大きな課題の一つであることは、前項までに述べてきた通りである。そのため、価値を伝えていくために、その対象となる来訪者に、まず史跡地に足を運んでもらうための活用という視点で、様々なニーズに対応した活用コンテンツを提供し、新たなにぎわいの創出を行っていく。

具体的には、市民の日常的利用から、アウトドアニーズ、家族連れ向けレクリエーション、管理活動を兼ねた体験イベントといった複数のテーマに基づくコンテンツを準備し、多くの来訪者の興味を喚起する仕掛けを行っていく。

特に、イベントについては、地域住民や活動団体が一体となって企画運営を行うことが望ましく、さらに維持管理そのものをイベント化することで、管理体制の確保という課題を解決へと導くことを目指している。

さらに、こうした活用の展開においては、市が直接運営する事業方式に限定するのではなく、各種団体が主催するイベントや、民間企業の事業ベースによる収益性を伴うコンテンツ、資金調達の仕組みを導入するなど、関係する個人や組織が多様にに関わり合いながら、本史跡の魅力を高めていくための取り組みを推進していく。

7-2. 具体的な方法

(1) 史跡の公開・見学

1) 史跡の公開

史跡地の公開については、史跡地及び史跡周辺の整備により、史跡の保存及び利用者の安全のため十分な環境が確保されることを条件とする。公開範囲については、遺構への影響を考慮したうえで、積極的に公開し、活用・整備を進めていく範囲とそうでない範囲を計画的に区分する。

また、日常的な維持管理で行われる点検の中で、き損や利用者の安全を阻害する危険箇所が見つかった場合は、修理が完了するまでの期間、部分的に非公開とするなど、臨機応変な対応を行う。

2) 見学ルートの設定

多くの来訪者の利用を促すため、主要幹線道路やバス停から安徳台遺跡までのルートを設定する。また、史跡地内は営農が継続されることから、農作業に係る動線と史跡見学の動線の混在に留意し、適切な見学ルートを設定する。

3) 安全性の確保とルールづくり

史跡地において確認されている野生動物や危険生物から来訪者の安全を確保するために、公開範囲を限定するなどして被害が生じないような運用を図る。また、来訪者の見学行動のルールを定め、周知に努める。

4) 便益機能の提供

来訪者の利便性を支える便益機能を史跡地内において適切に提供する。これらの便益機能を持った施設については、トイレ、休憩施設、さらには地域活動拠点等を一体的に集約した便益施設や、あずまややベンチ等休憩のための施設等に区分される。

(2) 史跡の有する価値の伝達

1) 遺構の復元等による価値の伝達

現地において、史跡の規模や当時の様相を視覚的に理解するために、重要な遺構については、復元や平面表示といった表現手法を用いて、来訪者の理解促進を図っていく。

2) デジタルコンテンツ等を用いた展示による価値の伝達

将来的には遺構の復元といった整備を視野に入れつつも、長期間を要することが想定されることから、整備初期段階においては、CGによる復元等のデジタルコンテンツを導入することで、当時の状況を体感し、臨場感をもって史跡を見学できる環境を提供する。

(3) 広域活用

「奴国」の領域に位置すると想定される自治体間での連携活用も目指していく。

さらに、「周辺エリア」内に所在する遺跡群や日本遺産『古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～』を構成する周辺市町の構成資産と連携し、関連するストーリーの中での本史跡の位置付けを明確にすることで、広域な来訪行動を視野に入れた活用を推進する。



図 7-1：ホームページの画面

(4) 情報発信

1) 現地説明会の実施・発掘調査状況の公開

発掘調査を実施した際は、現地説明会を状況に応じて開催し、調査成果を公開する。また、発掘調査の成果や今後の調査状況についても発信していく。



図 7-2：現地説明会の様子

2) 各種メディアによる情報発信

本史跡の有する価値を広く周知するために、史跡の情報や活用・整備の進捗状況等を新聞・テレビ等のマスコミや、市のホームページ、SNS等を用いて効果的に発信していく。

本史跡の解説リーフレットや史跡地マップを作成し、公共施設、観光案内所をはじめ市内または周辺市町の主要施設のほか、県内の駅、高速道路のサービスエリアといった観光の拠点となる場所において配布し、広く発信していく。

また、スマートフォン等の個人端末の活用を想定し、QRコード等による情報発信や体験型コンテンツへの展開を検討する。

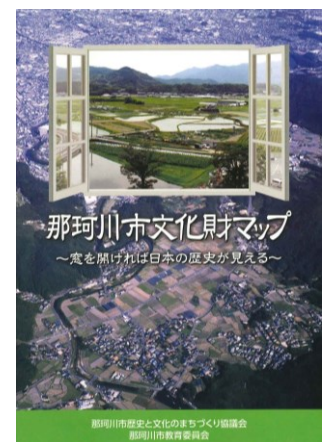


図 7-3：那珂川市文化財マップ

3) シンポジウム等の開催

発掘調査で得られた成果を基にシンポジウムの開催や研究発表、他史跡の研究者との情報交換会等、対外的な活動力を入れ、研究の発展とその成果の情報発信を推進する。



図 7-4：那珂川黎明 2019
国史跡指定記念特別講演会

(5) 学校・社会教育との連携

1) 学校教育との連携

子どもたちに本史跡の価値を伝え、本史跡がまちの宝として将来に渡って大事に保存活用されるよう、地域の学校等、教育機関と協力して、文化振興課による出前授業、遠足や社会科見学、副読本やデジタル教材の作成等の学校教育プログラムとしての史跡の活用を図る。



図 7-5：学校での出前授業

2) 社会教育との連携

出前講座、高齢者大学、家庭教育学級等の社会教育事業との連携を強化し、市民が楽しみながら学習できる社会教育プログラムとしての史跡の活用を図る。

また、文化財関連の展示会や歴史体験学習等既存の文化啓発事業において、本史跡のもつ価値や魅力を積極的に盛り込む。



図 7-6：歴史体験学習

(6) 地域と連携したイベントの実施

1) 史跡を舞台にしたイベントの実施

安徳台遺跡周辺や、周辺エリアに所在する史跡を巡るルートを活用したまち歩きイベントや、史跡をテーマにしたお祭り等を実施する。イベント時には、地域の自治会や商店、企業、サークルによる出店や出し物等で地域の活性化を図る。



図 7-7：まち歩きイベント

2) ボランティアツーリズムによる維持管理活動の実施

昨今、環境意識の高まりやボランティア需要等を背景に、特に都市住民が、維持管理を目的としたイベントに参加する傾向がみられる。本史跡においては、ボランティア活動と余暇活動の融合をボランティアツーリズムと定義し、活用を検討する。また、那珂川市は福岡都市圏のベッドタウンであることから、都市住民にとってアクセスしやすい体験の場としての立地特性を有していると考えられる。



図 7-8：市民参加による作業の例

この人たちをターゲットとした、一般参加型の維持管理活動を実施することで、手入れの人材確保を目指していく。

3) 史跡をテーマにした商品開発

地域の企業や飲食店、商工会やJ A、学校等と連携し、史跡をテーマにしたお土産物や地元食材を用いたお弁当・メニュー等の開発を行う。また、訪れた人が持ち帰るお土産等の開発・販売により、資金面での地域への還元に加えて、話題性を高めることができ、新たな来訪客の増加を目指す。



図 7-9：史跡関連のお弁当のイメージ

4) ブランディングによる地域産業の高付加価値化

史跡地内で収穫されたみかんや周辺の田んぼで獲れた米を安徳ブランドとして販売したり、那珂川市でつくった製品に対する「安徳ネーミング制度」を導入したりと、地元の産業において「安徳台ブランド/安徳ブランド」を確立することで、高付加価値化を目指す。



図 7-10：安徳台のみかん

(7) 来訪コンテンツの充実による誘客促進

多様なユーザーの来訪を促すため、キャンプやスポーツでの利用、レジャーや憩いの場としての利用、セラピー、農業体験等、多岐にわたるニーズに対応した利用を推進し、これまで史跡に興味を持っていなかった人たちが史跡を訪れるきっかけを提供する。

第8章 整備

本史跡の整備にあたっては、史跡の価値の保存を最優先としたうえで、その価値や魅力を高め伝えるための活用に必要とされる整備を行うものとする。

8-1. 基本的な方向性

(1) 保存のための整備

史跡の価値を守るための整備としては、地下遺構に対して影響を与える植生に対して、伐採等の措置を講じ、き損を未然に防ぐものとする。

また、台地上の地形がゆえに、斜面地については崩落の発生が危惧されるが、史跡の価値の保存という視点に加え、周辺住民に対する安全性の担保を含めた予防措置を講じるとともに、崩落が発生した場合は緊急的に復旧を行うといった対策を行う。

一方で、営農行為に伴う日常的な維持管理によって、これまで守られてきた史跡地内の景観については、耕作放棄によって悪化が進行することが危惧される。そのため、放置された状態が続くことを厳に避け、然るべき活用を視野に入れた新たな土地利用への転換を図っていく。

(2) 活用のための整備

史跡の価値や魅力を高め、来訪者にそれらを伝えるために必要な整備を「活用のための整備」とする。

史跡を訪れた来訪者が、目的となるエリアへと確実にアクセスし、そこで史跡の情報を入手することを可能とする誘導、解説のサイン整備を行う。また、史跡地へと遠方から訪れる来訪者を想定し、市役所駐車場等の活用やかわせみバスの利用促進の取り組みを行う。

次に、来訪者が安全・安心に史跡地内を見学するための安全性確保に資する整備を行う。斜面の近傍を歩く場合の転落防止や斜面の崩落対策等について、対応を図っていく。

さらに、広範に及ぶ本史跡の整備には、長期間を要することが想定されることから、前述の段階的な活用エリアの供用とあわせて、段階的な整備の方向性を定める。

こうした整備に係る事業コストについては、各種補助事業等の活用を前提としながらも、既存団体が自主的に取り組む環境整備等と連携しながら、役割分担の上で推進していくことが望ましい。同時に、維持管理に係る費用についても、市単費に加え、民間活力の導入を視野に入れた資金調達の枠組みを早い段階で構築する必要がある。

8-2. 具体的な方法

(1) 保存のための整備

1) 地下遺構の保存措置

地下遺構の確実な保存を図るために、適切な保護層を確保するための造成及び排水処理を行う。また、すでにき損、破損している箇所については、復旧又は修理を行う。

2) 植生による地下遺構のき損防止

樹木の枯朽や転倒、根張りにより遺構に損傷を与える恐れのある樹木については、伐採や強剪定を検討する。整備後も第6章に示した日常的な植生管理の方法に則して、継続的に整備及び維持管理を行っていく。

3) 斜面地の崩落等に対する対応

斜面地の崩落等を未然に防ぐために、崩落が予見される箇所については、土木的対策を検討し、災害危険個所の把握に努めていく。一方で、これまでに崩落等が起こった箇所については、要因分析に基づき再発防止策を講じる。

さらに、崩落等は地下水による影響等も考えられることから、土壌・植生・地下水等の総合的な観点で、必要に応じて対策を講じる。

植生については、調査を行ったうえで、立木密度が過密である場合には、計画的に択伐間伐を行う等林床植生の成長を促し、斜面保護へと繋げていく。また、長期的には広葉樹林への林相転換を検討する。

4) 周辺エリアにおける景観の保全

史跡地らしい景観を保全していくためには、庁内各課で連携を図り、各課が担当する計画や法規制を十分に活用する必要がある。具体的には、都市計画課と連携した史跡地周辺の開発許可や景観形成、産業課と連携した山林や農地の保全が考えられる。

(2) 活用のための整備

1) 遺構の表現（復元等）

史跡の本質的価値の顕在化に向けた遺構の表現については、個別の遺構の有する価値や特性に応じて、復元、立体表示、平面表示といった手法の検討を行う。検討に際しては、整備後の維持管理や多面的活用における展示の在り方を視野に入れ、整備効果を十分に検証したうえで手法選定を行う。

さらに、史跡地内の景観については、可能な限り想定される往時の景観への再生及び復元を行うものとする。

2) 多様な展示の整備

AR/VRといったデジタルコンテンツによる復元を実施するにあたっては、CGの作成やシステム構築を行い、また、個人端末の利用、タブレット等の貸出等の運用面での仕組みづくりも併せて整備を行う。

さらに、アナログタイプのAR等、事業予算や効果等を適切に勘案し、整備時の状況に応じて多様な展示手法の検討を行った上で整備を行う。

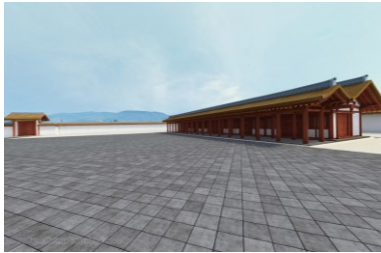


図 8-1：AR 事例（太宰府客観跡/
スマホ画面上で建物を復元表示）
©太宰府市日本遺産活性化協議会



図 8-2：VR 事例（三重津海軍所
跡/VRゴーグル内で360度映像
による体感）



図 8-3：アナログ AR 設置事例
（吉武高木遺跡/弥生時代の大型
建物を透明板に表示）

3) 往時の景観を創出するための樹木管理

主に縁辺部の斜面地にある樹木・草本については、適度な伐採・除草を検討する。特に、史跡地内からの眺望において、平坦部と斜面地との境界が視認できるように樹木整理を行う。

台地上の樹木については、重要遺構の近傍や活用にあつするエリア等について、優先的に計画的な除却を行う。

さらに、歴史的風致に則さない樹種については、適宜調整を図っていく。

4) サインの整備

史跡地やその周辺において、史跡の概要とストーリー等を示す解説サインを設置する。設置箇所は、来訪者が見学を行う際の起点となる場所や重要な遺構が所在するポイントとし、共通のロゴやフォントでデザインの統一を図るとともに、写真や図解等を用いわかりやすい情報発信を目指す。また、史跡地までと史跡地内の動線を案内する誘導サイン、史跡の名称を示す標柱等については、早期に設置することが望ましい。これらは、平成17(2005)年策定の「那珂川町サイン整備計画」を参考にデザインの検討を行うものとする。

なお、インバウンド対応等も考慮し、多言語による解説や補足情報としての画像・映像提供等を視野に入れ、QRコード等を組み込むことで、見学者等の情報取得の利便性やサイン作製の際のデザイン性の向上を図っていくものとする。



図 8-4：解説サインの例



(左)図 8-5：誘導サインの例

(右)図 8-6：標柱の例

5) 便益施設の整備

来訪者や史跡ガイドの様々な活動の拠点や、トイレや休憩所、また史跡の様々な情報を提供する場としての便益施設の整備を行う。今後の活用のために早期に整備することが望ましい。

また、回遊動線上のポイントにおいては、適宜あずまややベンチ等の休憩施設を整備する。

6) 管理施設の整備

史跡としての整備とあわせて、公園的な利用を視野に入れ、安全確保のための手すりや見学のための園路舗装といった公園施設の整備を併せて行う。

また、市民参加や地域交流の拠点として、日常的な利用を視野に入れた基盤整備についても、史跡の価値をき損しない範囲で実施する。

第9章 運営・体制

本史跡の保存活用を円滑に運営していくために、行政と地域、各種団体等が協働で史跡マネジメントに携わるための体制確立を目指していく。

9-1. 基本的な方向性

(1) 地域住民・市民

本史跡をこれまで守り続けてきたのは、台地上で営農を営んできた地域住民の方々、安徳に暮らし続け、本史跡に対する想いを有する地域住民の方々である。今後の管理運営においても、これら地域住民の方々の役割は非常に大きく、さらには市民全体にその意識を広め、本史跡に関わる仲間を増やしていくことが必要となる。

今後は、効果的な広報により史跡の認知度を高め、史跡の価値や重要性を共有することで、将来像を描く対話と実践の場としての協議会等の設置に際して参画を求めていく。また、個人レベルでの参加の機会を拡大するため、初期段階としては既存団体を中心とした史跡ガイドの育成や活動範囲の拡大等の対応を行い、徐々に維持管理や活用のためのスタッフの自発的参加の気運を醸成していく流れを作っていくこととする。

(2) 行政（庁内・関係自治体）

今後の活用を視野に入れ、基本的な史跡に関する調査や保存管理・整備は市教育委員会文化振興課が窓口となる。また、都市計画・地域づくり・産業・行政経営等の市の関係部局のほか、自治会等の関係機関が保存活用に関する共通認識をもち、情報交換等を行う場を確保することができるよう連携体制の強化に努める。具体的には、今後の活用・整備に向けた庁内の協議体制を確立し、整備から管理・運営に至る様々な施策について、担当課の協力体制のもとに推進する。また、前述した将来像を描く対話と実践の場としての協議会等の設置を検討していく。

さらに、日本遺産でつながる関係市町との連携も重要となる。相互の来訪プログラム等を充実することで、認知度向上や広域回遊への展開を促していく。

こうした連携のもとで、「なかがわまちエコミュージアム」に位置付けられる周辺エリア全体としての活用や歴史的風致の保全を図っていく。

(3) 各種団体・企業・大学等

持続可能な管理運営を実践していくために、地域住民・市民と行政との協働体制の構築に加え、多面的なサポートを実現する各種団体、企業、大学等との連携を推進していく。連携構築に際しては、これらの団体や組織に対して、参画により得られるメリットを提示し、特に事業面における収益性の担保等を検討していく。特に、資金調達においては、様々な手法を取り入れながら、継続性が担保された仕組みをつくっていく。

一方で、人材面での支援についても期待されるところであり、例えば大学の研究活動の一環として、本史跡をフィールドとして提供するなど、長いスパンでの関係性を構築しながら、それらの研究成果のフィードバックや人材交流等につなげる。

9-2. 具体的な方法

(1) 保存活用事業の運営・体制の構築

本計画を着実に遂行し、本史跡のさらなる保存活用を図るため、(仮称)管理運営協議会を立ち上げ、住民、行政、団体等が協働し管理運営を企画段階から主体的に実施する。

この組織が担う役割のなかで、史跡の保存に係る項目については行政が主体となって取り組み、史跡の活用については、維持管理等を含めて行政と地域、各種団体の連携に基づき取り組んでいく。

また、参画メンバーや組織の声が、常に運営に反映される仕組みを有していることが重要であり、その中でも地域住民、市民の意見については、定期的なワークショップ等の場において集約し、協議会への提言というかたちで集約するといったプロセスを想定している。

一方で、事業計画の立案や、今後の活用整備に向けた計画策定等に関しては、専門家・有識者の知見が必要となることから、専門の委員会等の設置及び協議に基づき、事業全体の実効性を担保していくことも重要である。

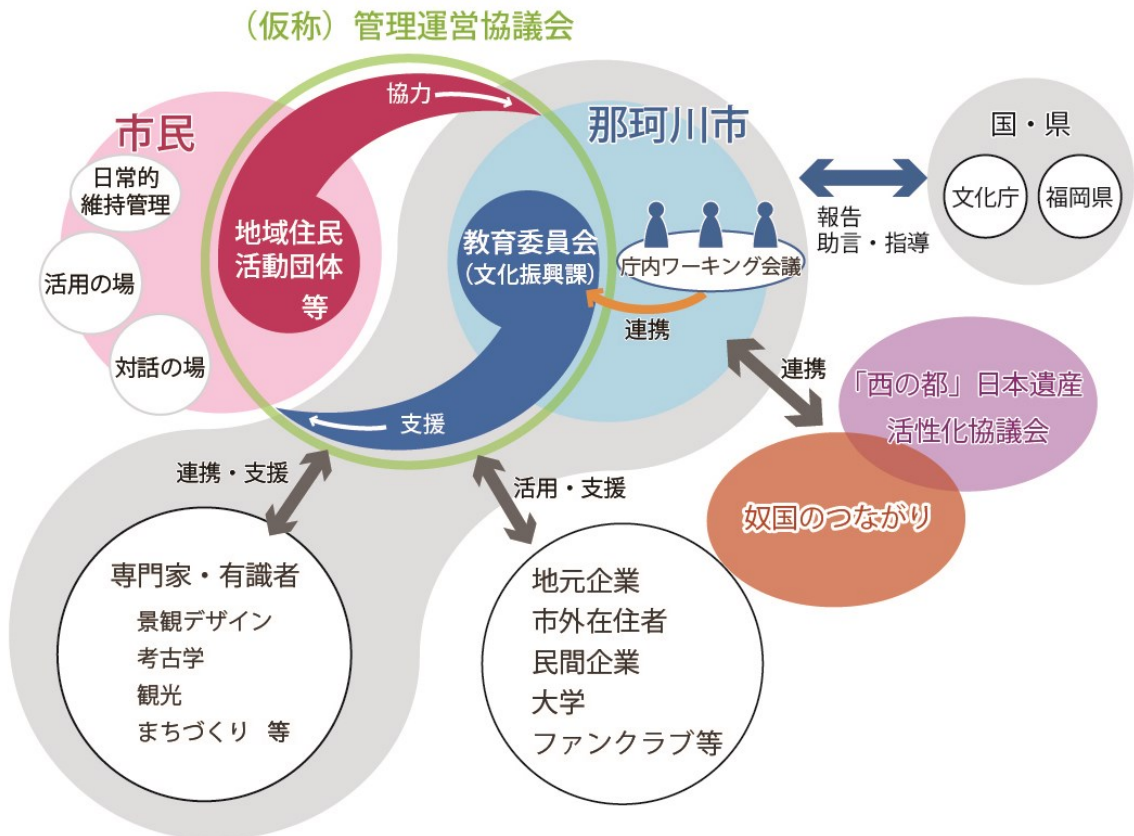


図9-1：運営・体制のイメージ

(2) 地域や市民の参画機会の創出

現在、日常的な維持管理を担う地権者の方々も、今後の高齢化により人的資源の不足が課題として顕在化してくことが予見される。そのため、共同管理体制や、地域外住民の管理体制への参画の可能性について検討を行う。

こうした協力体制を構築していくためには、事業の枠組みや運営プロセスに対する地域の理解とともに、地域の主体的な協働意欲の向上が必要不可欠である。そのためには、参加者が多様な意見を出し合い、情報を共有するとともに、相互理解を深めるような市民参加を主体とした対話の場を提供し、協議を進めていくことが重要である。

今後の参加者となる人等の想定について、すでに本史跡においてガイドや管理を行っている団体を「活動団体」、周辺エリアに住む人を「地域住民」、広く那珂川市内に住む人を「市民」、那珂川市外から訪れる人を「市外住民」、安徳台遺跡の土地をもつ人を「地権者」と定義する。市民・市外住民については、今後の新たな来訪コンテンツにより呼び込み、将来的には日常の維持管理や協議会等へ参加・協力する担い手となることをめざす。これにより、従来管理を担っていた農家に加え、活動団体やその他の参画者による組織の活動を強化していく体制を構築する。

さらに、市民の日常的な利用、教育の場での活用、イベント開催等、様々な場面での活用コンテンツの拡充を図り、多くの人々の主体的な参画を促す。具体的には、第2章2-5. 指定地の状況(8)活動団体でまとめた既存団体等との連携強化、小中学校を対象とした学習機会の提供、休日に参加できるイベントの開催等を企画し、その中で史跡の利用に関するルールについても設定を行う。

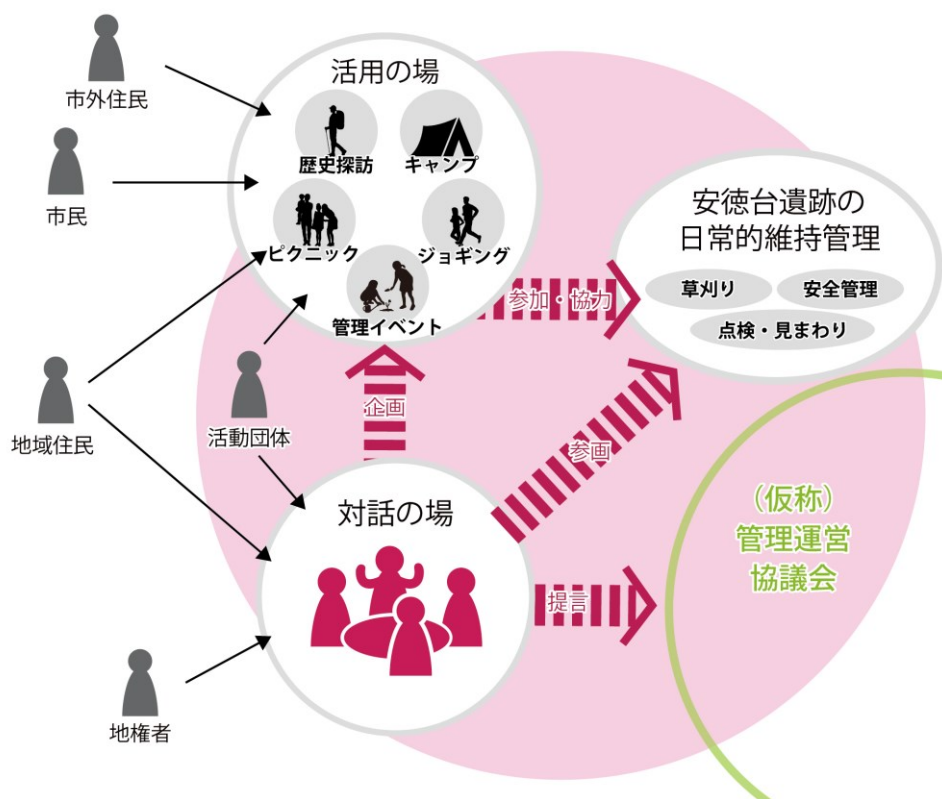


図 9-2：地域や市民の参画イメージ

(3) 庁内体制の強化

行政内部においては、文化財、都市計画、観光といった関係各課の庁内連携を図るものとする。下図に示すように、横断的な協議やワーキンググループの設置等、弾力的に事業対応が可能な組織づくりを行い、コミュニケーション・対話の機会を創出することで積極的な事業推進を実現していく。

一方で、文化振興課職員が通常業務の範疇を超えた事業のディレクションやマネジメントに従事することは難しいことが予見されることから、事業全般を推進する中心人材として、広く地域活性化の取り組みに関する知見やノウハウを有する外部人材を、ディレクターとして配置するといった人材登用方策についても、今後検討を実施していく。

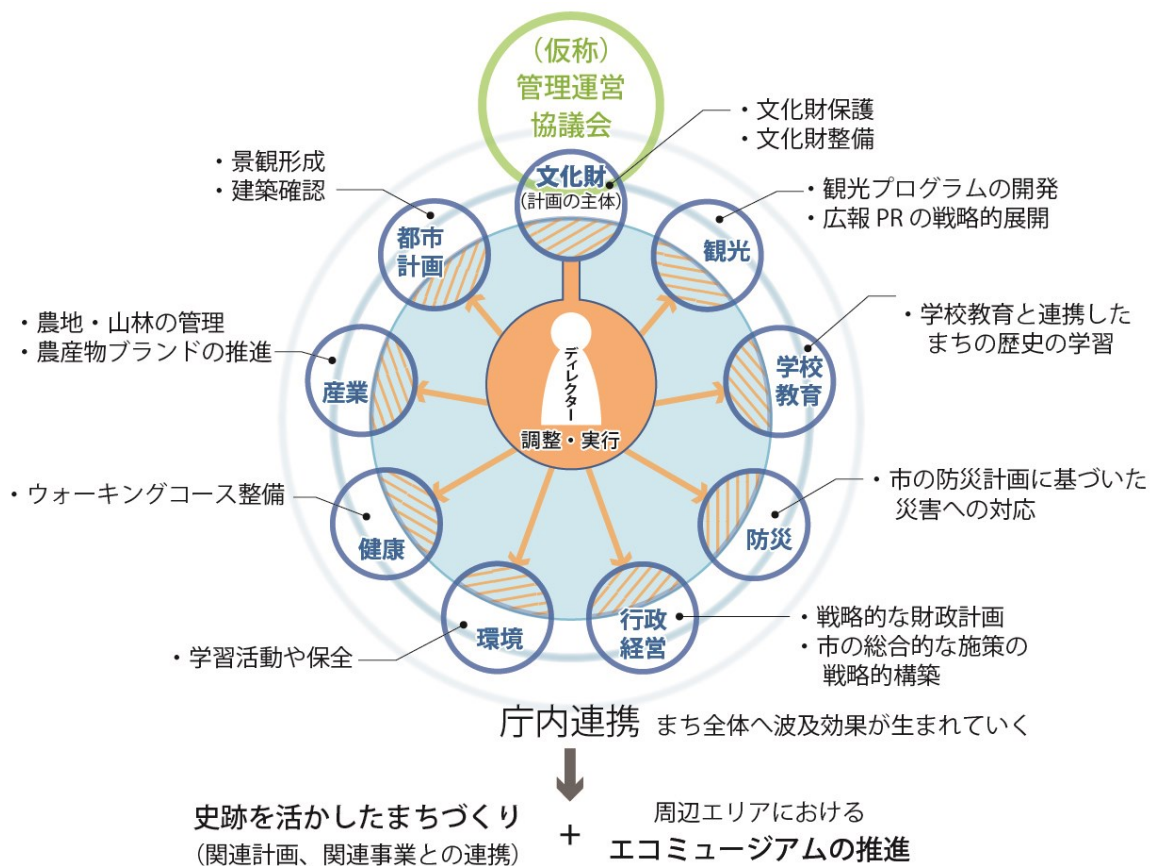


図9-3：庁内連携と人材登用のイメージ

(4) 調査研究体制の強化と構築

史跡の全容解明に向けての長期を見据えた調査・研究のために、技術職員の育成を行う。また、市だけでなく国・県や関係自治体や専門家・有識者等を含めた調査研究体制の構築を検討する。

(5) 周辺自治体との連携

日本遺産『古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～』の構成自治体との広域連携を基盤とし、まちづくりや観光の在り方についての体制構築を図る。

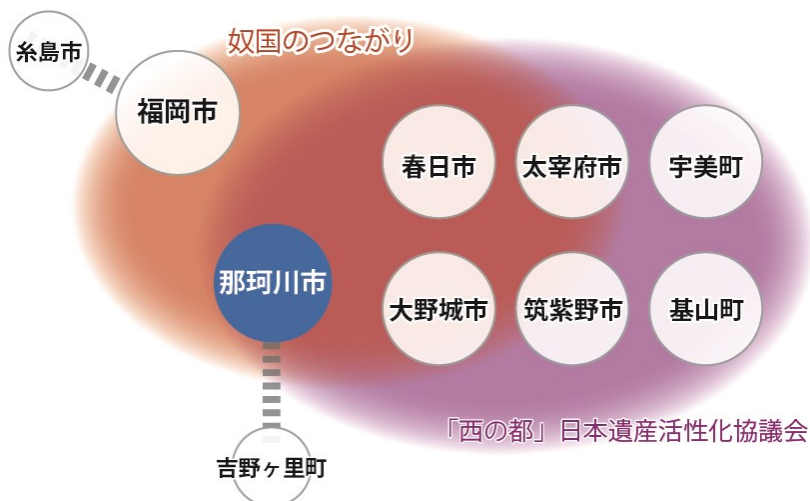


図 9-4：周辺自治体連携のイメージ

(6) 多様な参画の仕組みづくり

大学等の高等教育機関によるフィールドワークの場として、また、民間企業による事業支援や商工会、JAといった産業関連機関との連携等、様々な関係者が関わる多面的な展開を目指し、人材面、金銭面での史跡の活用に向けた協力体制の構築に努める。

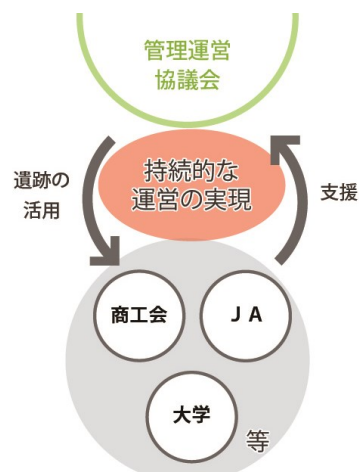


図 9-5：関係者が協議会へ参画するイメージ

(7) 資金調達の仕組みづくり

市外居住者を対象として、ふるさと納税の活用の拡充や、本史跡のファンクラブ制度に基づく寄付を募る仕組み等も含めて、資金調達の手法を確立させる。

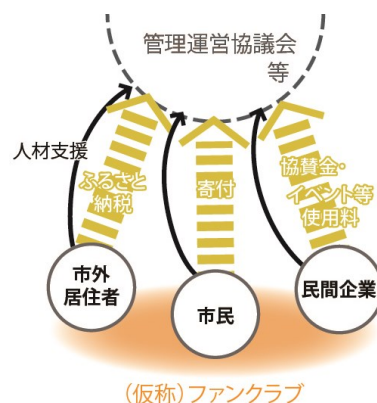


図 9-6：資金調達のイメージ

第10章 施策の実施計画の策定・実施

10-1. 実施項目

ここでは、第6章 保存管理、第7章 活用、第8章 整備、第9章 運営・体制の整備で示した方向性、具体的な方法等に基づき、実際の事業展開を見据えた施策として、表10-1にまとめる。

10-2. 実施期間、実施計画

本計画は、令和4（2022）年4月1日より施行し、計画期間は令和14（2032）年3月31日まで（10年間）としている。

なお、第1章で提示した通り、本計画の計画期間は10年であり、この10年間を短期と位置づけ、各年度における取り組みの実施期間を示している。

また、11年目以降での実施が想定される取り組みについては、中長期に位置付けている。特に中長期に位置付けた施策については、10年後に改訂を行う際に、具体的な年度ごとのスケジュールを含め、施策の実現に向けた検討を行うものとする。

表 10-1：施策一覧

施策		計画期間										中長期	
		R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 以降	
保存管理	第2種地区の追加指定	[実施]											
	史跡地における現状変更の確認・許可	[実施]											
	公有化検討（公有化計画、意向調査、事業化）	[実施]											
	管理施設（保護法第115条に記載のもの）の設置	[実施]											
	き損等に対する保存修理（軽微なもの）	[実施]											
	史跡地の周辺環境や景観の保全	[実施]											
	調査計画の策定	[実施]											
	植栽管理の推進（植生調査、管理計画、事業化）	[実施]											
	日常的な巡回や清掃、除草等	[実施]											
活用	史跡の公開（見学ルートの設定等）	[実施]											
	見学のためのルールづくり	[実施]											
	関係市町との広域活用に向けた連携	[実施]											
	現地説明会の実施・発掘調査状況の公開	[実施]											
	各種メディアによる情報発信	[実施]											
	シンポジウム等の開催	[実施]											
	学校教育との連携	[実施]											
	社会教育との連携	[実施]											
	出土遺物等の展示会の実施	[実施]											
	史跡に関するイベントの実施	[実施]											
	維持管理イベントの実施	[実施]											
	史跡をテーマにした商品開発	[実施]											
	史跡地内で収穫される農産品のブランディング	[実施]											
	多様な来訪コンテンツの充実による誘客促進	[実施]											
	整備	遺構保存のための造成及び排水処理の実施	[実施]										
		遺構保存のための樹木整理	[実施]										
斜面地の崩落等に対する対応		[実施]											
整備基本計画の策定（短期整備版）		[実施]										計画改定	
遺構の表現（復元等）		[実施]											
多様な展示の整備		[実施]											
往時の景観を創出するための樹木管理		[実施]											
サインの整備		[実施]											
便益施設の整備		[実施]											
運営・体制	管理施設の整備	[実施]											
	（仮称）管理運営協議会の設立・運営	[実施]											
	地域住民等を対象としたワークショップの開催	[実施]											
	連携体制の構築による体制強化	[実施]											
	多様な関係者、関係機関との連携	[実施]											
資金調達仕組み導入	[実施]												

第11章 経過観察

11-1. 方向性

本史跡の経過観察（モニタリング）は、史跡の状態を定期的に把握し、過去の保存管理の効果に対する評価や、管理方法の改善検討、今後の整備計画の策定に役立てるものである。さらに、今後の活用や整備、管理運営等については、その進捗状況を把握しながら次のステップに向けてフィードバックしていくために、経過観察を継続的に実施することが効果的である。

具体的な施策や評価項目については、引き続き検討を行うが、前項の表中にある施策を経過観察の対象項目とし、その評価項目及び頻度の例を示す。

なお、経過観察は、例示した評価項目に基づき実施するが、第5章において掲げた基本理念を常に念頭に置き、その将来像実現に向けた大きな方向性に齟齬がないか、またその理念に沿った事業実施が進められているかという視点に留意し行う。

11-2. 方法

経過観察については、表 11-1 に示す経過観察の結果を踏まえ、必要に応じて改善や検討を実施する。なお、管理団体である那珂川市が主体的に実施していき、(仮称)管理運営協議会の設置後については、市が収集、分析したデータを管理運営協議会と共有し、検証及び課題等の改善策の検討を行う体制を想定している。また、収集、分析したデータは計画の見直し時における基礎資料とする。

本計画は、10年を計画期間としており、第10章においても、10年の計画期間内に実施する施策を提示し、それ以降の長期に実施を想定する施策については、中長期事業として整理している。一方で、長期事業に位置付けられた施策についても、実施に向けた準備、分析等に関連する施策については、経過観察の中において実施すべき項目があることから、表中においては細分項目として設定を行っている。なお、「遺構の表現（復元等）」「往時の景観を創出するための樹木管理」については、10年の計画期間において、準備等を含めた施策の実施を想定していないため、評価項目を設定していないが、参考という取り扱いで表中には記載している。

さらに、今後、地権者を含む地域住民及び市民の意見を継続的に取り入れる機会を設けることで、管理団体としての市が主体的に具体的な取り組みの実現を目指していくことの意義を共有していく。

表 11-1：経過観察一覧表

	施策	評価項目	頻度
保存管理	第2種地区の追加指定	進捗状況	年1回確認
	史跡地における現状変更の確認・許可	届出件数	年1回確認
	公有化検討（公有化計画、意向調査、事業化）	進捗状況	年1回確認
	管理施設（保護法第115条に記載のもの）の設置	設置実績	年1回確認
	き損等に対する保存修理（軽微なもの）	対応件数	年1回確認
	史跡地の周辺環境や景観の保全	進捗状況	年1回確認
	調査計画の策定	策定実績	年1回確認
	植栽管理の推進（植生調査、管理計画、事業化）	進捗状況	年1回確認
	日常的な巡回や清掃、除草等	実施回数	年1回確認
活用	史跡の公開（見学ルートの設定等）	公開回数	年1回確認
	見学のためのルールづくり	使用状況	年1回確認
	関係市町との広域活用に向けた連携	協議回数	年1回確認
	現地説明会の実施・発掘調査状況の公開	実施回数	年1回確認
	各種メディアによる情報発信	広報回数	年1回確認
	シンポジウム等の開催	開催実績	計画改定時
	学校教育との連携	実施回数	年1回確認
	社会教育との連携	実施回数	年1回確認
	出土遺物等の展示会の実施	開催実績	計画改訂時
	史跡に関するイベントの実施	開催実績	年1回確認
	維持管理イベントの実施	開催実績	年1回確認
	史跡をテーマにした商品開発	進捗状況	年1回確認
	史跡地内で収穫される農産品のブランディング	進捗状況	年1回確認
	多様な来訪コンテンツの充実による誘客促進	進捗状況	年1回確認
	整備	遺構保存のための造成及び排水処理の実施	整備実績
遺構保存のための樹木整理		整備実績	実施年度又は計画改訂時
斜面地の崩落等に対する対応		整備実績	実施年度又は計画改訂時
整備基本計画の策定（短期整備版）		策定実績	実施年度又は計画改訂時
遺構の表現（復元等）		—	—
多様な展示の整備		整備実績	実施年度又は計画改訂時
往時の景観を創出するための樹木管理		—	—
サインの整備		整備実績	実施年度又は計画改訂時
便益施設の整備		整備実績	実施年度又は計画改訂時
管理施設の整備	整備実績	実施年度又は計画改訂時	
運営・体制	（仮称）管理運営協議会の設立・運営	進捗状況	年1回確認
	地域住民等を対象としたワークショップの開催	実施回数	年1回確認
	連携体制の構築による体制強化	進捗状況	年1回確認
	多様な関係者、関係機関との連携	進捗状況	年1回確認
	資金調達の仕組み導入	進捗状況	年1回確認

資料編

目次

1：文化財保護法（抜粋）	1
2：文化財保護法施行令（抜粋）	9
3：官報告示（抜粋）	13
4：検討委員会の結果のまとめ	17
5：地権者・住民からの意見聴取の結果のまとめ	21
6：ポスターセッションの結果のまとめ	26
7：関連資料一覧	30
8：関連遺跡資料一覧	30

1：文化財保護法（抜粋）

施行日：令和三年六月十四日（令和三年法律第二十二号による改正）

第一章 総則

（この法律の目的）

【第一条】

この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

【第二条】

この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
 - 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
 - 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
 - 四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
 - 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
 - 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
- 2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五百三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定（第九条、第十條、第十二條、第二十二條、第三十一条第一項第四号、第五百三条第一項第十号及び第十一号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

【第三条】

政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

【第四条】

- 一 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
- 二 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。
- 三 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（略）

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

【第九十二条】

土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

【第九十三条】

土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

【第九十四条】

国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

【第九十五条】

国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(略)

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

【第百九条】

文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

【第百十条】

前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

【第百十一条】

文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

(解除)**【第一百十二条】**

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)**【第一百十三条】**

史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

【第一百十四条】

前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

【第一百十五条】

第一百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第一百三十三条の二第一項を除く。）及び第八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

【第一百十六条】

管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

【第百十七条】

管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

【第百十八条】

管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

【第百十九条】

管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

【第百二十条】

所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第一百五十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第一百五十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

【第百二十一条】

管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

【第百二十二条】

文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

【第百二十三条】

文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
 - 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でない認められるとき。
- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)**【第二百二十四条】**

国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)**【第二百二十五条】**

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)**【第二百二十六条】**

前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)**【第二百二十七条】**

史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)**【第二百二十八条】**

文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

【第二百二十九条】

管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

【第二百二十九条の二】

史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 第八十三條の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三條の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
 - 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

【第二百二十九条の三】

前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

【第二百二十九条の四】

第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第五十三條第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五條第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)**【第二百二十九条の五】**

文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)**【第二百二十九条の六】**

文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)**【第二百二十九条の七】**

都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)**【第三百十条】**

文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

【第三百十一条】

文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
 - 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
 - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
 - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(略)

2：文化財保護法施行令（抜粋）（昭和50年9月9日政令第267号）

最終改正：平成三十一年一月三十日（平成三十一年政令第十八号）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

【第五条】

次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

- 一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第一百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
 - 二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）
 - 三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法八十五条において準用する場合を含む。）及び八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限り。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
 - 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
 - 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。
 - 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。
 - 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
 - ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
 - 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみ

である場合に限る。)

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十一条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第一百五十一条第一項（法第二十条及び法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る

法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

(認定市町村の教育委員会が処理することができる事務)

【第六条】

法第八十四条の二第一項の規定により認定市町村（法第八十三条の三第五項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを除く。以下この条及び第八条において同じ。）の教育委員会（当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。）が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

- 一 前条第三項第一号及び第三号に掲げる事務（同項第一号イ及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限る。）
- 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。）
- 2 法第八十四条の二第一項の規定により認定市町村である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該町村の長。以下この項において同じ。）が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。
 - 一 次に掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 前条第四項第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等（認定市町村である町村の区域（管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この号において「認定町村の特定区域」という。）内において行われる場合に限り、同項第一号イからチまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）
 - ロ 前条第四項第一号ヌに掲げる現状変更等（当該現状変更等を行う動物園又は水族館が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。）
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を認定市町村である町村の教育委員会（当該管理計画が認定町村の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該町村の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。以下このハ及び第九項において同じ。）における現状変更等（当該指定区域が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。）
 - 二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 3 文化庁長官は、法第八十四条の二第一項の規定により前二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定市町村の教育委員会がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該認定市町村の属する都道府県の教育委員会（前条第三項又は第四項の規定によりその事務の全部又は一部を行つているものに限る。）に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならない。

- 4 認定市町村の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。
 - 5 文化庁長官は、法第百八十四条の二第一項の規定により第一項又は第二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならない。
 - 6 前三項の規定は、前項の規定に基づき告示された事務の内容若しくは当該事務を行うこととした期間を変更し、又は当該事務を認定市町村の教育委員会が行わないこととする場合について準用する。
 - 7 第五項に規定する場合においては、法の規定中同項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に基づき告示された事務に係る文化庁長官に関する規定は、特定認定市町村（法第百八十四条の二第一項の規定により当該事務を行うこととされた認定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育委員会に関する規定として特定認定市町村の教育委員会に適用があるものとする。
 - 8 第五項の規定に基づき告示された期間における当該特定認定市町村の属する都道府県の教育委員会についての前条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「属する事務」とあるのは「属する事務（次条第五項の規定に基づき告示された事務を除く。）」と、同条第六項及び第七項中「市の」とあるのは「市又は次条第七項に規定する特定認定市町村である町村の」とする。
 - 9 前条第八項の規定は、第二項第一号ハの規定による指定区域の指定について準用する。
- (略)

○那珂川市が安徳台遺跡の管理団体に指定された際の官報を以下に掲載する。

令和元年 10月 10日 木曜日 官 報 第 109 号

○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令
(内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛)

〔告 示〕

○山村振興法に基づく産業振興施策促進事項について同意した件
(総務・農林水産・国土交通一八)

○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件 (文化庁一二〇一四)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する登録試験検査機関の登録事項を変更した旨の届出があった旨を公示する件
(厚生労働一四三)

○肥料を登録した件
(農林水産一一三三三)

目次

〔府令・省令〕

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

明治三十五年三月三十一日 日刊 (行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可

令和元年 10月 10日 木曜日 官 報 第 109 号 2

名 称	指 定 告 示	下 欄
上人壇庵寺跡	昭和四十三年文化財保護委員会告示第三十四号、昭和五十七年文部省告示第八十八号、平成十二年文部科学省告示第六十九号及び平成三十一年文部科学省告示第二十六号	須賀川市 (福島県) 地方公共団体名
棚倉城跡	平成三十一年文部科学省告示第二十号	棚倉町 (福島県)
下寺尾西方遺跡	平成三十一年文部科学省告示第二十号	茅ヶ崎市 (神奈川県)
城の山古墳	平成三十一年文部科学省告示第二十号	胎内市 (新潟県)
船来山古墳群	平成三十一年文部科学省告示第二十号	本巢市 (岐阜県)
勝山御殿跡	平成三十一年文部科学省告示第二十号	下関市 (山口県)
安徳台遺跡	平成三十一年文部科学省告示第二十号	那珂川市 (福岡県)

○文化庁告示第十二号
文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号) 第一百三十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。
令和元年十月十日
文化庁長官 宮田 亮平

○安徳台遺跡が国の史跡に指定された際の官報を以下に掲載する。

1 令和3年3月26日 金曜日 官報 (号外第70号) (2分冊の1)

○地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針の一部を改正する告示
(総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通)

○奄美群島振興開発特別措置法施行令の規定により事業を指定する告示の一部を改正する件
(総務・農林水産・国土交通七)

○離島振興法の規定に基づき、離島振興対策実施地域の一部を解除する件
(同八)

○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等を指定する件の一部を改正する件(外務一〇〇)

○史跡に指定する件(文部科学四四)

○名勝に指定する件(同四五)

○天然記念物に指定する件(同四六)

○特別史跡に地域を追加して指定する件(同四七)

○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件(同四八)

目次

○史跡に地域を追加して指定する件(同四九)

○名勝及び史跡に地域を追加して指定する件(同五〇)

○記念物を登録記念物に登録する件(同五一)

○登録記念物を抹消する件(同五二)

○重要文化的景観に選定する件(同五三)

○重要文化的景観に地域を追加し、名称を改める件(同五四)

○学校教育法第三十四条第二項に規定する教材の使用について定める件の一部を改正する件(同五五)

○種畜の等級の判定基準を定める等の件の一部を改正する告示
(農林水産四一九)

○肥料を登録した件(同四二〇)

○高速自動車国道に関する件
(国土交通二三五、二四〇)

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件
(同二四一)

○砂防法第二条の土地を指定する件
(同二四二、二四四)

○建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示
(同二四六)

○汚染土壌処理業に関する省令第四条第一号トの規定に基づく環境大臣が定める自然由来等土壌構造物利用施設に係る事業場からの自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置の一部を改正する件(環境二二)

○国立公園の公園事業を決定する件
(同二二)

(号外)
独立行政法人国立印刷局

15 令和3年3月26日 金曜日 官報 (号外第70号)

安徳台遺跡	平成三十一年文部科学省告示第二十号	福岡県那珂川市大字安徳字上ノ原	同 字 敷ノ向 同 字 ハブ 同 字 前	<p>四一六番二</p> <p>二四八番、二五〇番、二五三番一、二八五番一</p> <p>三四八番、三四九番三、四一〇番</p> <p>七六九番のうち実測三八・七五平方メートル、八〇〇番</p> <p>備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県文化財担当部局及び那珂川市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。</p>
安徳大塚古墳	平成二十八年文部科学省告示第四十八号	福岡県那珂川市大字安徳字大塚	同 大字下梶 同 大字大塚 同 大字仲字炭焼	<p>一三〇番一、一三三のうち実測一八〇・一〇〇平方メートル、一四〇番六、一四三番二、一六五番一、一六六番九一</p> <p>一〇七番一のうち実測八七〇・二六平方メートル</p> <p>備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を鳥根県文化財担当部局及び出雲市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。</p>
				<p>備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県文化財担当部局及び那珂川市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>方メートル、三七四六番のうち実測三六三・七七平方メートル、三七四七番のうち実測九三二・〇〇平方メートル、三七四八番、三七四九番、三七五〇番のうち実測五一・六七平方メートル、三七五一番のうち実測一四・一六平方メートルのうち実測一右の地域に介在する道路敷を含む。</p>

○文部科学省告示第四十九号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第九十九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。
令和三年三月二十六日
文部科学大臣 萩生田光一

4：検討委員会の結果のまとめ

○第1回庁内検討委員会

- 会議名称：第1回那珂川市文化財保存活用計画策定検討委員会
- 開催日：令和3年3月31日（水）13:00～15:00
- 場 所：那珂川市役所
- 概 要：本計画の概要を説明後、各課の立場から保存活用へのアイデアをトークセッション形式で自由に話し合った。



検討委員会の様子



ワークシート

■参加者からの意見（抜粋）

①質問事項

- ・全国の類似の遺跡ではどんな活用がされているのか教えてほしい。
- ・公有化されていない安徳台に個人的に遊びに行っているものか、ルールがわからない。
- ・民間資金を活用した事例や国の補助等について知りたい。

②現状・課題

- ・ウォーキングコースの安全性・快適性にかけている。
- ・駐車場やトイレの周辺整備をする必要がある。
- ・観光・消費のしくみにつながない。
- ・長期的には財政難も見越しておく必要がある。

③活用のアイデア

- ・地質観察会・ウォーキングイベント
- ・「自然都市」をめざすため原風景・最低限の整備
- ・小学校への周知・シビックプライド醸成

■ 当日配布資料（抜粋）

資料1 本史跡の概要と価値

国史跡安徳台遺跡保存活用計画 第1回庁内検討委員会 資料3

(1) 本史跡の基本的なデータ

- **どんな遺跡？**
標高約60mの台地一帯に所在し、弥生時代の集落と墳墓が確認されている。集落からは弥生時代中期前半から後期初葉までの竪穴建物130棟が確認されている。また、弥生時代以降も、古代の建物跡や、中世の居跡などが見つかった。
- **何が発見された？**
弥生時代最大級の直径15m程度の竪穴建物、中国大陸や朝鮮半島の集団とつながりがあったことを示す遺物が検出。また、人骨が遺存し、DNA鑑定が行われる等、人類学的成果も得られている。
- **何がすごい？**
福岡平野すなわち「双国」に比定されている地域の拠点集落の様相を知ることができ、「双国」を構成する首長階級の階層分化の実態を知ることができるという点。また、弥生時代以来の景観をとどめている稀有な事例である。
- **基本データ**
遺跡の種類 史跡 指定年月日 平成31年2月26日(追加指定 令和2年 月 日)
指定面積 183,962.67㎡ (追加指定 4,300.75㎡)
指定基準 一、貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡

(2) 本史跡の価値

A. 史跡の本質的価値

- 本史跡は、福岡平野における弥生時代中期の集落及び墓場の変遷を伝える遺跡
- 『魏志倭人伝』に記載のある「双国」に比定されている地域の縁辺部にあたる
- 遺構、遺物から、「双国」の領域における拠点集落の様相を、提督墓の副葬品の内容からは、「双国」を構成する首長階級の階層分化の実態を知ることができる
- 北部九州地域における弥生時代の社会の在り方を知る上で極めて重要

B. 本質的価値に準ずる価値

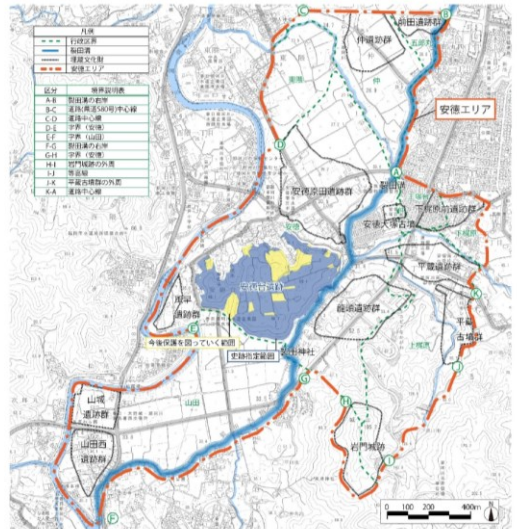
- 古墳時代、飛鳥・奈良時代、室町時代のそれぞれに比定される遺構が検出
- 複数の時代における本史跡地の好地条件を立証するうえでの重要な価値

C. 副次的価値

- 農地を主体とした土地利用がなされてきたこと、市民にとっての原風景として認知されてきたこと
- 今後の保存整備により、新たな活用による付加価値が期待されること
- 考古学上の価値に対して、副次的な意味を有する価値として位置づけが可能

(3) 安徳エリアについて

本計画では、本史跡が築造された当時の風景を今に残し、史跡らしい景観を形成する範囲、及び周辺の安徳大塚古墳（那珂川市初の国史跡）、安徳原田遺跡群、製田溝（日本遺産に追加選定）等と一体となり、縄文時代から中世にかけての歴史の流れが見える風景を形成する範囲を「安徳エリア」と定義し、史跡と一体となった景観の保全や活用を図っていく。



- **安徳台エリアとしての取り組みイメージ**
・エコミュージアムの実現に向けた施策展開（ルート整備、プログラム開発 等）
・歴史的風致を維持、向上するための景観コントロールの実施 等

資料2 保存活用に向けた課題と将来イメージ（素案）

(1) 保存活用に向けた課題

- 1 保存管理**
- 遺構に対するルールの周知が必要⇒検知用の土坑掘削等による影響
 - 耕作放棄地の拡大+所有者の高齢化⇒維持管理が行き届かないエリアの拡大
 - 台地上の閉鎖された空間、危険生物の存在⇒将来的な活用における安全性の欠如
 - 縁辺部の斜面地における樹林竹林の繁茂⇒地下の遺構への影響拡大
 - 斜面地の崩落⇒遺構の保存、周辺の安全性に対する脅威
 - 飛び地のような未指定地の残存⇒地権者に対する合意形成の必要性
 - 指定地のほぼすべてが未公有地、全体面積も広い⇒長期期間を要する公有化
 - 遺跡の全容解明に向けた調査研究が必要⇒未確認エリアが多く残る
- 2 活用**
- 斜面樹林に囲まれている⇒外から史跡の存在を認識することが困難
 - 誘導サインや開設サインなどがほぼ未整備⇒史跡への訪問が困難。来たとしても解説が不足
 - 未公有地、未指定地点が存在している⇒まとまったエリアを前提とした活用展開が困難
 - Web等のメディアを活用した情報発信が不十分⇒情報を求めているユーザーに届かない
 - 来訪のきっかけをつくるための機能がない⇒歴史に興味のない人はそもそも来ない
 - 広大な面積（約10ha）を有する⇒活用を提供するエリアを絞るなどの戦略が必要
- 3 整備**
- 地下遺構を確実に守るための保護層を含めた保存措置が必要
 - これまで遺構により守られてきた土地利用に対する新たな整備が必要
 - 史跡の価値に響きを与える植生の整備が必要
 - 史跡の情報を伝えていくためのサイン等の整備が必要
 - 安全性の確保のための整備が必要
 - 視線的整備も視野に入れた整備計画の検討が必要
 - 整備に係る事業コストに加え、その後の維持管理コストについても持続性の担保が必要
 - 史跡までのアクセスを支える誘導サインや、駐車スペースの確保といったインフラ整備が必要
- 4 運営体制**
- 本史跡に対する市民の認知度不足⇒情報を伝えていく広報戦略の欠如
⇒多世代が興味を持つプログラム等による市民への周知
 - 異なるステークホルダーの存在⇒効果的な合意形成と周知のプログラムが必要
 - 市が進める史跡の保存活用事業と各種団体の活動との連携が必要
 - 史跡整備に向けた事業計画と事業実施時における体制構築が必要
 - 史跡の活用整備からまちづくりへと展開する将来イメージが必要

(2) 将来イメージ（素案）

『弥生の風景＝にぎわい』の再生と創出に向けて

- 1 弥生時代に多くの人々が集い交わるなかで形づくった風景を保全し再生する**
- 恐らくこの地において、最もにぎわいを持って人の営みが形成されていた時代が弥生時代であろう。多くの弥生人が暮らし、この地で一生を終え、その営みは子や孫へと受け継がれていった。
 - 人が集うという行為を促進するために、往時と変わらぬ風景の基盤と価値を語る職能を守る必要がある。それは特徴的な地形が作り出す開揚感や空間の水平方向への拡がりであり、地下に眠り続ける営みを証明する遺構や遺物である。これらの要素を守り再生していくための取組みが、本史跡の将来イメージを実現していくためのスタートとなる。
- 2 多様なニーズに支えられた新たな活動によるにぎわいを創出する**
- とはいえ、この場所にまだ多くの人々が暮らすことによりにぎわいを創出することは、現実的ではない。であれば、仮想的であっても、人々が集い、新しい暮らしの風景が形成されていくことを目指していきたい。
 - 市民の日常的な利用においては、老夫婦の散歩の場面や子ども連れの家族がシートを広げランチを楽しむ場面が展開する。また、ある休日には、青空マルシェに多くの来訪者が訪れる場面や、週末の夜に、住居跡エリアに無数に張られたテントから漏れる灯りが、往時の風情を醸し出す風景などが徐々に増えていく。
 - この場所に訪れ、時間を過ごす意味を付け加えていくことにより、新しい暮らしの風景を創出していく。
- 3 にぎわいを通して弥生の風景と史跡の価値に触れ理解する**
- この場所を訪れた人たちは、ここが弥生の遺跡であることを知り、学び、理解する。様々な手法を用いて、地下に眠る記憶を呼び起こし、それを人々に伝えていく。その本質的な価値の理解は、自分たちが育ち育った、那珂川というまちに対する誇りを醸成していく。
 - そして、本史跡が所在する「安徳」という場所に傾斜する時間、すなわち歴史重層性への気づきへとつながり、史跡を活かしたまちづくりの担い手が育っていくことを目指していく。

○第2回庁内検討委員会

■会議名称：第2回庁内検討委員会

■開催日：令和3年10月18日（月）15:00～17:00

■場 所：那珂川市役所

■概 要：本計画の進捗と具体的な活用事例について説明後、各課の立場から保存活用方法の可能性についてトークセッション形式で意見を出し合った。



検討委員会の様子

■参加者からの意見（抜粋）

①具体的な活用方法について

- ・小学生は、現在一人一台タブレットを持っているので、VRには可能性を感じたが、ごはんを食べたり遊んだりする場所がないように感じる。
- ・健康増進のためのウォーキングの付加価値として活用できていくように思った。
- ・動植物観察に活用ができそう。地形・地質に詳しい方の伝記があれば協力お願いしたい。
- ・キャンプもよいが、車で入れないのが厳しいと感じる。

②資金調達について

- ・現状、ふるさと納税の使用目的の1つに自然と歴史に触れ合う場の整備という項目を設けているが、子育て関連への割り当てが多く、文化財にはあまり使えていない。

③行政連携・体制について

- ・都市計画マスタープランに「安徳大塚古墳周辺では、田園と一体となった景観を保全・整備するため、景観法に加えて歴史まちづくり法の活用を検討する」と書いており、方向性は合致する。
- ・建物については土地収用法で例外が認められるが、農用地の手続きには1年ほどの時間がかかる。農地を持つ方や地権者との合意形成はとれそうか？この地区は地権者の子ども若い世代も多い。
- ・今後仮に周知されて、新たな森林整備団体もやりたいと言われた時、地域に根差していない団体の場合の摩擦が生じることが懸念される。

■ 当日配布資料（抜粋）

第2回 那珂川市 文化財保存活用計画策定 検討委員会

2021年10月18日 15:00～

(3) 具体的な活用・資金調達・運営体制の事例について

活用・運営体制（事例）

- ITガイドシステム
- 史跡公園・イベント活用
- ボランティアによる史跡の保存・管理・運営

資金調達方法（手法・事例）

- ふるさと納税
- クラウドファンディング
- イベント協賛
- 民間活力導入

活用・運営体制

■ ボランティアによる史跡の保存・管理・運営

事例：地蔵田遺跡（秋田県秋田市）

史跡の保存・管理・運営に、市民団体・ボランティアが積極的に参加。

【特徴】
平成11年度整備基本構想「地蔵田遺跡手作り整備プラン」にて整備段階から市民参加を募った。
平成13年～27年度までに約3000人が参加し、以下の事業を実施。

- ・愛称「御所野 弥生っこ村」の選定
- ・デザイン協力（誘導板、キャラクター等）
- ・林間道づくり、ベンチづくり、植生の復元
- ・竪穴住居の手づくり復元、木柵の復元 など

ボランティアによる維持管理作業

実施しているイベント

6 参考：史跡等・主要文化的景観マネジメント実施事業報告書P10

活用・運営体制

■ ITガイドシステム

事例：三内丸山遺跡（青森県青森市）

埋蔵された縄文時代の遺跡の価値を分かりやすく伝える
屋外と館内で使えるITガイドシステム

【特徴】
屋外ではGPSで自動でVRが作動し、紀元前2900年の様子が見れる
館内では解説を聞きながら、普段見れない出土品の内側を見ることが出来る

端末は日本語、英語、中国語（簡体字）、台湾語（繁体字）、韓国語、タイ語に対応

VRでの復元映像

VR体験の様子

出土品の映像

4 参考：先端技術による文化財活用ハンドブックP9 <https://sanninmuryama.oref.acnort.jp/information/it-guide/>

(3) 具体的な活用・資金調達・運営体制の事例について

活用・運営体制（事例）

- ITガイドシステム
- 縄文時代の史跡公園・イベント活用
- ボランティアによる史跡の保存・管理・運営

資金調達方法（手法・事例）

- ふるさと納税
- クラウドファンディング
- イベント協賛
- 民間活力導入

8

資金調達方法

■ ふるさと納税

手法③使い道：寄付金の使い道に文化財活用を入れる

寄付金の使い道2項目の中で、文化財関連で2項目を設けている。

国指定史跡「福山城跡」の復元・整備に活用
2019年10月までの寄附額 137件 約1,029万円

国指定重要伝統的建造物群保存地区「福山市鞆町伝統的建造物群保存地区」の保存管理に活用
2019年10月までの寄附額 422件 約1,726万円

12 参考：<https://www.fukuoka-tac.jp/kyu/seisan/24307/> 文化財保護のための資金調達ハンドブックP16

資金調達方法

■ イベント協賛

事例：舞鶴公園（福岡市）

史跡地でキャンプイベント
FUKUOKA MACHI CAMP PARTY

主催：嘉穂無線株式会社 グッデイ
協賛：公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会
後援：福岡市
2015年～2019年開催
自転車販売社、飲食店、生活必需品関連メーカーなどの協賛実績あり

【コンテンツ】キャンプ（税込40組、サイト料1人1万円、手ぶらキャンプセット1万円）
ナイトツアー・朝日・福岡城ナイトツアー・福岡城の夜ふけ体験・カーラントづくりワークショップ

【参考情報】2019年は同日に、隣接する海邊館広場にて「アウトドアデザイン展（福岡2019）」開催。アウトドアメーカーから特別協賛でキャンプセットを貸出。

17 <https://ar-files.jp/fukuokamachicampparty2016.html>

資金調達方法

■ 民間活力導入

事例：安満遺跡公園（大阪府高槻市）

民間力を活かした公園の管理運営

【指定管理者】
安満遺跡公園パートナーズ
・西武遠園株式会社（代表企業）
・株式会社ワールドインテック（構成企業）
・株式会社地域環境計画（構成企業）

【公園運営組織】

【ネーミングライツ】
公園施設の命名権を募集。得られた収入を運営・管理に活用。

【寄付・募金】
市民や企業からの寄付で、ベンチを設置。

15万円/基 10万円/基

18 参考：市民力・民間力を活かした安満遺跡公園の管理運営（大阪府高槻市）

5：地権者・住民からの意見聴取の結果のまとめ

○第1回 安徳台遺跡の保存活用を考える 地域座談会

- 開催日：令和3年3月31日（水） 10:00～12:00
- 場 所：安徳公民館
- 参加者：16名（安徳地域住民）
- 概 要：本計画の概要を説明後、計画書策定全般の質問や、安徳台の将来像・ターゲット・要望について座談会形式で話し合った。
- 参加者からの意見（抜粋）



第1回座談会の様子

- ・これまで地元はボランティアで草刈りなどの維持管理を行ってきた、さらに活用を意識した維持管理を行うための肥料代や種子代などの費用を一部負担してもらえないか。
- ・営農している人の高齢化が進んでいることもあり、土地買収を早く進められないか。
- ・近郊の人が遊びに来るような場所にしてほしい。照明や案内看板を設置するなど、安心・安全にジョギングなどでもできるような整備をしてほしい。
- ・地元のルールをつくり、来訪者にそのルールを守ってもらえるような周知が大事。
- ・利用者の導線と営農している人の生活動線が重なることによる弊害もあるので、それぞれ専用の登り口・通路を設けてほしい。

■当日配布資料

安徳台遺跡の保存活用を考える地域座談会 第1回

令和3年3月31日 10:00～
会場：安徳公民館

●どんな遺跡？
標高約60mの台地一帯に所在し、弥生時代の集落と墳墓が確認されている。集落からは弥生時代中期前葉から後期初葉までの竪穴建物130棟が確認されています。また、弥生時代以降も、古代の建物跡や、中世の居館跡などが見つかっています。

●何が発見された？
弥生時代最大級の直径15m程度の竪穴建物、中国大陸や朝鮮半島の集団とつながりがあったことを示す遺物が検出されました。また、人骨が遺存し、DNA鑑定が行われる等、人類学的な成果も得られています。

●何がすごい？
「畝国」（現在の福岡平野）と呼ばれる当時の「クニ」における、地域の拠点集落の様相を知ることができ、「畝国」を構成する酋長階級の階層分化の実態を知ることができるという点です。また、弥生時代以来の景観をとどめている稀有な事例でもあります。

●基本データ

遺跡の種類	史跡	指定年月日	平成31年2月26日（追加指定 令和2年 月 日）
指定面積	183,962.67㎡	（追加指定	4,300.75㎡）
指定基準	一、貝塚、集落跡、古墳その他の類の遺跡		

安徳台遺跡を守っていくためにやるべきこと

- ①守るためのルールづくり
- 何を守っていく必要がありますか？ 「遺跡はもちろん、「風景は？」、「農業は？」
 - それをどうやって守っていきますか？ 「掘らなければ守れる？」、「風景はどうやって守る？」
 - 守ったものは誰に伝えていきますか？ 「子どもや孫に世代」、「新しい市民」、「市外の人たち」
- ⇒皆さんが使い続けてきたことも、史跡を守ることにつながっています。
- ②時間がかかる史跡の整備
- 18万㎡を超える広大な面積を有しており、これから追加指定、公有化、そして整備に至るまでは長い時間がかかることが予想されます。
- ⇒優先順位をつけながら（どこを整備する、何から整備する）取り組む必要がある。
- ③仲間を増やしていくために
- 色々な人を巻き込みながら、守りの手を継承していく ⇒誰を巻き込んでいく？
- ⇒そのためには、もっと知ってもらわなければならない。もっと語ってもらわなければならない。

安徳台遺跡をもっと楽しむためにやるべきこと

●史跡の活用事例

古武高木遺跡「やよいの風公園」
古武高木遺跡は、西に新山山、東に室見川を望む地に営まれた弥生時代の大規模な遺跡です。秋のコスモスをはじめ、子どもたちを対象としたイベントなどを定期的に開催しており、普段は多くの市民の利用で賑わっています。

稲田城跡・鴻巣遺跡「舞鶴公園」
舞鶴公園には、古代の外苑施設である鴻巣遺跡である鴻巣遺跡が所在しています。福岡市都市部の広大なオープンスペースとしての利用や、近年では様々な集客イベントも開催され、新たな利用者も呼び込んでいます。

⇒安徳台遺跡がどんな場所になったらいいか？
⇒安徳台遺跡に来てほしい人は誰ですか？
⇒時間をかけて整備していく中で、地元のみならず「寝むこと」と「できること」は？

安徳エリアは歴史のタイムカプセル

数多くの遺跡が所在する史跡地周辺「安徳エリア」は、いわば地域全体が歴史のタイムカプセルであり、いくつもの価値を有していると考えます。

①畝国から古代国家形成、そして現在へと至る歴史重層性が織りなす複数のストーリー
②「畝田溝」の日本遺産への追加認定による、古代日本の「西の都」との連携
③この地に生きる人々の不変の営みを示す文化的景観を支えている農と自然の風景
④市民一人ひとりが実感できる「ふるさとへの誇り」の拠り所となる歴史・文化

○第2回安徳台遺跡の保存活用を考える地域座談会

■開催日：令和3年6月8日（火）13:00～15:00

■場 所：安徳公民館

■参加者：7名（安徳地域住民）

■概 要：主に営農について、必要な行為や日頃の作業、今後の営農意欲についてヒアリング及び意見交換を行った。

■参加者からの意見（抜粋）

- ・（みかん、柑橘系の植替えについて）現状維持での栽培のみ。積極的な植替えは行っておらず、枯れてから新しい苗木を植える。伐根は労力がかかる。新しい苗木を植える場合、掘削は20～30 cm程必要。
- ・（畑作物の栽培について）現在、ゴボウは作っておらず、長イモを栽培している所がある。栽培するには30～40 cm程掘る必要があるが、土を盛って栽培しているので、実質20 cm程の影響になっている。
- ・（付帯設備等に関して）仮設トイレは地面に置いてロープ固定のみしている。台地奥の倉庫は使用中で、ミカンかご・ユンボ置き場である。新規に設置する予定はなく、設置する場合も地下に影響のない上物にする。ビニールハウスの基礎は40～50 cm掘る。
- ・（現状後継者の見込みについて）安徳台は水が無く、収穫時には獣害（サル、イノシシ等）を受ける状況で、後継者に勧めることはできず意欲はない。早く購入し史跡公園化して欲しい。企業・人に貸すことはいいが、水、獣害の問題は変わらないと思う。

■当日配布資料：なし

○第3回安徳台遺跡の保存活用を考える地域座談会

■開催日：令和3年10月21日（木）10:00～12:00

■場 所：安徳公民館

■参加者：9名（安徳地域住民）

■概 要：主に営農について、維持管理の現状や、今後の管理や活用方針について話し合った。

■参加者からの意見（抜粋）

- ・地権者の中でも史跡になり人が来るために草を切るということに抵抗を感じている方もいる。
- ・草を刈って整備をするように心がけているが、今後の継続や予算の面で心配がある。国の予算などないのか？継続は困難。維持のために規制に応じて5千・1万円なりで管理費をつけてもらうだけでも気持ちが違う。
- ・今後の見通しがないと子どもに迷惑をかける。畑はあっても収入が無い。
- ・史跡指定によって、地権者にとっていいことはあるのかわからない。規制がかかったことで地権者はなにもできない。
- ・地元としては、プランが作り上げられたら、頑張ろうという気にもなるので嬉しい。



第3回座談会の様子

■当日配布資料

安徳台遺跡の保存活用を考える地域座談会 第2回

令和3年10月21日 10:00～
会場：安徳公民館

1. 史跡地の維持管理の方法（案）

今後の史跡地の暮らし方イメージ

日ごろの維持管理について

1) 地元のみなさんが行うこと（農地およびその周辺について）

- ・施設・工作物の保守管理
- ・栽培作物・植栽の管理
- ・清掃
- ・日常的な巡視・点検

2) 市が行うこと（遺構およびその周辺について）

- ・施設・工作物の保守管理
- ・今後設置する工作物（史跡の標識、説明板、囲さく等）について、点検・清掃・補修をします。
- ・植栽管理
- ・専門家による植生調査や史跡地周辺の歴史環境や地域住民の意向を踏まえながら、適切な植生管理を行っていきます。
- ・遺構の保護
- ・遺跡・遺構に「き損」等が見つかった場合は、管理方法や復旧策を講ずることとします。

3) 協働で行う内容

- ・遺跡に悪影響を及ぼす恐れのある場合や、道路や周辺の住宅地等地域の暮らしに悪影響を与える恐れがある場合については、伐採や強剪定といった対策を検討しましょう。
- ・台地上の植生は、農作業や公開後の来訪者の立ち入りが見込まれるため、主に、遺構の保護と安全確保のための管理を行いましょ。
- ・斜面地の植生は、史跡周辺の道路や住宅地等への影響も考慮し、緑地保全と景観保全の観点で長期的な管理を行いましょ。

非常時の対応について

1) 災害への対応

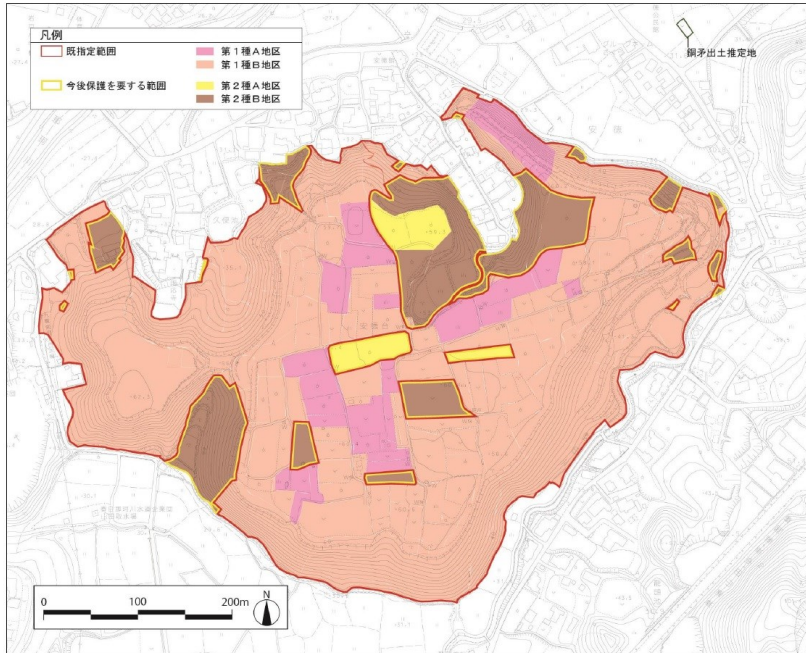
- ・台風・大雨等が予想される場合は、従前・従後の段階において、これまでと同様の巡回・点検を行うことを継続してください。
- ・被害が発生した場合は、関係機関にすみやかに報告してください。
- ・市で緊急・応急の対応を行う必要を検討します。応急措置を行った部分については、随時観察を継続し、本格的な復旧について検討を進めます。二次的災害の発生を防止します。

2) 被害の予防措置

- ・災害発生時の対応のための体制として、関係機関を中心として緊急時のみなさまの対応体制を整えておきます。
- ・市の内部では情報収集・伝達体制を確立し、災害・事故等が発生した場合の対応及び史跡における復旧の考え方・方法等について意見を共有しておきます。
- ・予防措置として、応急措置のために必要な土嚢・防水シート・木杭・立ち入り防止柵等の資材についても準備・確保します。

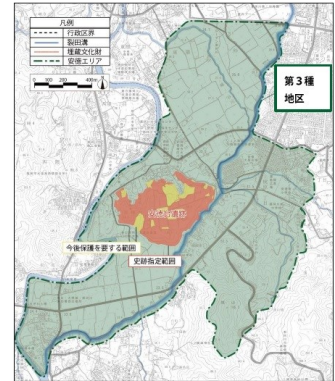
今後の体制イメージ

2. 史跡地内の地区区分



地区区分の考え方

- 史跡指定範囲内：第1種
- 史跡指定範囲外：第2種
- 遺構・遺物が確認された範囲：A地区
- 遺構・遺物が確認されていない・未調査の範囲：B地区
- 史跡地周辺で一体的な景観を守りたい範囲：第3種



3. 現状変更を行う場合の取扱い

- 本史跡は営農が継続していることから、現状の営農行為の継続については、遺構に影響を及ぼさない範囲で原則として認めるものとする。以下のア〜ケの項目については、営農のための行為を除く現状変更についての取扱い基準を定めるものとする。
- 第1種地区は、文化財保護法（125条）にあるように、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」と定められている。
- 第2種地区は、史跡指定地外となるため、開発行為を行う場合は、地権者の協力のもと那珂川市と事前の協議を行い、第1種地区に準じた対応を図っていく。
- 第3種地区は、将来的な活用・整備にあたって、史跡地の背景として良好な景観形成を図っていく。

現状変更等	地区区分		特記事項
	A地区	B地区	
ア. 造成（土地の掘削、盛土、切土）等の地形の変更	・原則として認めない。1)	・原則として認めない。1)	1) 遺構復元や後世の地形改変の復旧といった文化財保護のための地形変更は認める。
イ. 道路の新設、改築及び修繕	・原則として認めない。2)	・原則として認めない。2)	2) 史跡の活用に資する来訪者の散策路や管理用車両の通行に供する道路の敷設等については、工法等を十分に検討したうえで認める場合がある。
ウ. 建築物の新築、増築、改築、移転または除却	・新築、増築、改築、移転は認めない。・除却は認める。4)	・新築、増築、改築、移転は、原則として認めない。3)・除却は認める。4)	3) 簡易な建築物で、基礎工事を伴わないかつ、遺構や景観保護に影響を及ぼさない範囲で認める。4) 除却の際に遺構に影響を与えないように配慮する。
エ. 工作物の新設、増設、改修、移転または除却	・新設、増設、改修、移転は原則として認めない。5)・除却は認める。6)	・新設、増設、改修、移転は原則として認めない。5)・除却は認める。6)	5) 安全管理上必要な工作物や史跡の保存管理・活用に資する工作物については、史跡としての価値及び景観の保全に関する計画や方法を十分に検討したうえで、遺構に影響のない範囲で認める。6) 除却の際に遺構に影響を与えないように配慮する。
オ. 公園施設の新設、増設、改修、移転または除却	・新設、増設、改修、移転は原則として認めない。7)・除却は認める。8)	・新設、増設、改修、移転は原則として認めない。7)・除却は認める。8)	7) 安全管理上必要な公園施設や史跡の保存管理・活用に資する公園施設については、史跡としての価値及び景観の保全に関する計画や方法を十分に検討したうえで、遺構に影響のない範囲で認める。8) 除却の際に遺構に影響を与えないように配慮する。
カ. 地下埋設物の新設、改修、修繕及び除却	・新設は認めない。・増設、改修、修繕は原則として認めない。9)・除却は認める。11)	・新設、増設、改修、修繕は原則として認めない。10)・除却は認める。11)	9) 既設の埋設管を活用する等、新たな掘削を伴わない場合は、工法等を十分に検討したうえで認める場合がある。10) 安全管理上必要な地下埋設物や史跡の保存管理に必要な地下埋設物は、地下遺構に影響のない範囲で認める。11) 除却の際に遺構に影響を与えないように配慮する。
キ. 樹木の植栽、移植、伐採、伐根	・樹木の植栽については認めない。・移植、伐根については原則として認めない。12)・伐採は認める。	・樹木の植栽、移植、伐根については原則として認めない。12)・伐採は認める。	12) 史跡整備に伴い、史跡としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲で認めるものとし、根などが地下遺構に影響を与えないように配慮する。
ク. 発掘調査及び保存のための整備、活用のための整備	・発掘調査は認める。13)・保存のための整備及び活用のための整備は、学術的調査の成果に基づく範囲で認める。14)・発掘調査は認める。13)・保存のための整備及び活用のための整備は、学術的調査の成果に基づく範囲で認める。14)	・発掘調査は認める。13)・保存のための整備及び活用のための整備は、学術的調査の成果に基づく範囲で認める。14)	13) 遺構の保存や状況把握に関わる発掘調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。14) 整備を行う場合には、その方法を十分に検討したうえで行う行為について認めるものとする。
ケ. 営農のための行為	・造成などの地形の変更については地下遺構に影響を及ぼさない範囲であれば原則として認める。15)・現状の里道の補修については原則として認める。16)・現在設置されている工作物について、改修については原則として認める。17)・果樹等の植栽、伐採、伐根は原則として認める。18)	・原則として認めない。	15) 耕種等の行為が地下遺構に及ぼす影響を事前に市と協議し、その確実性が担保されることを条件として認めるものとする。16) 営農行為に必要であり、日常的な維持管理を前提としてかつ遺構に影響を及ぼさない軽微な補修については認められる。17) 営農行為に必要であり、基礎工事を伴わないかつ遺構に影響を及ぼさない範囲であれば認める。18) 遺構に影響を及ぼさないことを前提とし、かつ景観への影響に配慮した範囲で認めるものとする。特に伐根については慎重に対応する。
コ. その他史跡に影響を及ぼす行為	・原則として認めない。	・原則として認めない。	

4. 活用の方法

史跡の公開・見学

- 史跡の公開
 - ・ 史跡の保存及び利用者の安全性が確保されることを前提に公開する。
 - ・ 遺構への影響を考慮したうえで、積極的に公開し、活用・整備を進めていく範囲を設定する。
- 見学ルートの設定
 - ・ 主要幹線道路やバス停から安徳台遺跡までのルートを設定する。
 - ・ 農作業に係る動線と史跡見学の動線の混在に留意し、適切な見学ルートを設定する。
- 安全性の確保とルールづくり
 - ・ 野生動物や危険生物から来訪者の安全を確保する。
 - ・ 地域住民の営農行為と来訪者の見学行動の共存を図るためのルールを定め、周知に努める。

広域連携

- ・ 仮園の拠点集落として他の遺跡と連携する。
- ・ 「安徳エリア」内の遺跡群や日本遺産を構成する周辺市町の構成資産と連携する。
- ・ 関連するストーリーの中での本史跡の位置付けを明確にすることで、広域な来訪行動を視野に入れた活用を推進する。



日本遺産「古代日本の西の郡」ホームページ画面

情報発信

- 現地説明会の実施・発掘調査状況の公開
 - ・ 発掘調査を実施した際は、現地説明会を状況に応じて開催し、調査成果を公開し、発掘調査の成果や今後の調査状況についても発信していく。
- 各種メディアによる情報発信
 - ・ 本史跡の有する価値を広く周知するために、新聞・テレビ等のマスコミや、市のホームページ、SNS等を用いて効果的に発信する。
- シンポジウム等の開催
 - ・ シンポジウムの開催や研究発表、他史跡の研究者との情報交換会等、対外的な活動力を入れ、研究の発展とその成果の情報発信を推進する。



現地説明会の様子
(市で過去に実施)

学校・社会教育

- 学校教育との連携
 - ・ 文化振興課による出前授業を実施する。
 - ・ 遠足や社会科見学での史跡地の利用等の活用プログラムを計画する。



学校での出前授業
(市で過去に実施)

地域と連携する新たな展開

- 史跡を舞台にしたイベント
 - ・ まち歩きイベントや、史跡をテーマにしたお祭り等を実施する。
 - ・ イベント時には、地元の自治会や商店、企業、サークルによる出店や出し物等で地域の活性化を図る。



まち歩きイベント
(市で過去に実施)



あいちの史跡をめぐる
御史跡印を集めよう

史跡をテーマにした商品開発

- ・ 地域の企業や飲食店と連携し、史跡がテーマのお土産物や地元食材のお弁当・メニュー等を開発する。



史跡関連のお弁当
のイメージ



唐古・龍造 出土品をモチ
ーフにしたアクセサリー



桂川町王塚古墳を
モチーフにした古墳マドレーヌ

ブランディングによる地域産業の高付加価値化

- ・ 「安徳台ブランド/安徳ブランド」を確立することで、高付加価値化を目指す。
- 例：史跡地内で収穫されたみかん、周辺の田んぼで獲れたお米



「安徳台」のみかん



「増山城」御城印
とお米のセット



「太宰府」電源不
要の竹スปีカー

来訪コンテンツの作成

- ・ キャンプやスポーツの利用、レジャーや憩いの場としての利用、セラピー、農業体験などを想定する。
- ・ これまで史跡に興味を持っていなかった層が史跡を訪れるきっかけを提供する。



福岡市・舞鶴公園
マチキャンプ



国史跡吉武高木遺跡
花塚プロジェクト



国史跡吉武高木遺跡
やよいの風公園多目的広場

○第4回安徳台遺跡の保存活用を考える地域座談会

■開催日：令和4年2月26日（土）13:30～15:30

■場 所：安徳公民館

■参加者：14名（安徳地域住民）

■概 要：本計画のパブリックコメント期間中に、計画の概要説明と意見交換を行った。

■参加者からの意見（抜粋）

- ・ 「管理団体」について詳しく知りたい。管理は市がするのか、私たちがするのか。
- ・ 崩落の危険箇所があるが、どうするのか？地権者が修繕するのはかなりの金額になる。
- ・ 安徳大塚古墳は動きが見えないが、安徳台とからめる理由が分からない。
- ・ 具体的な動線や広がり提案してほしい。地元がどう関わるか、周辺も含むか等。
- ・ コロナで公園が使えないことで、サッカーや野球ができる場所として少し有名になってきている。もう少し具体的に話が動けば長生きしようと思える
- ・ 以前、ハウスを建てようとしたときに石があって建てられなかったと聞いた。まだ埋蔵物はある。今もガイドしているように、分かりやすく見える目玉があればよい。
- ・ 営農で活用しているところ以外に、管理だけが付きまといるところもある。その土地を期成会は見逃さないからきれいにしている。

■当日配布資料：パブリックコメント中の計画書から、目的・価値・課題・基本理念・保存管理・現状変更の取扱い・運営体制・実施計画、を抜粋した資料を配布した。



第4回座談会の様子

6：ポスターセッションの結果のまとめ

実施概要

タイトル：『国史跡安徳台遺跡』を知ろう！ポスター展示 and talk

〈WEB 展示〉

■掲載期間：令和3年9月8日(水)～10月31日(日)

■概要：那珂川市(教育委員会)のホームページにポスターセッションのページを設け、ポスターのデータをWEB上に掲載した。WEB上で回答できるアンケートもあわせて実施した。

〈会場展示〉

■展示期間：令和3年10月12日(火)～31日(日)

■場所：博多南駅ビル1階ギャラリー

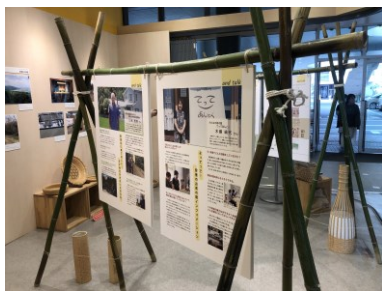
■概要：ポスターと写真等で、本史跡の価値や史跡地および周辺で活動を行う人のインタビュー記事を展示した。会場には、安徳台で活動する団体の協力を得て、安徳台から切り出した竹を用いた。また、ポスターの内容を持ち帰って読めるように、フリーペーパーも配布した。

〈職員による解説・意見交換〉

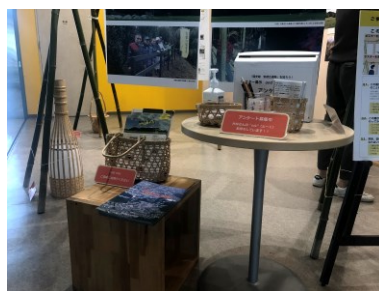
■実施期間：令和3年10月30日(土)～31日(日) 10:00～12:00、14:00～16:00

■場所：博多南駅ビル1階ギャラリー

■概要：展示会場にて、市の文化財担当職員が遺跡の解説を行い、市民との意見交換を行った。



展示の様子



フリーペーパーとアンケート



解説の様子

展示したポスターの内容

博多南駅
安徳台遺跡
那珂川市

安徳台遺跡を語ろう

and talk

and talk | あんとーく 安徳 in 那珂川にたたく安徳台遺跡。

その秘密にせまり、みんなのトークでつなぐ企画。

安徳台展望所を整備した地元の有志

安徳台遺跡でのたけのこ掘り

山田 | 交差点から国道575号線を通るときに見える安徳台遺跡

稲田溝ライトアップ2019

and talk

ルーツを掘り下げよう

安徳台の地下には、多年代・多様な遺跡が眠っています

江戸時代になると筑前には黒田長政が52万石の城主として福岡城（熊本城）に入ってくる。以後、約270年の間、黒田氏の治世が続く。市ノ瀬字城ノ内には黒田如水の黒田城の黒田御殿（藩）のものと伝えられる藩と屋敷跡がある。天正14年（1586）に焼失した稲田神社も元禄のころに、当時この地の領主であった黒田頼高が藩主によって復興され始める。正徳4年（1714）建立の鳥居は市内で一番大きく、その額は市の指定文化財となっている。

主屋的な建物も見つかっており、性格付けが難しいが、同年代に記された文献資料の「葛葉間蔵」等から、当時本町は内大氏に治められ、本支跡の南側の岩門城が大友氏直轄の城で、城の監督者として城督がおかれていたことがわかっていく。このことから、見つかった屋敷跡は、大友氏が岩門城に派遣した城督クラスの屋敷の可能性が考えられる。

建物配置については十分な把握ができていないが、主軸が概ね南北方向を取り、掘り方が1辺1～12mの方形で、柱は柱礎から計測すると直径30～50cmである。同時期で同規模の掘り方や柱を持つのは、官舎などの公的な建物に限られることから、孤立柱建物の性格としては公的な官舎等の施設の可能性が高い。

本支跡で見つかった集落からは、西日本で最大規模の高深14.6mを測る住居跡を筆頭に直径10mクラスの住居跡の数が多く見つかった。また、調査された検体箱のうち、2号検体、5号検体からは掘削者の足跡をはじめとして、日本で4例しか見つかっていない炭灰製品や一つの検体箱に副葬された量としては日本一となるゴホラ貝製の細網、ガラス製の勾玉や管玉、多量の朱が出土しており、2号検体箱の棺外からは鉄剣及び鉄矢が出土している。これらの発見は、弥生時代の有力者の様子やその有力者が始めた集落の様相を知る上で貴重な発見といえる。

約9万5千年前に流れ出した熊本県阿蘇山の火山灰により造られた隼鷹が、河川に浸食されてきたと考えられている。標高約60mの周辺との比高差約30mの台地。

阿蘇山噴火
阿蘇山
火山灰
火砕流
火山灰の堆積
河川による浸食

04 近世

03 室町時代

02 飛鳥時代

01 弥生時代

00 安徳台の誕生

and talk

安徳台をのぞいてみよう

樹林に囲われた安徳台、登ると視界が開けて栗樹園や畑が広がります

オリーブ畑
一本立ちにし、丁寧に剪定するなど樹形にもこだわって敷地されている。

安徳台展望所
地元の有志で造られた展望所。稲田溝を見ることができ、展望台です。

ミカン畑
昔から人家のある産地ミカン。甘みと酸味のバランスが良いらしい。

安徳宮
安徳天皇を祀る小さな祠があり、「お昼え」という地名も残っている。

きれいに片られた草地
サッカーやテニスボールなどができそう。広がりがある。

竹林
NPO 法人地元の有志が園芸を行い、嵐と元との竹林づくりに取り組んでいる。

周辺で行われる行事

4月 安徳さま祭り
安徳天皇の命日である4月26日付7月31日に入口の鳥居に寄り付け、日本最古といわれる人工土器の製 遺物館前のお祭りである。かがり火送の日曜日に安徳宮に集い、お祭りされた茶の輪をくくりお参すること。田舎、水堀に湧いて打響等ライト、に無事息災を願い、餅料理の「ぬや」や「お餅」などの儀式を行う。かわし、で、身を清め、無病息災を祈る。

7月 稲田神社の稲穂し
稲田溝ライトアップ
稲田溝ライトアップ

11月 火焚きこもり
火焚きこもり

11月

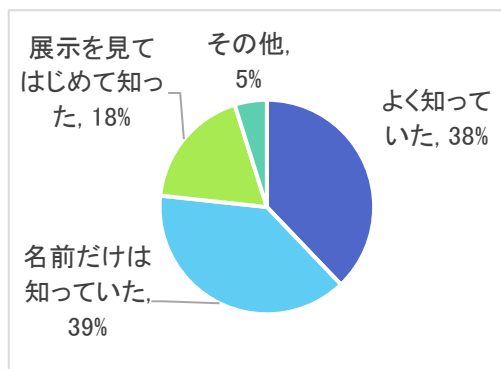
アンケート結果

実施場所及び回答数

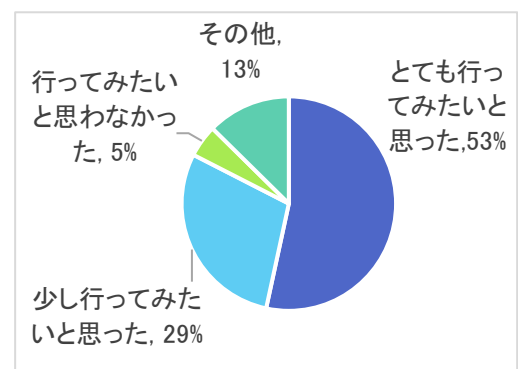
実施場所	展示会場	てってあんどく	WEB	計
回答数	28	62	13	103

アンケートの設問および結果

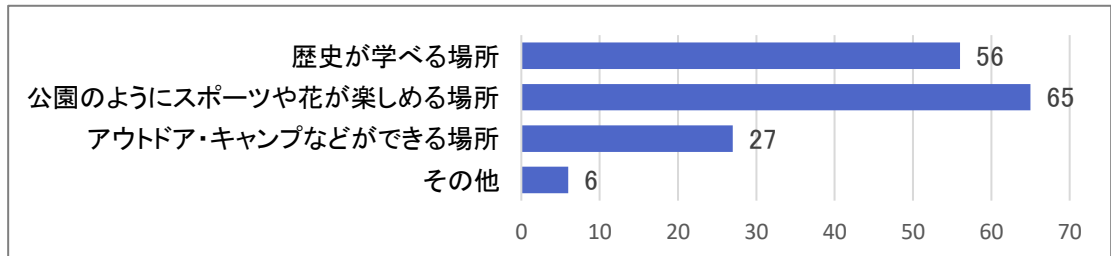
Q1. この展示を見るまでに安徳台遺跡のことを知っていましたか？ N=103



Q2. この展示を見て、安徳台遺跡に行ってみようと思いましたが、行きたいと思いませんでしたか？ N=103



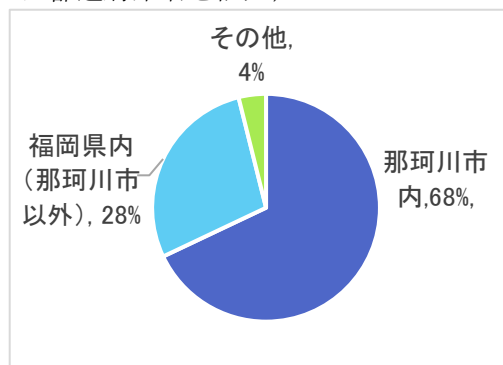
Q3. 将来、安徳台遺跡がどんな場所になればいいと思いますか？（複数選択可能） N=103



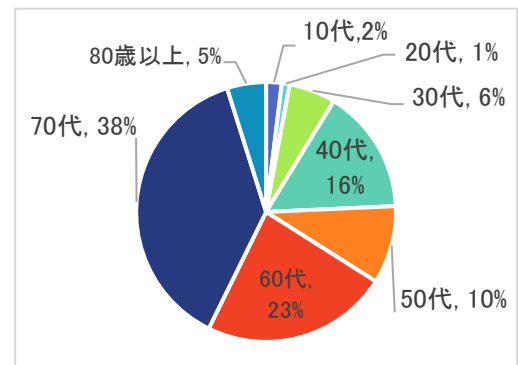
その他の回答

- ・福岡市が見渡せる見晴らしの良い場所
- ・老若男女が楽しめる公園など、...
- ・なぜ竹ばかりなのか。もっと遺跡の展示を など

Q4. お住まいはどこですか？（その他の場合は都道府県名を記入） N=103



Q5. 年齢 N=103



7：関連資料一覧

本史跡に関連する資料を以下に示す。

- ・那珂川町教育委員会『安徳台遺跡群』那珂川町文化財調査報告書 第67集 2006
- ・那珂川町教育委員会『安徳台遺跡群』那珂川町文化財調査報告書 第67集 付編 2006
- ・那珂川町教育委員会『安徳台遺跡群Ⅱ』那珂川町文化財調査報告書 第79集 2010
- ・那珂川町教育委員会『安徳台遺跡群Ⅲ』那珂川町文化財調査報告書 第83集 2014
- ・柳田康雄「弥生ガラスの考古学」『九州と東アジアの考古学—九州大学考古学研究室 50周年記念論文集—上巻』九州大学考古学研究室 50周年記念論文集刊行会 2008
- ・藤田 等『弥生時代ガラスの研究』名著出版 1994
- ・木下直子『南島貝文化の研究 貝の道の考古学』法政大学出版 1996
- ・野島 永『弥生時代における初期鉄器の白菜時期とその流通構造の解明』2006
- ・河野摩耶、高橋和也、今津節生、南 武志「福岡県安徳台遺跡における朱の使い分けについて」『古代』142号 早稲田大学考古学会 2018年
- ・文化庁文化財第二課「新指定の文化財 記念物〔史跡の指定〕」『月刊文化財』665号 第一法規株式会社 2019年
- ・篠田謙一・神澤秀明・角田恒雄・安達 登「福岡県那珂川市安徳台遺跡出土弥生中期人骨のDNA分析」『国立歴史民俗博物館研究報告』第219集 国立歴史民俗博物館 2020
- ・藤尾慎一郎・坂本 稔・瀧上 舞「福岡県那珂川市安徳台遺跡出土弥生中期人骨の年代学的調査」『国立歴史民俗博物館研究報告』第219集 国立歴史民俗博物館 2020

8：関連遺跡資料一覧

本史跡の周辺エリアに所在する主な遺跡に関連する資料を以下に示す。

- ・那珂川町教育委員会『裂田溝』那珂川町文化財調査報告書 第65集 2005
- ・那珂川町教育委員会『岩門城跡』那珂川町文化財調査報告書 第68集 2006
※岩門城跡については、龍神山城などの呼称がある。
- ・那珂川町教育委員会『安徳大塚古墳』那珂川町文化財調査報告書 第91集 2016

国史跡 安德台遺跡保存活用計画

令和4年3月

編集・発行 那珂川市教育委員会
〒811-1242
福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号
TEL 092-953-2211
FAX 092-953-0688